





# 出産用脱脂綿 不足の悩み解消

## いよく切符制を實施さる

時局下脱脂綿の如きものは國民保健衛生上欠くことの出来ないものであります。去る昭和十五年十月頃より次第に不足を告げ十二月頃になつて益々深刻の度を増して來たので縣當局に於きましては需給の圓滑をはかるため、臨時的措置方法として切符制を實施することになりました。又政府に於きましては之が對策のため本年一月下旬頃より全國一齊に切符制を實施することになりました。その間本縣發行の切符により不取敢本年二月末日迄出産見込の妊産婦に對し切符を交付することになりましたので出産用脱脂綿不足の悩みは

解消されることになりました。  
(商工課)

對象者 本市内に居住する妊産婦  
實施期日 昭和十五年十二月下旬  
購入券の發行者 廣島縣  
購入券の様式 出産用精製脱脂綿購入券  
購入券の交付 本市に居住を有し購入券の交付を受けようと思ふ妊産婦は左の様式の申請書に記入して醫師又は産婆の證明を受けて申請すれば本市商工課で購入券を交付いたします

様式例

## 市内傳染病發生月報 (十二月)

町名發生數	大須賀町	大洲町	段原東浦	鐵砲屋町
尾長町	二	南盤屋町	山口町	一
西新町	二	段原末廣	南三篠町	一
千田町二	一	上水主町	廣島病院	三
段原中町	一	大手町五	廣島北町	一
元宇品町	三	鐵治屋町	江波町	二
仁保洲崎	一	已斐町	翠町	一
廣瀬元町	二	楠木町三	東白島町	一
東盤屋町	一	三篠木一	鵜島場町	一
舟入町	一	下流川町	打越町	一
			牛田町	二
			件發生	六十三名

これからがチフス猖獗季です

## 廣島市税ノ賦課期日、賦課率又ハ賦課定額並ニ納期限

税目	賦課期日	賦課率又ハ賦課定額	納期限
地租	第一期 四月一日 第二期 十月一日	本税ノ百分ノ百二十	第一期 四月三十日 第二期 十月三十一日
家屋税	第一期 六月一日 第二期 十一月一日	本税ノ百分ノ百二十	第一期 六月三十日 第二期 十一月三十日
營業附加税	本税決定ノ日	本税ノ百分ノ二百四十	地方税法第九條第一項及第九條第三項ノ規定ニ依ル
礦附加税	本税決定ノ日	本税ノ百分ノ十	地方税法第九條第一項及第九條第三項ノ規定ニ依ル
段別附加税	本税賦課期日ノ例ニ依ル	本税ノ百分ノ二百十八	全額 四月三十日
船舶附加税	本税賦課期日ノ例ニ依ル	本税ノ百分ノ百	全額 五月三十一日(隨時ニ賦課スルモノハ徵稅令書ニ定ムル期限)
自動車附加税	本税賦課期日ノ例ニ依ル	本税ノ百分ノ百	全額 五月三十一日(隨時ニ賦課スルモノハ徵稅令書ニ定ムル期限)
電柱附加税	本税賦課期日ノ例ニ依ル	本税ノ百分ノ百	全額 五月三十一日(隨時ニ賦課スルモノハ徵稅令書ニ定ムル期限)
不動産取得附加税	本税賦課期日ノ例ニ依ル	本税ノ百分ノ百	全額 五月三十一日(隨時ニ賦課スルモノハ徵稅令書ニ定ムル期限)
漁業權附加税	本税賦課期日ノ例ニ依ル	本税ノ百分ノ百	全額 (徵稅令書ニ定ムル期限)

出産用脱脂綿購入券 交付申請書  
昭和十六年 月 日  
世帯主(氏名) 廣島市 町 番地  
廣島市長 藤田若水殿 印  
柄 妊産婦 (歳) 昭和十六年 月 日  
分娩豫定ニ付キ出産用脱脂綿購入券交付相成度此段及申請候也

入券番號( )井  
昭和十六年 月 日  
住所 廣島市 町 番地  
産婆(氏名) 印  
醫師(氏名) 印  
電話 西局 番

右出産之事實相違無キ事ヲ證明ス  
昭和十六年 月 日  
住居 廣島市 町 番地  
産婆(氏名) 印  
醫師(氏名) 印  
電話 西局 番

割當量 妊産婦一人當り脱脂綿又は衛生綿五〇〇瓦であり百瓦入五個となつてゐます。

購入方法 交付を受けた購入券に妊産婦の住所氏名捺印し世帯主の氏名を書いて醫藥品小賣商業組合に屬してゐる藥局・藥種商等の店で、この購入券と引替に現品を買ふのであります。

購入券の效力 購入券は賣買や讓渡してはなりません。發行者の印と裏面に廣島市役所産業部商工課の印とがないものは無効であります。又有効期限の過ぎたものは無効であります。

十二月十四日夜、牛田不動院で年末常會を開き、參會者百餘名あり、牛尾町總代の挨拶、谷山市指導課長の戦時下の新生活實踐についての講演あつて年末年始の生活改善事項を申合せた。

牛田町役員常會(戸數千六百餘) 牛田町では十二月二十一日午後七時町内安樂寺で役員常會を開催、町内各隣組を通じ年末年始の生活改善事項の實踐方につき懇談の後、谷山市指導課長より時艱克服の爲め、市民舉つて貯蓄報國に邁進するやう講演し一同勵行を申合せた。(以下四八九頁)



市内各町常會では政府の貯蓄獎勵に順應して夫れ( )會員に貯蓄を勧め相當成績をあげてゐるが、平田屋町(總代齊木勝吉氏)横町(同引地秀吉氏)大手町四丁目(同渡部數太郎氏)十日市町(同井上春美氏)榎町(同高橋剛氏)の五ヶ町では、從來の貯金方法に新に紀元二千六百年記念の意味を加へ、且つある目標を立て、樂しみつゝ貯金するため義に遞信省で創始した紀元二千六百年記念集金郵便貯金に全町舉つて参加し最低毎月二圓、最高二十六圓の貯金を一戸残らず勵行豫期以上の成績を示し當局を數賞させてゐる。

牛田町々内會  
十二月十四日夜、牛田不動院で年末常會を開き、參會者百餘名あり、牛尾町總代の挨拶、谷山市指導課長の戦時下の新生活實踐についての講演あつて年末年始の生活改善事項を申合せた。

## 人事欄

### 衛生正副組長(一)

(昭和十六年一月六日現在)

- 組合名 組長 副組長
- 仁保町 越 大和 貞男 橋本 會一
  - 堀 洋 大橋 年見 津田 勇之助
  - 向 崎 板村 信一 藤川 政吉
  - 淵 浦 津村 數一 奥村 惟一
  - 本 矢 賀 町 樋口 文教 松谷 仙次郎
  - 牛田町 南 町 區 花房 嘉兵衛 花房 登市
  - 早 稻 田 區 中 石 喜 三 郎 吉 岡 助 三
  - 旭 町 區 藤 田 金 一 鈴 木 一 造
  - 丹 土 區 石 田 仲 吉 馬 野 利 準
  - 本 町 區 田 羅 賢 市 丸 森 壽 平
  - 神 田 區 吉 川 鎮 槌 佐 田 喜 藏
  - 新 町 區 中 尾 英 吉 沖 村 清 太 郎
  - 尾 長 町 岩 鼻 區 竹 田 保 次 郎
  - 東 部 萩 重 登 高 田 淺 太 郎
  - 荒 神 通 上 杉 亦 市 山 中 蠶 作



Table of taxes and duties including categories like 漁業權稅割, 狩獵者稅割, 藝妓稅割, 舟稅割, 自轉車稅割, 荷車稅割, 金庫稅割, 扇風機稅割, 屠畜稅割, 犬稅割, 傭人稅割.

- List of names and titles for various districts: 東白島町 大横田義雄, 西白島町 村上長次郎, 白島西中町 山根芳太郎, etc.

(四八四頁ヨリノ續キ) 古田町田方組(戸數一四四) 十二月二十二日午後三時田方信用組合で谷山市指導課長臨席、町内戸主又は世帯主全員集合して月番組常會結成の發會式を舉行した。

堀川町常會 堀川町々内會では一月七日夜、町内永照寺で新年常會を開き津田市指導課教化係長の講演の後、丸岡町總代より年中行事の發表あり、會員自慢の餘興澤山で和樂裡に散會した。

果物野菜など臺所品 七十七種の公定價格

蔬菜及果實類小賣公定價格

Table listing various vegetables and fruits with their respective prices and categories. Includes items like 白菜, 大根, 小豆, etc.

玉ッパ 五〇匁 同 飲食店等ニ於ケル麵類(一部抜萃) (昭和十五年十一月五日協定額)

Table listing various types of rice (玉ッパ) and other food items with their prices and specifications.

梅干及梅漬ノ販賣公定價格 (昭和十五年六月十日) (農林省ノ指定)

Table listing various types of rice (山羊乳) and other food items with their prices and specifications.



# 火事は最初の五分間に消せ

(四) 廣島市防火改修に就て

課 繕 營

2、都市計畫的施設 都市計畫的施設として疎開の問題と防火地区の問題が考へられます。

(疎開) 都市防火の見地より疎開問題即ち自由空地の問題は最も重要な問題の一つであります。我が國都市が木造建物で充満されて居る爲めに都市防火の對策としては防火第一主義でなければならぬ事は既に述べましたが、道路の幅員を擴大し且つ増設する事も建築物の延焼防止に至大なる効果があります。又、平時に於ては都市交通緩和に資することも出来ず、火災其の他の災害時に於ける異常交通にも備へる事が出来ず、殊に公園廣場等の如きは防火帯として最も有力なものであり、平時に於ては市民の體位向上及び慰樂に効果がありますから其の増設は都市防火上、都市衛生上ともに最も必要であります。

して建物に必要な制限を加へ専ら都市中樞部の保護を計り併せて一種の防火壁としての役割を果さしむる様計畫されたのが我が國の防火地区制であります。即ち防火地区とは都市に於ける火災防備の地区でありまして、其の指定する地区は集團的一街廓を指定する場合もあり、何れも其の地区内の建物の構造を一部制限して防火の目的を達せんとするものであります。以上を以つて概略防火對策の説明を終つた譯であります。要するに我が國都市防火對策の問題は以上述べました消防、建築、都市計畫等の綜合施設に依らねば完璧を期する事は至難であります。我が國都市の實狀から見れば第一にどうして建築物自體の對策を考へねばなりません。此の點に就ては市街地建築物法及び其の附屬法令の規定による防火地区の問題、特殊建築物の耐火構造の問題、防空建築規則等によりて留意せられて居りますが、之等は或る小区域内の建築物及び特殊の用途に供せらるゝ建築物並に木造建物の新増築等に就き其の構造に防火的制

限を加へたのに止り一般大多數の既存木造建物に對しては何等其の規定は設けられて居ないのであります。前述の通り九十九パーセント以上の木造建物で充満されて居る我が國都市の實狀であり、殊に鐵筋コンクリート造りは禁止されたも同様である今日防火對策としては既存木造建物其のものの對策こそは焦眉の急であり又之以外に適切な方法はないのであります。

即ち今度市に於て實施いたさうとする木造建物防火改修事業こそこれでありまして道路幅員及び隣地との空地の狭い所の建物の外周或は建築面積の或る限度を超えた建物と建築物との仕切り等を不燃質材料を以て構造し以て火災延焼を防止し又少くとも其の延焼を緩慢ならしめんとするものであります。即ち木造建物を以つてしても一個の建物に發生した火災を可及的に他に延焼せしめざることを目的とする點に於て現狀に即したる解決策は之をおいて他にないものであります。

## 四、防火改修の基本方針

火災の延焼は飛火、輻射熱、火焰の舌(火柱)等の諸原因によつて起るものであります。火災の規模が大なればなる程其の燃焼力も増大して來ます。この事は火災延焼力の根本的性質でありまして火災防止上の根本的着眼點であります。消防に於て『火事は最初の五分間』と申しますのが、この諺は火事の本質を経験上よ

り良く捕へた諺であります。今消防といふ人的作業を別として家屋自身で延焼を防ぐ場合でも道理は一つでありまして一街區が一つの火となつて燃え上る様な大火事になつては可成の防火線でも又如何に鐵筋コンクリート造りでも必ずしも延焼を防止する事の出来ぬ場合があるのは是迄の諸所の大火の記録でも判る所であります。之を小さな火事の内に延焼を防止したならば可成輕微な防火構造でも防止し得ることは是迄の諸種の實驗によつて立證せられて居ります。こゝが防火改修の狙ひ所であり、防火改修は既存木造建物の外圍(外壁・開口・屋根)を簡易迅速安價の方法を以て一棟毎に防火的に改修する事でありまして隣家との距離及び道路の幅員の大なる部分は之を省略してもよく又小なる建物にあつては數棟の合計面積が一定限度を越えぬ範圍内に於ては一棟と看做す事も差支へない事になつて居ります。其の目的は前述の通り之に依つてたへ出火しなして火災の損害を一棟に局限せんとするものであります。改修の施行程度に依つては多少延焼しても其の延焼を極めて緩慢ならしめ若干の消防力に依つて大火に到らしめない事であり、即ち防火改修に最も必要な條件は

- 1、現在の事變下にあつても實施可能な簡易且安價な手法であり急速に完成し得る事
- 2、防火效力に就ても充分なる信頼度のある事等であり、(つゞく)

# 廣島市報

號八十四百第

昭和十六年二月六日  
發行所 廣島市報社  
印刷所 廣島市報社  
電話 二七〇

## 【告示】

●廣島市告示甲第六號

廣島市度量衡取締規程第四條但書ノ  
器物提出日時  
三月廿四日 午前十時  
三月廿五日 午前十時  
三月廿六日 午前十時  
三月廿七日 午前十時  
三月廿八日 午前十時  
三月廿九日 午前十時  
三月三十日 午前十時  
三月三十一日 午前十時

廣島市度量衡取締規程第四條但書ノ  
器物提出場所  
皆實小學校  
皆實町二丁目  
同 三丁目  
同 四丁目附近  
同 五丁目附近  
同 六丁目附近  
同 七丁目附近  
同 八丁目附近  
同 九丁目附近  
同 十丁目附近  
同 十一丁目附近  
同 十二丁目附近  
同 十三丁目附近  
同 十四丁目附近  
同 十五丁目附近  
同 十六丁目附近  
同 十七丁目附近  
同 十八丁目附近  
同 十九丁目附近  
同 二十丁目附近  
同 二十一丁目附近  
同 二十二丁目附近  
同 二十三丁目附近  
同 二十四丁目附近  
同 二十五丁目附近  
同 二十六丁目附近  
同 二十七丁目附近  
同 二十八丁目附近  
同 二十九丁目附近  
同 三十丁目附近  
同 三十一丁目附近  
同 三十二丁目附近  
同 三十三丁目附近  
同 三十四丁目附近  
同 三十五丁目附近  
同 三十六丁目附近  
同 三十七丁目附近  
同 三十八丁目附近  
同 三十九丁目附近  
同 四十丁目附近  
同 四十一丁目附近  
同 四十二丁目附近  
同 四十三丁目附近  
同 四十四丁目附近  
同 四十五丁目附近  
同 四十六丁目附近  
同 四十七丁目附近  
同 四十八丁目附近  
同 四十九丁目附近  
同 五十丁目附近  
同 五十一丁目附近  
同 五十二丁目附近  
同 五十三丁目附近  
同 五十四丁目附近  
同 五十五丁目附近  
同 五十六丁目附近  
同 五十七丁目附近  
同 五十八丁目附近  
同 五十九丁目附近  
同 六十丁目附近  
同 六十一丁目附近  
同 六十二丁目附近  
同 六十三丁目附近  
同 六十四丁目附近  
同 六十五丁目附近  
同 六十六丁目附近  
同 六十七丁目附近  
同 六十八丁目附近  
同 六十九丁目附近  
同 七十丁目附近  
同 七十一丁目附近  
同 七十二丁目附近  
同 七十三丁目附近  
同 七十四丁目附近  
同 七十五丁目附近  
同 七十六丁目附近  
同 七十七丁目附近  
同 七十八丁目附近  
同 七十九丁目附近  
同 八十丁目附近  
同 八十一丁目附近  
同 八十二丁目附近  
同 八十三丁目附近  
同 八十四丁目附近  
同 八十五丁目附近  
同 八十六丁目附近  
同 八十七丁目附近  
同 八十八丁目附近  
同 八十九丁目附近  
同 九十丁目附近  
同 九十一丁目附近  
同 九十二丁目附近  
同 九十三丁目附近  
同 九十四丁目附近  
同 九十五丁目附近  
同 九十六丁目附近  
同 九十七丁目附近  
同 九十八丁目附近  
同 九十九丁目附近  
同 一百丁目附近

規定ニ依リ度量衡ニ關スル甲種取締  
ヲ左ノ通執行ス  
昭和十六年二月六日  
廣島市長 藤田若水  
取締執行區域

●廣島市告示甲第七號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年  
度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ  
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス  
昭和十六年二月八日  
廣島市長 藤田若水  
昭和十五年度廣島市歲入出  
豫算追加

第六款 使用材料及手数料

第一項 金五百九拾八圓  
第二項 金五百九拾八圓  
第三項 金八千八百九拾五圓  
第四項 金八千八百九拾五圓  
第五項 金八千八百九拾五圓  
第六項 金八千八百九拾五圓  
第七項 金八千八百九拾五圓  
第八項 金八千八百九拾五圓  
第九項 金八千八百九拾五圓  
第十項 金八千八百九拾五圓  
第十一項 金八千八百九拾五圓  
第十二項 金八千八百九拾五圓  
第十三項 金八千八百九拾五圓  
第十四項 金八千八百九拾五圓  
第十五項 金八千八百九拾五圓  
第十六項 金八千八百九拾五圓  
第十七項 金八千八百九拾五圓  
第十八項 金八千八百九拾五圓  
第十九項 金八千八百九拾五圓  
第二十項 金八千八百九拾五圓  
第二十一項 金八千八百九拾五圓  
第二十二項 金八千八百九拾五圓  
第二十三項 金八千八百九拾五圓  
第二十四項 金八千八百九拾五圓  
第二十五項 金八千八百九拾五圓  
第二十六項 金八千八百九拾五圓  
第二十七項 金八千八百九拾五圓  
第二十八項 金八千八百九拾五圓  
第二十九項 金八千八百九拾五圓  
第三十項 金八千八百九拾五圓  
第三十一項 金八千八百九拾五圓  
第三十二項 金八千八百九拾五圓  
第三十三項 金八千八百九拾五圓  
第三十四項 金八千八百九拾五圓  
第三十五項 金八千八百九拾五圓  
第三十六項 金八千八百九拾五圓  
第三十七項 金八千八百九拾五圓  
第三十八項 金八千八百九拾五圓  
第三十九項 金八千八百九拾五圓  
第四十項 金八千八百九拾五圓  
第四十一項 金八千八百九拾五圓  
第四十二項 金八千八百九拾五圓  
第四十三項 金八千八百九拾五圓  
第四十四項 金八千八百九拾五圓  
第四十五項 金八千八百九拾五圓  
第四十六項 金八千八百九拾五圓  
第四十七項 金八千八百九拾五圓  
第四十八項 金八千八百九拾五圓  
第四十九項 金八千八百九拾五圓  
第五十項 金八千八百九拾五圓  
第五十一項 金八千八百九拾五圓  
第五十二項 金八千八百九拾五圓  
第五十三項 金八千八百九拾五圓  
第五十四項 金八千八百九拾五圓  
第五十五項 金八千八百九拾五圓  
第五十六項 金八千八百九拾五圓  
第五十七項 金八千八百九拾五圓  
第五十八項 金八千八百九拾五圓  
第五十九項 金八千八百九拾五圓  
第六十項 金八千八百九拾五圓  
第六十一項 金八千八百九拾五圓  
第六十二項 金八千八百九拾五圓  
第六十三項 金八千八百九拾五圓  
第六十四項 金八千八百九拾五圓  
第六十五項 金八千八百九拾五圓  
第六十六項 金八千八百九拾五圓  
第六十七項 金八千八百九拾五圓  
第六十八項 金八千八百九拾五圓  
第六十九項 金八千八百九拾五圓  
第七十項 金八千八百九拾五圓  
第七十一項 金八千八百九拾五圓  
第七十二項 金八千八百九拾五圓  
第七十三項 金八千八百九拾五圓  
第七十四項 金八千八百九拾五圓  
第七十五項 金八千八百九拾五圓  
第七十六項 金八千八百九拾五圓  
第七十七項 金八千八百九拾五圓  
第七十八項 金八千八百九拾五圓  
第七十九項 金八千八百九拾五圓  
第八十項 金八千八百九拾五圓  
第八十一項 金八千八百九拾五圓  
第八十二項 金八千八百九拾五圓  
第八十三項 金八千八百九拾五圓  
第八十四項 金八千八百九拾五圓  
第八十五項 金八千八百九拾五圓  
第八十六項 金八千八百九拾五圓  
第八十七項 金八千八百九拾五圓  
第八十八項 金八千八百九拾五圓  
第八十九項 金八千八百九拾五圓  
第九十項 金八千八百九拾五圓  
第九十一項 金八千八百九拾五圓  
第九十二項 金八千八百九拾五圓  
第九十三項 金八千八百九拾五圓  
第九十四項 金八千八百九拾五圓  
第九十五項 金八千八百九拾五圓  
第九十六項 金八千八百九拾五圓  
第九十七項 金八千八百九拾五圓  
第九十八項 金八千八百九拾五圓  
第九十九項 金八千八百九拾五圓  
第一百項 金八千八百九拾五圓

●廣島市告示甲第八號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年  
度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ  
如シ  
昭和十六年二月八日  
廣島市長 藤田若水  
昭和十五年度廣島市歲入出  
豫算追加

第十七款 繰入金  
金參千七百拾五圓



**第一項 前年度繰越金**  
金參千七百拾五圓

**歳入合計金參千七百拾五圓**

**歳出經常部**  
第六款 役所費  
金參千四百拾參圓

**第二項 雜給**  
金參千四百拾參圓

**第十六款 青年學校費**  
金拾貳圓

**第一項 青年學校費**  
金五圓

**第二項 女子青年學校費**  
金七圓

**經常部計金參千五百拾五圓**

**臨時部**  
臨時部計金五百拾五圓

**歳出合計金參千七百拾五圓**

**歳入出差引殘金ナシ**

●廣島市告示第九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

如シ

昭和十六年二月八日  
廣島市長 藤田若水

昭和十五年廣島市歳入出豫算追加

**歳入**  
第十七款 繰入金  
金八千貳百貳拾圓

**第一項 前年度繰越金**  
金八千貳百貳拾圓

**歳入合計金八千貳百貳拾圓**

**歳出臨時部**  
第二十款 負擔金  
金八千貳百貳拾圓

**第一項 負擔金**  
金八千貳百貳拾圓

**臨時部計金八千貳百貳拾圓**

**歳出合計金八千貳百貳拾圓**

**歳入出差引殘金ナシ**  
(右は少年審判所敷地買収年賦支拂昭和十五年度分の義務負擔なり)

●廣島市告示第一〇號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十六年二月八日  
廣島市長 藤田若水

昭和十五年廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算追加

**歳入**  
第六款 繰入金  
金五百六拾圓

**第一項 繰入金**  
金五百六拾圓

**歳入合計金五百六拾圓**

**歳出經常部**  
第一款 事務費  
金五百六拾圓

**第一項 給料及雜給**  
金五百六拾圓

**經常部計金五百六拾圓**

**歳出合計金五百六拾圓**

**歳入出差引殘金ナシ**

●廣島市告示第一一號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十六年二月八日  
廣島市長 藤田若水

昭和十五年廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算追加

**歳入**  
第二款 寄附金  
金壹萬五千元

**第一項 寄附金**  
金壹萬五千元

**歳入合計金壹萬五千元**

**歳出**  
第二款 資出  
金壹萬五千元

**第一項 資出**  
金壹萬五千元

**歳出合計金壹萬五千元**

●廣島市告示第一三號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル永本獎學資金規程左ノ通り定ム

昭和十六年二月十二日  
廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一四號  
永本獎學資金規定

第一條 永本獎學資金金壹萬五千元ハ之ヲ永本獎學資金ト稱シ特別會計トシ其ノ元資ヨリ生ズル收益ヲ以テ廣島市三條尋常高等小學校並ニ大芝尋常小學校兒童ノ獎學費ニ充ツ

毎年度ノ決算剩餘金ハ繰越ノ手續ヲ爲サズシテ元資ニ組入ル、モノトス

第二條 資金ハ確實ナル銀行ニ預入レ之ガ利殖ヲ圖ルモノトス但シ市長ニ於テ利益ト認ムル時ハ公債證書ヲ購入スルコトヲ得

第三條 本規程施行ニ必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

附則  
本規程ハ昭和十五年度ヨリ施行ス

●達甲第一號  
事務監査規程制定ノ件  
事務監査規程左ノ通り定ム

昭和十六年一月十八日  
廣島市長 藤田若水

**名譽の戦死者**

陸一等兵 太田 勝美殿 愛宕町  
同 西原 進殿 大芝町  
同 熊田 政一殿 南盤屋町  
陸軍兵長 中野 春夫殿 堀川町  
陸軍大尉 山田 新殿 翠町

陸軍曹長 益田 完祿殿 稻荷町  
陸上等兵 宇根榮太郎殿 雜魚場町  
陸軍少尉 木下 泰雄殿 昭和町  
陸上等兵 古田 正行殿 三條本町四丁目  
軍 齋藤 清助殿 上天満町  
同 東 富勝殿 宇品町御幸通  
同 貞本 初一殿 宇品町  
同 吉良 明殿 旭町

●達甲第一號  
事務監査規程制定ノ件  
事務監査規程左ノ通り定ム

昭和十六年一月十八日  
廣島市長 藤田若水

●達甲第一號  
事務監査規程制定ノ件  
事務監査規程左ノ通り定ム

昭和十六年一月十八日  
廣島市長 藤田若水

**第一條 市役所・市立學校及各屬ノ事務監査並ニ市費補助事業團體ノ會計検査ハ別ニ規定アルモノノ外本規程ニ依ル**

**第二條 前條ノ事務監査及會計検査ハ秘書課ヲシテ之ヲ掌理セシム**

市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ外兼務又ハ臨時ノ監査係員ヲ命ズルコトアルベシ

**第三條 監査スベキ事務ノ概目左ノ如シ**

法令、例規等運用ニ關スル事項△豫算執行ニ關スル事項△金錢及物品並ニ工用材料等ノ出納保管ニ關スル事項△事務分擔及執務方法ニ關スル事項△執行計畫及實施成績ニ關スル事項△市有財産ノ管理ニ關スル事項△事務整理ニ關スル事項△各種工事ノ進捗狀況・工事竣工検査ニ關スル事項△諸收入金賦課徴收ニ關スル事項△課税標準調査ニ關スル事項△滞納處分ニ關スル事項△其ノ他市長ニ於テ命ジタル事項

**第四條 補助事業團體會計検査ノ概目左ノ如シ**

市補助金又ハ獎勵金ノ收支ニ關スル事項△補助事業ノ執行狀況ニ關スル事項

**第五條 監査ハ隨時書類・帳簿ヲ徴シ又ハ關係職員ノ出向ヲ求メ若ハ現地ニ臨ミテ之ヲ行フ**

**第六條 監査係員ノ質問ニ對シテハ答辯ヲ拒ミ若ハ秘密ヲ包藏スルコトヲ得ズ監査係員ノ監査シタル事項ハ總ベテ秘密トシ之ヲ洩洩スル**

●達甲第二號  
廣島市外勤手当支給規程  
中改正ノ件

昭和九年六月達甲第四號外勤手当支給規程中左ノ通り改ム

別表 第一

出張地名 係別

仁保町ノ内金輪島、カヌ島、峠島、似島町  
仁保町ノ内向洋、堀越  
仁保町ノ内淵崎、日字那及古田町、草津東町、草津本町、草津南町、草津濱町、庚午町、其ノ他

昭和十六年二月三日  
廣島市長 藤田若水

**第二條 手当金ハ一日ニ付別表第一ノ區別ニ依リ之ヲ支給ス**

**第三條 中「別表」トアルヲ「別表第二」ニ改ム**

**第四條 削除**  
第六條中「雇、臨時雇」トアルヲ「雇(日給雇ヲ含ム)」ニ改ム

「別表」ヲ「別表第二」ニ改ム

附則  
本規程ハ昭和十五年十月一日ヨリ適用ス

昭十六年二月三日  
廣島市長 藤田若水

**第二條 手當金ハ一日ニ付別表第一ノ區別ニ依リ之ヲ支給ス**

**第三條 中「別表」トアルヲ「別表第二」ニ改ム**

**第四條 削除**  
第六條中「雇、臨時雇」トアルヲ「雇(日給雇ヲ含ム)」ニ改ム

「別表」ヲ「別表第二」ニ改ム

附則  
本規程ハ昭和十五年十月一日ヨリ適用ス

**戸籍受附件數增加**

最近一年に一割増

昨年中に於ける本市の戸籍受附件數は二七、四五九件に上リ一昨十四年中より二、六一七件一割餘の増加となつてゐる

件名 昭和十五年 十四年との増減△比較

出生	九、四七	一、六六
私生子認知	一、四二	一、四
養子縁組	八〇	一三
養子離縁	二〇	四
婚姻	四、五五	六五
離婚	四、四	三
後見開始	一、五	三
後見居	二、九	三
死亡	五、四六	△四三
家督相續	一、三三	△三
指定制人	一〇	〇
家督相續人	四〇三	〇
入籍	三三	〇
分家	一、〇	〇
轉籍	二、三	〇
廢籍	五	△三
其ノ他	二、〇	〇
計	二七、五九	二、六七



國稅、縣稅、市稅納期月別一覽表

(△印ハ市ニ於テ) (直接徴收セザルモノ)

Table with columns for month (月別), tax type (税目), and district (区分). Rows include National Tax (國稅), Prefecture Tax (縣稅), and City Tax (市稅) with various sub-categories like land tax, business tax, and property tax.

廣島市告示甲第三號

廣島市町内會等設置規程左ノ通り定ム 昭和十六年二月八日 廣島市長 藤田若水

廣島市町内會等設置規程

第一章 總則

第一條 本市ハ萬民翼贊ノ實ヲ舉グル爲町内會、聯合町内會及市常會ヲ設

廣島市諭告第一號

本市市制施行以來茲ニ五十餘年市勢年々遂ウテ向上セルハ克ク市民各位ガ自治ノ本義ヲ體シテ隣保相扶ノ實ヲ舉ゲ町役員各位亦滅私奉公其ノ職務ニ盡瘁セラレタルニ因ルモノガ...

廣島市長 藤田若水

- 八、保健衛生ニ關スルコト
九、防空防衛ニ關スルコト
十、納税ニ關スルコト
十一、官公署及各種團體ノ連絡ニ關スルコト
十二、其ノ他必要ト認ムルコト
左ノ役員ヲ置ク
會長 一人
副會長 一人



置ス

第二章 町内會

第二條 町内會ハ町、丁目等ノ地域ヲ區域トス 但シ町、丁目等ノ地域内戸數三百ヲ超エ又ハ百ニ達セザルトキ其ノ他市長必要アリト認ムルトキハ別段ノ區域ヲ指定スルコトアルベシ
第三條 町内會ノ名稱ハ其ノ區域町、丁目等ノ名ヲ冠ス 但シ市長ニ於テ別段ノ名稱ヲ指定スルコトアルベシ
第四條 町内會ハ其ノ區域内ノ全世帯ヲ以テ之ヲ組織ス 但シ其ノ區域内ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ準ズ

市長必要ト認メタルトキハ二人
幹事 若干人
會長ハ町内會隣組長ノ協議ニ依リ推薦シタル者ニ就キ市長之ヲ委囑ス
副會長ハ會長ノ推薦シタル者ニ就キ市長之ヲ委囑ス
幹事ハ會長之ヲ委囑ス
役員ノ任期ハ二年トス 但シ副會長ノ任期ハ之ヲ推薦シタル會長ノ在任期間トス
中途就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
役員ハ重任ヲ妨グズ

第七條 會長ハ町内會ヲ代表シシ務ヲ統理シ市常會及聯合町内會ト緊密ナル連絡ヲ圖ルモノトス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ指示ニ從ヒ會務ヲ分掌ス

第八條 町内會ニ隣組ヲ置ク

隣組ハ隣接スル十戸内外ヲ以テ組織シ其ノ區域ハ町内會長之ヲ指定ス

第九條 隣組ニ組長ヲ置ク

組長ハ其ノ組内協議ニヨリ推薦シタル者ニ就キ會長之ヲ委囑ス

組長ノ任期ハ一年トス 但シ重任ヲ妨グズ

第十條 町内會長ハ毎月一回以上其ノ區域内ノ全戸又ハ組長ヲ集メ常會ヲ開催シ周知事項ノ徹底ヲ圖リ必要ナル事項ヲ協議ス

第十一條 組長ハ其ノ組内ノ全戸ヲ集メ毎月一回以上隣組常會ヲ開催ス

第十二條 隣組ハ前條ニ定ムル隣組常會ノ外必要ニ依リ隣接スル隣組ト合同常會ヲ開催スルコトヲ得

第十三條 町内會ノ經費ハ町内會費、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 町内會費ハ其ノ區域内ノ世帯主又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ負擔ス

第十五條 町内會規約ノ設定、變更、町内會費ノ賦課徵收方法、豫算、決算等ハ組長常會ニ附議決定スベシ

第三章 聯合町内會

第十六條 町内會ニ關スル諸般ノ連絡調整ヲ圖リ共同ノ事業ヲ遂行スル爲

小學校通學區域内ニアル町内會ヲ以テ聯合町内會ヲ組織ス

第十七條 聯合町内會ノ名稱ハ其ノ所在ノ小學校名ヲ冠シ何々聯合町内會ト稱ス

會長 一人

副會長 一人

理事 若干人

會長ハ區域内町内會長ノ意見ヲ聞キ市長之ヲ委囑ス

副會長ハ會長ヲ推薦シタルモノニ就キ市長之ヲ委囑ス

理事ハ區域内町内會長中ヨリ會長之ヲ委囑ス

役員ノ任期ハ二年トス 但シ副會長ノ任期ハ之ヲ推薦シタル會長ノ在任期間トス

中途就任シタル役員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ重任ヲ妨グズ

第十八條 會長ハ聯合町内會ヲ代表シ會務ヲ統理シ市常會ト緊密ナル連絡ヲ圖ルモノトス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

理事ハ會長ノ指示ニ從ヒ會務ヲ分掌ス

第十九條 聯合町内會ニ參事ヲ置クコトヲ得

參事ハ同區域内各種團體代表者中ヨリ會長之ヲ委囑シ其ノ任期ハ二年トス 但シ團體代表者タル資格ヲ失ヒタルトキハ退任トス

第二十條 聯合町内會長ハ毎月一回以上區域内ノ町内會長、副會長及參事ヲ集メ聯合常會ヲ開催シ必要ナル事項ヲ協議ス

第二十一條 聯合町内會ノ經費ハ其ノ區域内ノ町内會分擔金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二條 聯合町内會規約ノ設定、變更、聯合町内會費ノ賦課徵收方法、豫算、決算等ハ聯合常會ニ附議決定スベシ

第四章 市 常 會

第二十三條 市常會議員ハ市長之ヲ委囑ス

市常會議員ノ任期ハ二年トス但シ公職又ハ團體代表者タルノ資格ニヨリ

委囑セラレタル者其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退任トス

第二十四條 市常會ハ毎月一回以上之ヲ開催ス

市常會ノ座長ハ市長ニ當リ其ノ協議ハ懇談ノ上座長之ヲ決ス

第二十五條 市常會ニ於テ協議スベキ事項左ノ如シ

一、市各種行政ノ改善刷新及綜合的運營ニ關スルコト

二、市下町内會及聯合町内會トノ連絡調査ニ關スルコト

三、市及市内各種團體相互ノ協力ニ關スルコト

第五章 雜 則

廣島市告示甲第四號

廣島市町内會規約準則左ノ通り定ム

昭和十六年二月八日

廣島市長 藤 田 若 水

廣島市町内會規約準則

第一條 本會ハ廣島市町内會等設置規程ニ依リ之ヲ設置ス

第二條 本會ハ何町(又ハ何町何丁目)町内會ト稱ス

第三條 本會ハ何町(又ハ何町何丁目)ノ區域内ニ在ル左ニ掲グル者ヲ以テ組織ス

一、世 帯

二、法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ準ズベキモノ

第四條 本會ノ事務所ハ會長宅(又ハ何々)ニ置ク

第五條 本會ニ於テ實踐スベキ事項左ノ如シ

一、敬神崇祖及祭祀ニ關スルコト

二、國民精神作興ニ關スルコト

三、國策及市行政ヘノ協力ニ關スルコト

四、銚後援護ノ強化ニ關スルコト

五、隣保親睦及相互扶助ニ關スルコト

六、教育、教化及表彰ニ關スルコト

七、經濟統制及生活改善ニ關スルコト

八、保健衛生ニ關スルコト

九、防空、防衛ニ關スルコト

一〇、納税ニ關スルコト

一一、官公署及各種團體トノ連絡ニ關スルコト

一二、何々ニ關スルコト

一三、其ノ他必要ト認ムルコト

第六條 本會ニ左ノ係ヲ置ク

庶 務 係

會 計 係

教 化 係

附 則

第三十五條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 本規程施行ノ際ノ現任ノ町總代、副總代及評議員ハ引續キ在任シ現在地域内ニ於ケル諸般ノ事務ヲ處理スルト共ニ本規程ニ據リ町内會ノ整備ニ當ルモノトス 但シ其ノ在任期間ハ町内會長ノ就任迄トス

軍事援護係  
防衛係  
保健係  
統制經濟係  
何々係

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長 一人  
副會長 何人  
幹事 何人  
會長、副會長ハ市長ノ委囑シタル者之ニ當リ幹事ハ會長之ヲ委囑ス役員ハ總テ無給トス  
役員ノ任期ハ二年トス 但シ副會長ノ任期ハ之ヲ推薦シタル會長ノ在任期間トス  
中途就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス 役員ハ重任ヲ妨ゲズ  
第八條 會長ハ町内會ヲ代表シ會務ヲ統理シ市常會及聯合町内會ト緊密ナル連絡ヲ圖ルモノトス  
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス  
幹事ハ會長ノ指示ニ從ヒ會務ヲ分掌ス  
第九條 本會ノ區域ヲ分割シ隣組ヲ置ク  
隣組ノ名稱及地域ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム  
第十條 隣組ニ組長ヲ置ク  
組長ハ其ノ組内協議ニヨリ推薦シタル者ニ就キ會長之ヲ委囑ス  
組長ノ任期ハ一年トス 但シ重任ヲ妨ゲズ  
組長ハ隣組ヲ代表シ町内會長ノ指示ニ從ヒ組内各般ノ事項ヲ處理ス  
第十一條 組長ハ左ノ事項ニツキ其ノ都度之ヲ町内會長ニ報告スルモノトス  
一、組内ニ轉入又ハ轉出者アリタルトキ  
二、組内ニ出生又ハ死亡者アリタルトキ  
三、組内ニ入營應召又ハ歸還者アリタルトキ  
四、其ノ他必要ト認ムルコト

第十二條 組長ヲ輔佐スル爲月番ヲ設ク、月番ハ一月毎ニ各世帯輪番之ニ當ルモノトス  
組長ハ毎月一回以上其ノ組内ノ全世帯ヲ集メ隣組常會ヲ開催ス、其ノ期日及場所ハ組長之ヲ指定ス  
隣組常會ハ組内ノ親睦ヲ圖リ周知事項ノ徹底ヲ期シ且實行スベキ各般ノ事項ヲ協議懇談ス  
第十三條 隣組ハ前條ニ定ムル隣組常會ノ外必要ニ依リ隣接スル隣組ト合同常會ヲ開催スルコトヲ得  
第十四條 本會ハ毎月一回以上區域内全世帯又ハ組長ノ常會ヲ開催ス、其ノ期日及場所ハ會長之ヲ指定ス  
常會ノ座長ハ會長之ニ當リ其ノ協議ハ懇談ノ上座長之ヲ決ス  
第十五條 本會ノ經費ハ町内會費、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ  
第十六條 町内會費ハ區域内ノ世帯主又ハ之レニ準ズベキ者ニ於テ負擔ス 但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトヲ得  
第十七條 町内會費ハ組長ニ於テ取纏メ毎月何日迄ニ之ヲ會計係ニ納付スルモノトス  
第十八條 本會規約ノ設定、變更、町内會費ノ賦課徵收方法、豫算、決算等ハ組長常會ニ附議決定スルモノトス  
第十九條 本會ノ會計年度ハ市ノ會計年度ニ依ル  
第二十條 本會ニ左ノ簿冊ヲ整備ス  
一、規約綴  
二、町籍簿  
三、役員名簿  
四、常會記録  
五、財産臺帳  
六、歳入出豫算書及決算書  
七、會費徵收簿  
八、金錢出納簿  
九、其ノ他必要ナル帳簿  
第二十一條 會長ハ本規約ニ定ムルモノノ外必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得  
附則  
本規約ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示甲第五號  
廣島市聯合町内會規約準則左ノ通り定ム  
昭和十六年二月八日 廣島市長 藤田 若水

廣島市聯合町内會規約準則

第一條 本會ハ廣島市町内會等設置規程ニ依リ之ヲ設置ス  
第二條 本會ハ何々聯合町内會ト稱ス  
第三條 本會ハ何々小學校通學區域内ニ在ル町内會ヲ以テ之ヲ組織ス  
第四條 本會ノ事務所ハ何々ニ置ク  
第五條 本會ノ處理スベキ事項左ノ如シ  
一、町内會ノ連絡調整並ニ共同事業遂行ニ關スルコト  
二、市常會トノ連絡ニ關スルコト  
三、市其ノ他官公署トノ連絡並ニ委託事務ニ關スルコト  
四、各種團體トノ連絡並ニ援助協力ニ關スルコト  
五、時局並ニ災害ニ關スルコト  
六、何々ニ關スルコト  
七、其ノ他必要ト認ムルコト  
第六條 本會ニ左ノ係ヲ置ク  
庶務係  
會計係  
教化係  
軍事援護係  
防衛係  
保健係  
何々係

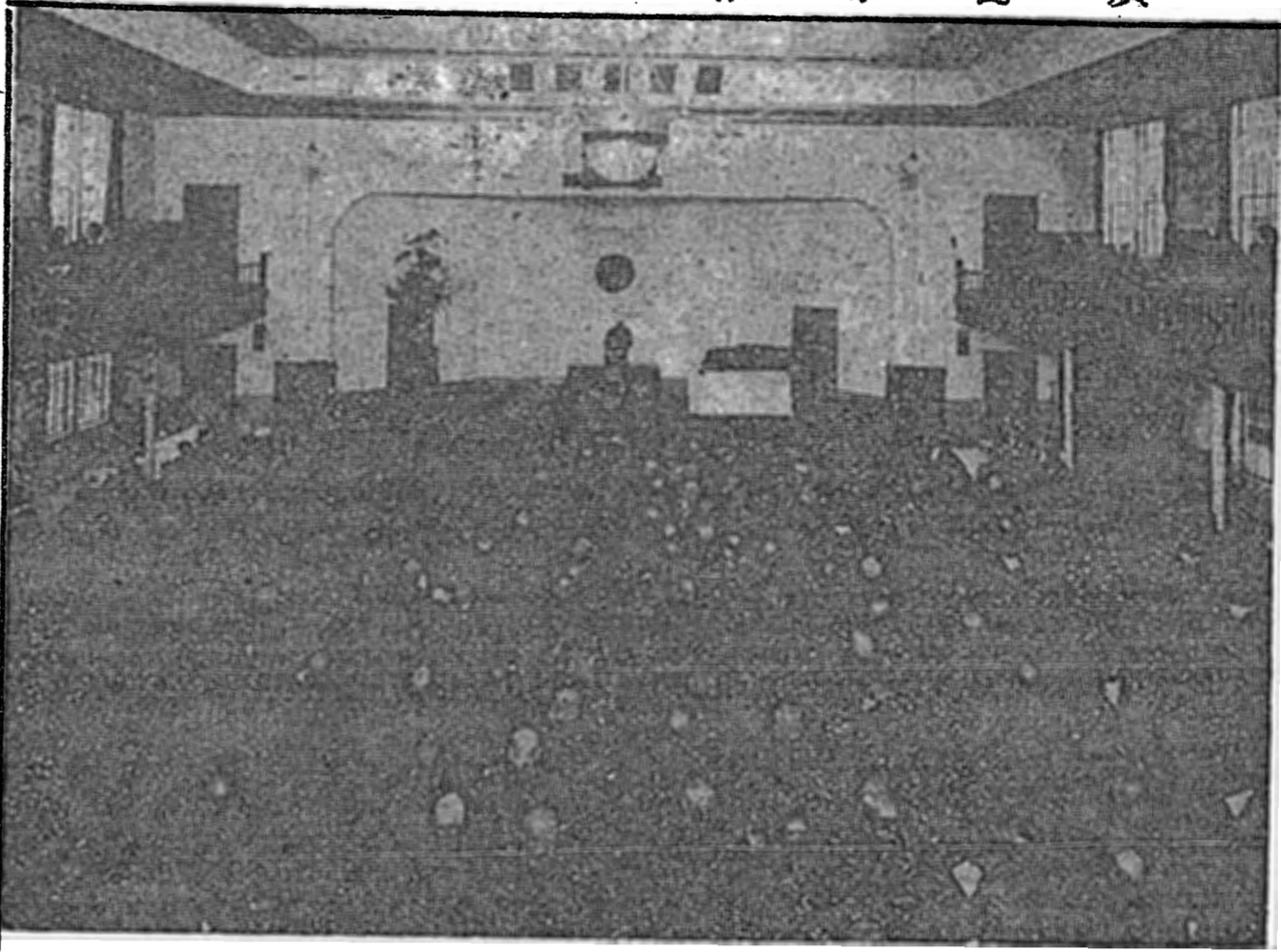
第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長 一人  
副會長 一人  
理事 何人  
會長、副會長ハ市長ノ委囑シタル者之ニ當リ幹事ハ會長之ヲ委囑ス、役員ハ總テ無給トス

役員ノ任期ハ二年トス、但シ副會長ノ任期ハ之ヲ推薦シタル會長ノ在任期間トス  
中途就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス 役員ハ重任ヲ妨ゲズ  
第八條 會長ハ聯合町内會ヲ代表シ會務ヲ統理シ市常會ト緊密ナル連絡ヲ圖ルモノトス  
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス  
理事ハ會長ノ指示ニ從ヒ會務ヲ分掌ス  
第九條 本會ニ參事ヲ置クコトヲ得  
參事ハ區域内各種團體代表者中ヨリ會長之ヲ委囑シ其ノ任期ハ二年トス 但シ團體代表タル資格ヲ失ヒタルトキハ退任ス  
第十條 會長ハ毎月一回以上區域内町内會ノ會長、副會長及參事ヲ集メ聯合常會ヲ開催シ必要ナル事項ヲ協議ス、其ノ期日及場所ハ會長之ヲ指定ス  
常會ノ座長ハ會長之ニ當リ其ノ協議ハ懇談ノ上座長之ヲ決ス  
第十一條 本會ノ經費ハ區域内町内會ノ分擔金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ  
第十二條 町内會分擔金ハ毎月何日迄ニ之ヲ會計係ニ納付スルモノトス  
第十三條 本會規約ノ設定、變更、聯合町内會費ノ賦課徵收方法、豫算、決算等ハ聯合常會ニ附議決定スルモノトス  
第十四條 本會ノ會計年度ハ市ノ會計年度ニ依ル  
第十五條 本會ニ左ノ簿冊ヲ整備ス  
一、規約綴  
二、役員名簿  
三、常會記録  
四、財産臺帳  
五、歳入出豫算書及決算書  
六、會費徵收簿  
七、金錢出納簿  
八、其ノ他必要ナル帳簿  
第十六條 會長ハ本規約ニ定ムルモノノ外必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得  
附則  
本規約ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

# 大廣島の市史に

## 期を劃す大協議

### 町總代制から町内會制へ



四十萬大廣島市民が協心戮力大政翼賛に精進し奉る基盤組織再編成工作としての町内會等設置協議會は二月八日午前十時貸町小學校講堂に開催、來賓相川知事代理大石振興課長その他約八十名、各町正副總代七百五十名參會、先づ宮城遙拜、皇軍の武運を祈る黙禱の後、藤田市長紀元節に賜りたる詔書を奉讀、引續き左の挨拶をなした。

藤田市長  
挨拶

輝しき聖戰第五年の新春に方り町内自治の重責に任せられる本市各町

正副總代各位と親しく一堂に相會することを得ましたことは私の欣幸とする所であります。

本市の町總代制度は極めて古き傳統を有し正副總代各位が常に犠牲的精神の下に市民の福祉増進及び市政の圓滑なる運行に協力せられ殊に今次事變勃發以來統後援護、國民精神總動員運動、或は生活必需物資の配給等諸般の國策實行に一方ならぬ努力を拂はれたるのみならず屢次常會を開催して隣保共助の美風を助長し時局の認識を深め生活の刷新を圖る等専ら力を戦時體制強化に致されたる御勞功に對しましては夙に衷心感謝を禁ぜざる所であります。

近時國際情勢の緊迫に伴ひ我邦は眞に未曾有の難局に直面し大東亞共榮國建設の聖業を完遂するため急速に高度國防國家建設の極めて切なるものがあります。就きましては舉國一致戰時體制を整備する爲政府の政策は全國に徹底して國民の實踐に移り又國內の實情は詳かに政府當局の了解を得、眞に萬民一體となつて大政を翼賛し奉らなければならぬのであります。曩に内務大臣が『萬民翼賛の本旨に則り地方共同の任務を遂行する爲に町内會を整備すべし』と云ふ訓令を發せられたのであります。即ち吾々國民の總てが夫々の職域に於て滅私奉公の精神を發揮し専心一意國策に即應して臣道實踐の成果を全うする爲めに町内會隣組常會を結成して大いに其の活動を期することの極めて緊要なるを指示せられ

たのであります。本市に於ては斯の内務大臣の訓令の趣旨に従ひ從來の町總代制度を解消して新に町内會を設立することに相成りましたのであります。此の新設せんとする町内會は横に町内各戸の聯繫を密にして相互の親睦を計ると共に縦に市を通じて上下聯絡を緊密にし所謂上意下達、下情上通以て大政翼賛の誠を致す所の國民組織なのであります。而して是等町内會の屬する區域の問題であります。従來の町總代擔當區域は概ね自然の發達に任せられてゐた關係上其廣袤に著しき大小の不同があり又は各區の分界が相錯せるものも少くありませぬので將來常會の開催諸政の通達及び町内會活動上の利失等を考慮し此の際等は等の區域を整理統一する必要があるものであります。又、町内會の重要な機能を十分に發揮するためには其の組織と相俟つて其の人を得ることが極めて肝要でありまして町内會長其他役員は人格識見を有し滅私奉公の誠意を以て行動せらるゝ徳望の高き人を得なければなりません。

諸君この新組織の整備並に其の活動如何は直に國家總力發揮の消長に關する次第であります。此際一切の私心を去り過去の因縁に捉はれず協心戮力速かに町内會を結成し以て曠古の大業を翼賛し奉ることは之實に光榮ある責務と信するものであります。各位幸に叙上の趣旨を諒とし亟かに町内會の整備充實に御協力下されまます様切望いたします。尙

ほ細目に關しましては指導課長より御説明申上げますから御協議御援助を願ひます。

次で知事代理大石振興課長廣島市が今日萬民翼賛の新體制に應じ内務省の訓令に依り從來の町總代制度を解消して新に町内會制度を設定されました事は誠に嬉び申上げる次第であります。

各位は現在まで重要な立場にあつて一般市民の指導と萬般の御世話役をなさりつゝあるのであります。廣島市が軍都として立派な發展を遂げたのは政治的にも經濟的にも影響があつたことはいふまでもありませんが、各位の指導よろしきを得たその底力の現はれであります。

我が國の聖戰も既に五ヶ年目の段階に入り未だ會て歴史になつた眞の非常時、眞の國難に直面いたした一日も速かに國內新體制を整備確保今や國民の總力を大東亞新秩序確立

に集中し、以て聖業完遂の事にあたれるの秋であります。廣島市には既に永き傳統を有し、特有の機能を發揮した町總代制度があり事績見るべきものがありました。今更に町内會の再編成が行はれることは誠に祝福すべきであります。廣島市には大本營趾があり、しかも軍都として各戰役事變ごとに我等の將兵が母國での最後の夢を結んだ町で、寸尺の地も熱血が滲むのである土地であります。この感激の地に町内會が整備充實するは眞に嬉ばしいことであり、各位は進むでこの制度の運用に協力して臣道實踐の實を擧げられんことを切望するものであります。

旨の告辭を述べ、協議に移り谷山市指導課長町内會整備に關する内務省訓令、市長諭告、廣島市町内會等設置規程を朗讀し、全員拍手をもつてこれに答ふ、この時山縣町總代聯合會長登壇

## 協議事項

### 指導課

- 一、町内會整備ニ關スル件  
其ノ筋ノ訓令ニ基キ緊迫セル重大時局ニ對處スルタメ萬民翼賛ノ國民組織タル町内會ノ整備ハ喫緊ノ急務ナルヲ以テ各位ハ左記要領ニ依リ之ガ整備完成ニ全幅ノ協力アラントヲ望ム
- (1) 整備期限ハ二月末日迄トスルコト
- (2) 規程第二條但書ノ規定ニ依リ區域ヲ變更スル必要アリト認ム

- ルモノニ付テハ更メテ協議致スベキモ若シ其他ニ於テ特別ノ必要ニ依リ變更ヲ希望セララル向ハ案ヲ具シ豫メ協議セラレタキコト
- (3) 各位ハ規程第八條ニ依リ隣組ヲ編成シ組長ヲ詮衡シ其ノ協議ニ依リ町内會規約ヲ設定シ承認ヲ受クル手續ヲ爲サレタキコト
- (4) 隣組長ノ集會ヲ開キ町内會長ヲ推薦スルコト

現下時局の極めて重大なるに鑑み吾等は町内會に關する本市の方針に賛同して新規程による町内會の整備に協力し速に新體制を樹立せんことを期す。

との町總代申合を朗讀、次で藤田市長議長席に着き、別掲の協議事項の討議に入り異議なく夫れに決定、正午この歴史的協議を終り萬民翼賛の巨歩を履み出すこととなつた。

(寫眞は當日の會場一部)

## 常會心得十則

- 一、常會は決議のみの會ではなく實行の機關であります。
- 一、常會は國策を忠實に實行する會であります。
- 一、常會は住みよい町、住みよい村をお互の力で作る會であります。

## 常會の到達目標

- 一、郷土に一人の不忠の者なからしむ。
- 一、郷土に一人の不孝の者なからしむ。
- 一、郷土に一人の争ふ者なからしむ。
- 一、郷土に一人のむさぼる者なからしむ。
- 一、郷土に一人の貧しき者なからしむ。
- 一、郷土に一人の滞納者なからしむ。
- 一、郷土に一人の惱める者なからしむ。
- 一、郷土に一人の犯罪者なからしむ。

電話案内

Table listing telephone numbers for various departments in the Hiroshima City Office, including sections like '代表番號' and '中區(16)'.

Table listing school names and their respective principals, organized by district or school type.

Table listing school names and their respective principals, continuing from the previous table.

Table listing school names and their respective principals, continuing from the previous table.

Main tax schedule table with columns for month (七月 to 月二十) and various tax categories such as '所得稅', '酒稅', '地租', and '營業稅'.

Table listing names and addresses of individuals, possibly related to the tax schedule or a specific list.

# 地方税法の新體制 市民「負擔の分任」

## 本月納期の市民税に就て

### 納税義務者

来る二月二十八日を納付期日とする『市民税』の納税告知書が今度初めてお手許に配布されました。この税金は昨年の税制大改正で新に設けられましたものであります。實をいふと他の市町村では従来とつておた戸數割がやめられて、その代りに課税範圍を廣くしたこの市町村市民税をとることゝなつたものであります。考へようでは戸數割が市町村市民税に變つたことにもなりますが、本市のやうに戸數割のなかつた所では一般に全く新しい税金が出来たやうに思はれるかも知れません。然し、本市では従来戸數割をとらぬ代りに『年所得五百圓以上の者』に『特別所得税』を課し、また家屋税附加税の制限外課税率も随分高率となつて居りました。これが今度、市民税が設けられたために特別所得税は全く廢止され、家屋税附加税はうんと減りまして殆ど昨年の半額になりまして、こんな具合で事實上これらの税金が市民税に變つたとすべきであります。

ます。勿論、市民税の納税義務者は一、本市内に一戸を構へる個人又は一戸を構へないで間借り、下宿、寄宿をして居たり或は、船を住居とする水上生活者であつても自分の所得で生活してゐる即ち獨立の生計を営む個人  
二、右のほか市内に一戸を構へないが事務所、營業所や別荘又は、別宅とかその他の家屋敷を持つてゐる個人  
三、市内にある法人の事務所、營業所の全部  
となつて居て課税範圍、即ち税金をとり立てる向きが随分廣くなりしました。これは市町村市民税が設けられた根本精神が『負擔の分任』言ひ換へますと、今日のやうな時世となりましては市町村民で負擔力のある者は一様に税金を負擔して地方自治の進展に協力し延いては國運の發展に奉公するといふ『税制の新體制』に基くものであります。市民税を納めますことは市民たるの義務でありますと共に市民が市民たるの資格あることを自ら證據立てる權利

でもあり、榮譽でもありません。だから、貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受けるもの(但し軍事扶助法に依る扶助を除く)は市民税を免除されることになつて居ります。

### 課税の標準

さて市民税をかける標準はどうなつてゐるか申しますと、夫れは右に記しました納税義務者が、毎年十月一日の賦課期日に使つてゐる住居家屋敷、事務所又は營業所の家屋賃賃をもとゝして割り出されるのであります。だから個人で二つ以上の住居や、家屋敷その他を使つてゐる場合はこれらのすべてを合算されるのであります。こゝで一と申し添へます右の『家屋賃賃格』とは家屋税をかけるものゝなる所謂評定賃賃格のことでありまして『家賃』とは全く別のものであります。従つて家賃は同額でも家屋賃賃格が違ふと市民税額も違つて來ます。なほこの他に課税標準について  
一、倉庫業者に對しては家屋賃賃格に〇・六を乗じたものを以て課税標準とする。  
二、納税義務者(法人を除く)の同居家族が家屋敷、事務所又は營業所を持つてゐるときはその家屋の賃賃格を納税義務者の賃賃格に合算してこれを賦課する例へば鐵砲町に住宅がある人の細君が新天

### 町正副總代異動

(二月七日現在)

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 町名    | 新總代       | 新副總代  |
| 尾長荒神  | 上杉 亦市     | 石田 忠男 |
| 同片河   | 石田 忠男     | 源一    |
| 若草町   | 大橋 馨      | 大津 源一 |
| 字品神田通 | 嶋山 庄一     | 大成 榮吉 |
| 同十二丁目 | 岡本 龍作     | 龍作    |
| 古田古江  | 綾吉 田川 靜男  | 靜男    |
| 松原町   | 才木倉太郎(死亡) | 石田 滿夫 |
| 西觀音二  | 石田 滿夫     | 滿夫    |
- ◎訂正 前號「上天満町南部副總代太田喜一氏(辭任)」とあるは(重任)の誤植につき訂正す

砲町の住宅と新天地の店との賃賃格を合せたものが課税標準となるのであります。

### 算出の方法

そこで市民税の賦課率と算出の方法はどうかと申しますと、賦課率は別に掲げました市税條例第十一條に依るのであります。これを算進課税法と申しまして、例へば家屋賃賃格五六〇圓のものに對する市民税額は左のやうになるのであります。

個人の場合

$$200 \times \frac{2}{100} = 4.00$$

$$300 \times \frac{3}{100} = 9.00$$

$$400 \times \frac{4}{100} = 16.00$$

$$500 \times \frac{5}{100} = 25.00$$

$$600 \times \frac{6}{100} = 36.00$$

$$800 \times \frac{8}{100} = 64.00$$

$$1000 \times \frac{10}{100} = 100.00$$

計 15.40

個人の場合

$$200 \times \frac{4}{100} = 8.00$$

$$300 \times \frac{6}{100} = 18.00$$

$$80 \times \frac{8}{100} = 6.40$$

$$30.80$$

又、假りに右の者が総合所得税一千五百圓を納めてゐるとしますと、昭和十五年年度の総合所得税に依る市民税賦課率は千分の四十一であります。

からこれが算出方法は右の賃賃格に依り算出した市民税額十五圓四十二銭に

$$1500 \times \frac{41}{1000} = 61.505$$

を加へた七六圓九〇銭となる譯であります。

ところで、住居を構へたり、家屋敷、事務所等をもつてゐる者の家屋賃賃格は直ぐ分ります。水上生活者や、間借り、下宿、寄宿等の者にはどうするかといふと、これは一率に一人に付年額三十錢を賦課することとなつて居ります。斯ういふ具合にしてかかる市民税の一番多くかゝるのはどれ位かと申しますと、これには制限がありまして本市では最高一千五百圓、最低三十錢、平均六圓の

### 市税條例抄録

昭和十五年十月三十一日制定の廣島市税條例は同年十二月二十五日發行の本市報に掲載致しましたが御便宜のため左に市民税の條項を抄録いたします。

### 第一款 市民税

第九條 市民税ハ賦課期日現在ニ於テ納税義務者ノ使用スル住居、家屋敷、事務所又ハ營業所ノ家屋賃賃格(個人ニシテ二以上ヲ使用スル場合ハ之ヲ合算シタル家屋賃賃格)ヲ標準トシテ之ヲ賦課スルモノトシ、市民税ノ課税標準タル家屋賃賃格ハ家屋税ノ課税標準タル家屋賃賃格ニ依ル但シ家屋税ノ賦課ヲ受ケザル家屋又ハ賃賃格ノ定メナキ家屋ニ付テハ家屋税賦課ニ關スル規定ヲ準ジ市長ニ於テ賃賃格ヲ決定ス

左ノ營業ヲ爲ス者ニハ前項賃賃格ニ次ノ定率ヲ乗ジタルモノヲ以テ課税標準トス

### 廣島市の都市的地位

日本都市年鑑	十六年版抄録
人口	(百六十市十)
位	廣島 八七五、四〇〇
位	福岡 三三四、〇〇〇
位	三三六、〇〇〇
面積	(百七十八市十)
位	廣島 七〇、五〇四
位	三原 六九、八八八
位	仙臺 六九、八八五
生産額	(五十二年市)
位	廣島 七、九一六
位	三原 七、八三三
位	仙臺 七、七三八

### 同一人當額

位	仙臺 二二七、二〇〇
位	廣島 一六六、七九一
位	和歌山 一五九、〇八〇
位	桑名 四八、八九
位	廣島 四八、五
位	延岡 四七、九
位	川崎 八、六九
位	廣島 八、三五
位	福岡 八、二三
位	市税一人當額
位	徳島 七、九一六
位	廣島 七、八三三
位	丸龜 七、七三八

### 瓦斯需要戸數

位	堺 一七、一〇四
位	廣島 一三、七七六
位	福岡 一三、〇四八
位	電燈々數 (十二年末)
位	廣島 七四四、〇〇七
位	福岡 三五〇、三四五
位	三原 三二〇、三四八
位	新築建物面積 (十四年中)
位	川崎 四九九、二一八
位	廣島 四九六、一八三
位	神戶 三五〇、六一三



**倉庫業** ○六  
 第十一條 市民税ハ貸賃價格ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス

貸賃價格	個人	法人
二百以下ノ金額	百分ノ二	百分ノ四
二百四十九ノ金額	百分ノ三	百分ノ六
二百五十ノ金額	百分ノ四	百分ノ八
二百六十ノ金額	百分ノ五	百分ノ十
二百七十ノ金額	百分ノ六	百分ノ十二
二百八十ノ金額	百分ノ七	百分ノ十四
二百九十ノ金額	百分ノ八	百分ノ十六
三百ノ金額	百分ノ九	百分ノ十八
三百一十ノ金額	百分ノ十	百分ノ二十
三百二十ノ金額	百分ノ十一	百分ノ二十四
三百三十ノ金額	百分ノ十二	百分ノ二十八
三百四十ノ金額	百分ノ十三	百分ノ三十二
三百五十ノ金額	百分ノ十四	百分ノ三十六
三百六十ノ金額	百分ノ十五	百分ノ四十
三百七十ノ金額	百分ノ十六	百分ノ四十八
三百八十ノ金額	百分ノ十七	百分ノ五十六
三百九十ノ金額	百分ノ十八	百分ノ六十四
四百ノ金額	百分ノ十九	百分ノ七十二
四百一十ノ金額	百分ノ二十	百分ノ八十
四百二十ノ金額	百分ノ二十一	百分ノ九十六
四百三十ノ金額	百分ノ二十二	百分ノ百一十二
四百四十ノ金額	百分ノ二十三	百分ノ百二十
四百五十ノ金額	百分ノ二十四	百分ノ百二十八
四百六十ノ金額	百分ノ二十五	百分ノ百三十六
四百七十ノ金額	百分ノ二十六	百分ノ百四十四
四百八十ノ金額	百分ノ二十七	百分ノ百五十二
四百九十ノ金額	百分ノ二十八	百分ノ百六十
五百ノ金額	百分ノ二十九	百分ノ百六十八
五百一十ノ金額	百分ノ三十	百分ノ百七十六
五百二十ノ金額	百分ノ三十一	百分ノ百八十四
五百三十ノ金額	百分ノ三十二	百分ノ百九十二
五百四十ノ金額	百分ノ三十三	百分ノ百

第十二條 前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額ガ三十錢ニ滿タザル者ニ對スル市民税ハ之ヲ三十錢トス

第十三條 市民税納稅義務者ニシテ綜合所得稅ヲ納ムル者ニ對シテハ第十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ニ尙綜合所得稅ニ左ノ賦課率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ加算シテ之ヲ賦課ス

第十四條 地方稅法第六十六條第二項ノ規定ニ依リ其ノ年度ニ於テ賦課シ得ベキ市民税總額ヨリ第十一條及第十二條、第十四條、第十五條及第十六條ノ規定ニ依リ算出シタル賦課總額ヲ控除シタル額ノ九割五分ヲ其ノ年度ノ綜合所得稅總額ヲ以テ除シタル數(小數第四位以下切捨)但シ其ノ數ガ千分ノ五十ヲ超ユルトキハ千分ノ五十ニ止ム

第十五條 同居家族ノ綜合所得稅ハ納稅義務者ノ綜合所得稅ニ合算シタルモノニ依リ之ヲ算出ス

第十六條 納稅義務者ノ同居家族ガ家屋敷、事務所又ハ營業所ヲ有スルトキハ其ノ家屋ノ賃賃價格ヲ納稅義務者ノ賃賃價格ニ合算シテ之ヲ賦課ス

第十七條 納稅義務者有スル者二人以上ニテ一構ノ家屋ヲ使用スルトキハ其ノ家屋ノ賃賃價格ヲ適當ニ配分シタルモノニ依リ又アパートメントハウスニ居住スル納稅義務者ニ對シテハ實際ノ賃賃料年額ノ十分ノ五ヲ課稅標準トシテ市民税ヲ賦課ス

第十八條 水上生活者、間借、下宿及寄宿等ノ者ニ在リテハ第九條及前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ定額ニ依リ市民税ヲ賦課ス

第十九條 左ニ掲グルモノニ對シテハ市民税ヲ賦課セズ

一、所得稅法施行規則第一條ニ掲グル公共團體

二、神社、寺院及教會

三、民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人

第二十條 市民税納稅義務者其ノ住所ヲ移轉シタルトキハ三日以内ニ市長ニ届出ヅベシ

### 街路事業と區劃整理

#### 密接不離なその相關性

宅地の整理が都市計畫上重要な位置にある事は今更言を要しませぬ。一本の道路が出来れば必ず其の兩側に大なり小なりの宅地が造成せられ職らず知らずの間に家屋が建ち並び曲りなりにも街並が形造られると云ふ事は決して不思議な現象ではない。之を逆に家屋がすつかり建ち並んでしまつて交通上多大の支障を來し漸く困り果てた揚句が道路の擴張と云ふ様な問題になつて來る。さうなれば兩側にしろ片側にしろ家屋の取り毀し移轉後退と云ふ様な厄介な事を惹き起し且つ莫大な費用を要して都市計畫遂行上尠からず手数を要する譯である。又之ればかりでなく無闇に家屋が密集して溝には常に腐り

切つた下水が溜つてブツブツと泡をふいて居たりすれば衛生上にも相當如何はしい問題で斯う云ふ事の無い様に成るべく斯うした事が少い様に住心地好く然かも便利にと云ふので建築線の運用と相俟つて區劃整理は大きな使命と歡喜を振り翳して都市計畫に「颯爽」と其の雄姿を表はして居るのである。現在何れの都市に於ても共通的の悩みは市街の混亂より生ずる交通機能の妨害、衛生上又は保安上の危険である、然らば如何にして斯くならしめたか、これは云ふ迄もない所有權の極度の利用に外ならないのである、而して此の弊害を除去する爲めには土地の整理を爲す事が根本要件である。

晩近街路事業が中小都市に於て盛んに實施せらるゝに至りて將に都市計畫實行時代を現出せんとするの機運にあることは斯界のため慶賀に堪へざる所である。想ふに街路の擴張新築の事業は都市計畫の根幹であつて、補助街路の實施によつて初めて其の幹線街路の有する全機能を發揮することを能はるのであつて幹線街路事業の完成を以てしては都市と都市、都市と農村を繋ぐ通過交通を主目的とする道路ならばいざ知らず、尠くとも都市計畫の街路事業として未完成品で之れに連絡する補助街路計畫の實現換言すれば尠くとも沿道受益者負擔區域内の土地區劃整理の實現之れである。

何となれば住宅敷地たるべき沿道土地は無慙にも街路敷地に買収せられたる殘地が大小不正形の儘夫々建築線に接して而かも受益者負擔金を相當に課徴せられたる土地である隣筆と所有權を異にするが故に合併して正形とし相當の面積とする事も安協出來ず止むを得ず其の儘を宅地として利用し店舗とする等其の境界線は實に鋸齒狀と云ふよりも更に甚しきものがあるると云ふ實例が尠くないこれが救濟策としては建築敷地造成の事業を起すか百尺竿頭一步を進めて附近地を併せ土地區劃整理の實施を強調して非統制的な宅地來の防止するとは土地區劃整理本來の使命であつて街路事業は土地區劃整理を生じ土地區劃整理は街路事業化を招くものなることを痛切に感ずるものである。

## 全市街地面積の二割に市道擴張

### 廣島市の道路に就て

#### 二、都市計畫の實施

廣島市史によると大正八年現在の市道(里道)總延長四十八里十四町十一間、面積二十二萬七千三百坪、中員數尺乃至凡そ十間でありましたが大正十四年一月都市計畫區域を決定され、幹線街路二十九線、延長三萬四千餘間、面積四十萬九千坪を定められました。斯くて昭和時代に移ると、在來の無統制な道路の系統化をはかる一方耕地整理による道路の改修及び二百餘萬圓をもつて施行の失業救濟道路工事等を漸次進めこの間前記都市計畫街路のうち左の十三路線

一、一等大路第三類 第二號線(十日市荒神線)西九軒町鍛冶屋町間の場町荒神町間(但橋梁除外)△第三號線(荒神矢野町線)荒神町地内△第四號線(十日市已斐線)西九軒町小網町間△第五號線(十日市横川線)西九軒町廣瀬町間△第六號線(小網江波線)小網町江波間△第七號線(的場字品線)的場、段原大畑、比治山本町、宇品間△第八號線(舟入皆實線)大手町八丁目皆實町間△第九號線(舟入御幸橋線)皆

實町地内△第十二號線(廣島驛前線)驛前荒神町間並驛前廣場△第十三號線(舟入梅屋線)觀音町地内△第十四號線(觀音十日市線)觀音本通天滿町間△第十五號線(觀音町線)觀音地内

二、二等大路第一類 第二號線(皆實新開線)皆實町地内

を昭和四年度以降十ヶ年間に執行することとなり、昭和五年三月内閣の認可を受けて直ちに實施、越えて昭和八年十一月右のうち

一等大路第三類、第二號線(十日市荒神線)を西九軒町荒神町間に又、同第四號線(十日市已斐線)を西九軒町已斐町間に已斐驛前廣場

の追加變更を許されて、施工年度も昭和五年度より十ヶ年間に更めその後

一等大路第三類第五號線(十日市横川線)を廣瀬北町横川町三丁目と更正、なほ已斐、草津線並に荒神町大須線を事業追加變更して現在に於ては十五路線、延長約二萬五千二百四十四米を總事業費千九百六十八萬三千八百三十六圓を以て昭和五年度より十二ヶ年繼續事業として施行中

でありこれが進捗状況は

竣工 八、四四八、〇五間△施行中 一、八九二、〇〇△未着手 三、四七八、六〇△着手歩合 七、五

となつてゐる。一方市道は總延長四十七萬八千八百一十一間、面積七十萬三千九百七十坪に上りこれに右都市計畫街路を加へると延長に於て四十八萬一千七百八十一間、面積八十五萬一千九百七十坪となり、これを大正八年に比べると實に隔世の感があるのであります。

### 社會奉仕袋

(完)

支那事變以來急激な市勢の發展に伴ひ、交通機關の錯綜、交通量の増嵩殊に、軍需物資の輸送、生産擴充による物資の流動と共に高速度運送機關の交通は劇甚を極め現在の道路を以てしては狹隘を來しつゝある現状にあり。而も本市は將來工業都市として躍進すべく諸種の企畫を進めてゐる一方、太田川改修、廣島港修築の進捗、廣島工業港の起工など彌よ交通運輸施設を完備し、これら交通系統の動脈たる道路の完備を期せざるを得ない重大時機に直面しつゝあるのであります。然るに本市の道路は前記の如く近年素晴しき發展をなしたとはいへ未だ本市街地の廣表に對しての面積僅々一割三分三厘といふ貧弱さであり、現代都市の理想的道路施設たる二割乃至四分に及ばざること甚だ遠く斯くては如何に産業振興の方策をめぐらせて

一、二〇三條本町三丁目追加△〇、八六横川町二丁目同△六、二〇鐵砲屋町△四、二〇中町△二九、五一仁保町堀越△一五、四九同丹那△四二、四八同大河△六、五二鶴見町西組△三〇、五五草津町南組△八五、三八福島町△一五、四九仁保町日字△三〇、五五榎町追加△六、三〇白島北町△二一、九八同中町△一〇、〇六河原町△二八、九二同田町一丁目△一〇、〇六舟入幸町東組△七、六一愛宕町西組△一、〇三大手町九丁目△五、七〇平田屋町△六、九七東魚屋町△一九、二〇尾長町山根組△三、三四同荒神通△二一、三〇同片河組△八、八七同尾長組△二二、三〇東蟹屋町△三〇〇愛宕町一丁目△七、三九同二丁目△一六、三三若草町△一〇、九〇新天地△一、五〇北榎町△二〇、〇〇大洲町△八、三七大手町六丁目△二五、五七舟入川口町△二〇、二六八丁堀中、下組△一、〇五尾長町△四、六〇草津濱町△一、〇一〇富士見町本通△〇、六〇西九軒町△二、九四舟入幸町△二二、三三七仁保町本浦

# 主要路線兩側の 建築物を先づ改修

## 五 廣島市防火改修に就て

課 繕 營

（承前）建築物の防火対策に關して今次事變前より木造家屋の火災の本質に就き東大建築學教室が中心となり研究が進められ、其の平家建の場合に就ては建築學會都市防空に關する調査委員會に於て標準温度も定められました。それによると一個の木造家屋の火災が最高に達した時の温度は攝氏一千度—一千二百度、時には一千三百度といふ高温に達するのであり、其の繼續時間は僅々二分—三分といふ短時間であり、この火災の本質こそ隣家への延焼を防止する手法を比較的容易ならしめ得るのであります。

要するに之等の研究の結果を綜合するに木造家屋の各戸を防火的に改修する事は施行さへ注意すれば前述の防火対策の條件を充す極めて手軽にして且信頼度のある施設となり得られることが判つたのであります。そしてこれに依つて得られる點は

- 1、隣家への延焼防止
  - 2、炎上家屋の緩燃焼化
- 従つて消防の機會を與へる事等であり、即ち火災の被害は發生した建築物一棟に限定せられて延焼のため

着き初めた事も前述した事に依つてお判りの事と存じます。斯様にして新増改築木造建築物に對しては、本市計畫の防火改修事業に依り漸次改修せられやがては全市木造家屋の防火的改修の成る日も近からん事と存じます。之れは言ふまでもなく鐵筋コンクリートの耐火構造とは異なり、風連其の他の下に於ては絶對的燃焼防止をなし得るものでなく延焼防止の可能である所謂緩延焼家屋なのであります。勿論この防火改修は全市各棟毎に實施されて始めて其の効果があらはれ、といふ標語の下に全市の木造家屋改修を基本方針とせねばなり

### 昭和十五年防火改修回顧

昭和十四年四月本市が防空都市として指定されましたので、早速之れに必要な諸規程を制定且つ事業計畫を立てて昭和十四、五兩年度の工事實施豫定区域内居住者及び建物所有者に對し常會其の他集合の機會を利用して事業の趣旨と施工の具體的方法を説明して協力を求めました處、全町を擧げて賛成され又組合の結成の調印も全部纏り何時でも工事に着手出来る標準備は整つて居りますが、之れに要する費用を全部起債に求めました爲、目下其の認可を待つて居る次第であります。この機會に本事業の進展につきましまして、縣、東西兩警察署、町總代、評議員、警防團幹部各位が絶大な御援助下さいましたことを衷心御禮を申し上げます。 營 繕 課

が、我が國都市の實狀から見ても其の實現には遙かに遠く、東京市に於て耐火構造物は全棟數の一パーセント、廣島市に於ては〇・〇四パーセントに過ぎない實狀であります。そこで改善の策として最近防空建築規則が發令され木造家屋の防火構造化を圖る様になり之れが漸く其の緒に

べた通りであります。されば過密市街地に於ける小公園及綠地地帯の設置は勿論のこと幅員大なる道路、河川、濠渠等の確保及利用が最も必要であります。斯様にして木造建築物の耐火構造のみならず自然的並に人為的防火壁により都市火災の被害を可及的に最少限度に止める事に留意しなくてはなりません。

以上の見地よりして廣島市防火改修地域の立案を致したのであります。前述の通り改修は一棟毎にやるべきが理想でありますから全市の一戸々々を改修する事が最も肝要であります。が、豫算に限度がありますため先づ密集地及比較的密集地區にして物資の集散地である市中央部の區域を改修豫定地域と致しました。廣島市は南北に流れて居る數條の河川があり、幅員大なる多數の都市計畫路線が縦横に走つて居ります。これ等を防火帯と見做し是等を以つて圍繞するブロックを造り其のブロック内部の主要路線の兩側建築物を改修することの案を立てたのであります。各年度共豫算範圍内で事業を執行致します關係上其の路線の内重要と思はれる路線から手始め十四年より六ヶ年の事業計畫を立てた譯であります。この六ヶ年の事業が完成の上は各ブロック内の計畫豫定路を逐次完成致しまして、遂には豫定區域内の全豫定路線を完成し次いで残る各家屋を一棟宛に改修を行ひ以つて全市域の改修を完成したい考であります。(つづく)

# 廣島市報

號九十四百第  
 昭和十六年三月廿五日  
 發行所 廣島市役所  
 印刷所 廣島印刷所  
 電話 二七〇〇  
 代售處 廣島各書局

## 【告示】

●廣島市告示第一四號

市内尾長町地内市道路ヲ左ノ通り認定ヲ變更ス  
 昭利十六年三月一日 廣島市長 藤田若水

路線名	在來市道路線	認定變更路綫	摘要
第四六號線	起點終點 尾長町三三 同六二〇/三三	起點終點 尾長町三三 同六二〇/三三	一般幅員延長 一〇・五〇
第四八號線	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	一般幅員延長 一五・七〇
第四九號線	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	一般幅員延長 一五・七〇
第五〇號線	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	一般幅員延長 一五・七〇
第五一號線	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	一般幅員延長 一五・七〇
第五二號線	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	一般幅員延長 一五・七〇
第五三號線	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	一般幅員延長 一五・七〇
第五四號線	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	起點終點 同六八〇/三三 同六八〇/三三	一般幅員延長 一五・七〇

●廣島市告示第一五號

昭和十六年三月一日廣島市告示第一四號ヲ以テ認定ヲ變更シタル市道ノ區域ヲ左ノ通り決定シ新ニ道路區域ニ編入シタル部分ノ供用ヲ開始シ變更ニ依リ不用ニ歸シタル道路ノ供用ヲ廢止ス  
 昭利十六年三月一日 廣島市長 藤田若水

## 記

(一) 道路區域ノ決定並ニ供用開始

路線名	起點	終點	一般幅員	延長	他ノ路線重用
第四六號線	尾長町三三	尾長町六〇	二・〇〇	一五・五〇	第三九號線
第四八號線	同六二〇/三三	同七五〇/三三	一三・〇〇	一四・〇〇	第四八號線
第四九號線	同六八〇/三三	同五九〇/三三	一三・〇〇	一四・七五	第五二號線
第五〇號線	同六八〇/三三	同七三〇/三三	六・〇〇	八・六〇	第五三號線
第五一號線	同六八〇/三三	同七三〇/三三	六・〇〇	六・六五	第五〇號線
第五二號線	同六八〇/三三	同七三〇/三三	九・九〇	三三・〇〇	第五八號線
第五三號線	同六八〇/三三	同四三〇/三三	一・五〇	一八・六〇	第五三號線
第五四號線	同六八〇/三三	同四三〇/三三	六・〇〇	二六・五〇	第五四號線

(二) 供用廢止

路線名	起點	終點	延長	摘要
第四八號線	尾長町六三	尾長町六二	一・〇〇	略
第五〇號線	同六九〇/三三	同六九〇/三三	三・六〇	略
第五二號線	同七〇〇/三三	同七〇〇/三三	三・六〇	略
第五三號線	同七〇〇/三三	同七〇〇/三三	三・六〇	略
第五四號線	同七〇〇/三三	同七〇〇/三三	三・六〇	略

廣島市告示第一六號
市内尾長町地内市道路線ヲ左ノ通り一部認定ヲ廢止シタリ
昭利十六年三月一日 廣島市長 藤田若水

廣島市告示第二二號
昭和十六年度廣島縣隊區第五徵募區廣島市徵兵署ノ開設日割ヲ左ノ通り相定ム
昭利十六年三月六日 廣島市長 藤田若水

昭和十六年度廣島市徵兵検査日割表

Table with columns for location (e.g., 尾長町, 大洲町), date (e.g., 四月十八日), and name (e.g., 藤田若水). Lists inspection dates for various districts.

Table with columns for line numbers (e.g., 第四八號線, 第四九號線) and corresponding area names (e.g., 尾長町第一公園, 大洲町公園).

廣島市告示第一七號
廣島市度量衡取締規程第四條但書ノ規定ニ依リ度量衡ニ關スル申種取締ヲ左ノ通り執行ス

廣島市告示第一八號
廣島都市計畫公園左ノ通り内務大臣ノ告示アリタリ
昭利十六年三月五日 廣島市長 藤田若水

廣島市告示第六十三號
廣島都市計畫公園左ノ通り決定シ昭和十六年一月三十日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ關係圖面ハ廣島縣廳及廣島市役所ニ備置キ縦覽ニ供ス

Table with columns for date (e.g., 五月一日, 五月二日) and location (e.g., 西地方町, 小網町). Lists specific inspection dates and locations.

徵兵検査受檢壯丁の心得

本市の本年度徵兵検査は右告示の通り来る四月十八日から五月六日まで市役所北側の市公會堂で施行されることになりました。受檢されるべき壯丁には既に徵兵検査通達書が渡してありますからこれによつて詳細承知のこととは思ひますが時節柄特に次の事項を注意するやう各町内會役員各位の御配慮を願ひます。

廣島都市計畫公園

第一 都市計畫公園左ノ如シ
小公園ノ部
番號 名 稱 位 置 地積(ヘクタール) 約

Table with columns for park name (e.g., 尾長町第一公園, 大洲町公園), location (e.g., 尾長町, 大洲町), and area (e.g., 約〇.〇〇). Lists various parks and their details.

廣島市告示第一九號
廣島都市計畫公園事業及其ノ執行年度割左ノ通り内務大臣ノ告示アリタリ
昭和十六年三月五日 廣島市長 藤田若水

内務省告示第六十四號
廣島都市計畫公園事業及其ノ執行年度割左ノ通り決定シ昭和十六年一月三十日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ關係圖面ハ廣島縣廳及廣島市役所ニ備置キ縦覽ニ供ス
昭和十六年二月二十二日 内務大臣 男爵 平沼騏一郎

Table with columns: 番號, 名, 稱, 位, 置, 地積 (ヘクタール), 設備. Lists various public parks and their locations and areas.

廣島市告示第二〇號
廣島都市計畫綠地左ノ通り内務大臣ノ告示アリタリ
昭和十六年三月五日 廣島市長 藤田若水

内務省告示第六十五號
廣島都市計畫綠地左ノ通り決定シ昭和十六年二月三日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ關係圖面ハ廣島縣廳及廣島市役所ニ備置キ縦覽ニ供ス
昭和十六年二月二十二日 内務大臣 男爵 平沼騏一郎

Table with columns: 番號, 名, 稱, 位, 置, 地積 (ヘクタール), 設備. Lists various green spaces and their locations and areas.

廣島市告示第二二號
廣島都市計畫綠地事業及其ノ執行年度割左ノ通り内務大臣ノ告示アリタリ
昭和十六年三月五日 廣島市長 藤田若水

内務省告示第六十六號
廣島都市計畫綠地事業及其ノ執行年度割左ノ通り決定シ昭和十六年二月三日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ關係圖面ハ廣島縣廳及廣島市役所ニ備置キ縦覽ニ供ス
昭和十六年二月二十二日 内務大臣 男爵 平沼騏一郎

廣島都市計畫綠地中左ノ綠地ヲ都市計畫事業トス
第一 不動院綠地 牛田町地内
第二 葉山綠地 牛田町、尾長町地内
第三 瀧山綠地 三瀧町地内
第四 茶白山綠地 已斐町地内

廣島市告示第三三號
廣島市打越町六十四番地ノ一地先市道路線ノ區域ヲ別紙圖面ノ通り變更シ新ニ道路區域ニ編入シタル部分ノ供用ヲ開始ス
追テ圖面ハ土木部土木課ニアリ
昭和十六年三月十日 廣島市長 藤田若水

市參事會
(昭和十六年二月二十七日)
議事參第一號議案 昭和十四年度國

市內傳染病發生月報 (二月中)
段原新町 段原日出
仁保青崎 寶和町
仁保本浦 昭泰寺町
南盤屋町 昭泰寺町
尾長町 昭泰寺町
大須賀町 昭泰寺町
松原町 昭泰寺町
若草町 昭泰寺町
牛田町 昭泰寺町
京橋町 昭泰寺町
段原山崎 昭泰寺町

豫算市會
三月八日開かる
昭和十六年度廣島市(一般會計)歲入出豫算及關聯議案審議の市會は三月八日午後開議左の案件を上程藤田市長の豫算説明(別掲)があつた
一、廣土甲第七九號諮問(公有水面使用ノ件)
一、第十五號乃至第七十二號議案
昭和十六年度廣島市(一般會計)歲入出豫算ノ件△自昭和十三年度至昭和十六年度廣島市火葬場建設費繼續年及支出方法變更ノ件△自昭和十六年度至昭和十八年度廣島市新設小學校建設費繼續年及支出方法ノ件△昭和十六年度市費補助ノ件△借地契約延長ノ件(牛田校ノ分)△學校敷地借入契約締結ノ件(似島校ノ分)△小學校舎増設等ノ件△昭和十六年度廣島市小學校營繕費公債方法ノ件△昭和十六年度廣島市繼續費教育公債方法ノ件△昭和十六年度廣島市繼續費新設小學校建設費公債方法ノ件△高等女學校舎増設ノ件△昭和十六年度廣島市高等女學校營繕費短期公債方法ノ件△自昭和十五年度至昭和十七年度廣島市第一工業學校建設費公債條例中改正條例ノ件△昭和十六年度廣島市第一工業學校建設費公債方法ノ件△授業料増額徵收ノ件△市有不動産並工作

昭和十六年度市總豫算藤田市長說明要旨

茲ニ昭和十六年度廣島市總豫算並關聯議案ヲ提出スルニ當リマシテ、其ノ概要ヲ說明致シマス...

無窮ノ皇運ヲ扶翼スベキ旨ヲ示サセ給ウタノデアリマス。次イデ十一月十日宮城外苑ニ天皇、皇后兩陛下ノ行幸啓ヲ仰ギ、一億民ノ歡喜ト感...

シ、方ニ大戰ノ前夜ヲ思ハシメルモノアリ、皇國ノ安危隆替ハ懸ツテ國民ノ決意ト努力如何ニ存ス...

物處分ノ件(古田分團舊消防器具格納庫其他)△借地契約締結ノ件(古田分團消防器具格納庫用地)△借地契約締結ノ件(三條分團消防器具置場用地)△防空施設並器材整備ノ件△昭和十六年度廣島市防空施設並器材整備費公債方法ノ件...

モ右政府ノ方針ニ遵ヒ、緊縮節約ヲ旨トシテ支出ノ膨脹ヲ抑止スルト共ニ、時局柄施設ノ要アルモノ並本市將來ノ發展ニ關シ計畫スベキ事項ニ付、種々考究ヲ重ネタノデアリマス...

育ニモ影響ヲ及ボス虞ナシト謂ヒ得マセンノデ、十六年度ヨリ各小學校ニ事務員一人宛ヲ新設スルコトトシ、之ガ經費貳萬五千五百拾圓ヲ計上致シマシタ。之ニ依リ教員ハ其ノ本來ノ職務タル教育ニ一層専念シ得ルコトトナリマス...

ハ、時局柄可成之ヲ差控ヘルコトトシタノデアリマスガ、學級増加及實際上ノ必要ヨリ校舍其他ノ増築ヲ要スルモノ、或ハ將來ノ必要ニ備ヘテ學校新設ヲ要スルモノモアリマス...

度至昭和十五年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費繼續年及支出方法變更ノ件△昭和十六年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費繼續年及支出方法變更ノ件△昭和十六年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費繼續年及支出方法變更ノ件...

昭和十六年度一般會計豫算總額ハ六百七拾七萬六千七百七拾貳圓貳角リマシテ、之ヲ前年度當初豫算(同時議決ヲ含ム)七百貳拾貳萬貳千七百七拾壹圓ニ比較シマス...

青年學校教練專任指導員設置 青年學校ニ於ケル軍事教練ハ、時局ニ鑑ミ一層強化ノ要アリト認メラレマスノデ、從來ノ囑託指導員ヲ廢シテ、各學校ニ新ニ專任指導員一人宛ヲ設置スルコトトシ、貳萬壹千八百貳拾五圓ヲ增加計上致シマシタ...

町内會ノ整備 第二ハ町内會ノ整備充實デアリマス。本市ノ町總代制度ハ永キ歴史ヲ有シ、役員諸君ノ努力ハ今日ノ市勢進展ニ多大ナル貢獻ヲ效サレタ次第デアリマシテ、深ク敬コソ昨年九月、内務省ヨリ町内會ヲ整備充實スベク訓令ヲ發セラレ、萬民翼贊ノ細胞組織トシテ、全國的ニ改組ヲ行フコトトナリマシタ...

新規定業 小學校事務員設置 以下新規事業ノ主ナルモノニ付其ノ内容ヲ申上ゲマス。第一ハ教育機構ノ充實デアリマス。小學校ノ事務員來者著シク増加シ、之ガ處理ノ爲メ教員ノ手ヲ要スルコト多ク、延イテハ兒童ノ教...

新規事業

小學校事務員設置 以下新規事業ノ主ナルモノニ付其ノ内容ヲ申上ゲマス。第一ハ教育機構ノ充實デアリマス。小學校ノ事務員來者著シク増加シ、之ガ處理ノ爲メ教員ノ手ヲ要スルコト多ク、延イテハ兒童ノ教...

育ニモ影響ヲ及ボス虞ナシト謂ヒ得マセンノデ、十六年度ヨリ各小學校ニ事務員一人宛ヲ新設スルコトトシ、之ガ經費貳萬五千五百拾圓ヲ計上致シマシタ。之ニ依リ教員ハ其ノ本來ノ職務タル教育ニ一層専念シ得ルコトトナリマス...

ハ、時局柄可成之ヲ差控ヘルコトトシタノデアリマスガ、學級増加及實際上ノ必要ヨリ校舍其他ノ増築ヲ要スルモノ、或ハ將來ノ必要ニ備ヘテ學校新設ヲ要スルモノモアリマス...

度至昭和十五年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費繼續年及支出方法變更ノ件△昭和十六年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費繼續年及支出方法變更ノ件△昭和十六年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費繼續年及支出方法變更ノ件...

本市ニ於テモ先月八日、町内會等設置規程ヲ公布シ、町正副總代ヲ召集ノ上改組ノ旨ヲ發表シテ協力ヲ求メマシタトコロ、滿場一致ヲ以テ之ニ贊同シ、速ニ改組完了ヲ申合セ、既ニ大部分ノ整備ヲ了ラシメテ、就キマシテハ、新體制ノ町内會ハ從來ヨリモ其ノ公共的任務ガ増大シマスノヲ、之ガ事務助成會長招集並ニ常會開催費等ニ充ツル爲前年度ヨリモ壹萬八千四百五拾六圓ヲ増額シテ參萬五千元計上致シマシタ。

**警防施設ノ充實** 第三ハ警防施設ノ充實デアリマス。緊迫セル現下ノ事情ハ警防施設充實ノ急務ナルコトヲ示シテ居ルノデアリマス。則チ防空資材ノ整備ニ付キマシテハ、國ノ補助計畫ニ順應シ貯水槽、ポンプ、防毒面及防毒衣等ヲ整備スルコトトシ、之ガ經費貳拾壹萬四千五百參拾八圓ヲ計上致シマシタ。尙警防團員ノ減私奉公ノ服務ニ對シテハ、深ク其ノ勞ヲ謝スル次第デアリマシテ僅少デアリマシガ、十六年度ヨリ全團員ニ手當ヲ支出スルコトトシテ、壹萬五千六百拾八圓ヲ增加シマシタ外、防空訓練諸費ニ於テ參千貳百圓ヲ增加シタノデアリマス。

**産業ニ關スル調査及助成** 第五ハ産業ニ關スル調査及助成デアリマス。生鮮食料品ハ市民生活上、極メテ重大ナル關係ノ存スルニモ拘ラズ、之ガ配給機構ハ從來ノ儘デアリ殊ニ物價政策ニモ關係シテ配給機構ノ整備改善ハ現下ノ急務ナリト認メラレマス。今回之ガ調査費四千九百四拾參圓ヲ計上致シマシタ。廣島工業港ハ縣營ニ屬スル分ハ既ニ着工セラレマシタガ、之等修築ニ伴ヒ、漁業中轉業ヲ要スルモノガアリ、其ノ對策ニ付テハ縣市相協力シテ最善ヲ期シテ居ルノデアリマシガ、之ニ要スル人件費トシテ、參千九百四拾貳圓ヲ計上シ、又關係漁民ノ海外出漁ヲ奨

勵スル爲其ノ漁船建造ニ對シテ助成金ヲ交付スルコトトシ、四千五百圓ヲ計上致シマシタ。

**體力ノ向上** 保健衛生施設ノ充實 第六ハ體力ノ向上、保健衛生施設ノ充實ノ進展ト共ニ一層切實性ヲ加ヘテ來マシタノデ、十六年度ニ於テハ出來得ル限り、此ノ方面ニ對スル經費ノ計上ヲ期シタノデアリマス。即チ乳幼児母性指導ノ萬全ヲ期スル爲メ乳幼児母性指導費貳千九百四拾壹圓ヲ、結核ノ早期診斷ヲ爲ス爲メ、X光線間接攝影機ヲ設備スルコトトシ臨時費壹萬八千圓ノ外、經常費貳千參拾五圓ヲ、又營養指導及兒童健康指導ノ爲ニ五千八百九拾參圓ヲ夫新ニ計上致シマシタ外、虛弱兒童營養食補給費ニ於テ壹萬貳百九拾八圓、體育指導ノ普及ヲ圖ル爲メ、貳千六百拾參圓ヲ増額シタノデアリマス。虛弱兒童營養食補給ハ昨年創始以來效果ガ著明ニシテ、次代國民ノ體位向上ニ緊切ナルヲ認メタ爲メ増額シタノデアリマシテ、營養食給與手續ノ便宜上ヨリ之ヲ補助費ニ組替ヘルコトトシ致シマシタ。尙先般成立致シマシタ本市ノ體育協會ニ對シマシテハ、其ノ事業ヲ助成スル爲メ五千圓ノ補助金ヲ交付シタイト存スルノデアリマス。

**屎尿處理ノ處理** 保健衛生施設ノ充實ニ付テハ豫テヨリ留意シテ居ルノデアリマシガ、差當リ來年度ニ於テハ、屎尿處理ノ爲メニ新ニ屎尿運搬船四隻ノ建造及ビ之ニ伴フ人件費ノ外屎尿汲取人夫ノ給與改善等ヲ爲スコトトシ、經常費ニ於テ九千九百貳拾七圓、臨時費ニ於テ貳萬貳千九百九拾五圓ヲ増額致シマシタ。又塵芥處理ニ付キマシテハ、蒐集戶數ノ增加ニ伴ヒ人夫ノ増員ヲ爲シ、又給與引上等ノ爲メ七千九百參拾圓ヲ増額シタノデアリマス。

**水道ノ擴張** 第七ハ水道ノ擴張デアリマス。本市ノ水道ハ、第三期擴張工事ニ依リ現在ニ於テハ計畫人口四十萬人、一日最大給水能力八萬三千立方メートルマシガ、近年市勢ノ發展ト、事變ノ影響ニ依リ、人口ハ既ニ四十萬人ヲ算シ、使用水量亦激増シテ、現在既ニ不足ヲ告グル狀態デアリマス。而シテ本市人口及ビ給水量増加ノ傾向ハ、既往實績ニ基キ將來ヲ推定致シマシト、昭和三十年末ニハ總人口七十三萬八千人一日最大給水量十九萬五千立方メートルニ達スル見込デアリマシト、一面工業港ノ修築ニ依リ急激ニ給水量ノ増加ヲ來スコトトナリ、此ノ際急速ニ第四期水道擴張工事ヲ起スノ必要ヲ生ジマシタノデ、昭和十六年度ヨリ七年間ノ繼續事業トシテ總額九百八拾四萬圓ノ擴張工事ニ着手シタイト存スルノデアリマス。其ノ初年度割額ハ八拾萬四千五百圓デアリマシテ、之等ニ要スル豫算及ビ關聯議案ハ近ク追加提出ヲ致ス積リテ居リマシガ、右擴張事業ノ手續完了ニ至ル迄ニ要スル準備諸費トシテ先ヅ五千八百貳拾四圓ヲ當初豫算ニ要求致シマシタ。尙都市

計畫街路事業執行ノ爲メ基町分室敷地内ニ在ル倉庫ノ移轉改築ヲ要スルコトトナリマシタノデ、之ガ營繕費七千貳百九拾四圓ヲ計上致シマシタ。

共濟組合ノ助成

第八ハ共濟組合ノ助成デアリマス。本市雇傭人ノ共濟施設ヲ講ズベキコトニ關シマシテハ、豫テ本市會ヨリ意見書ヲ御提出モナリ、研究ヲ重ネテ居タノデアリマス。最近政府ニ於テハ、政府職員判任官以下ノ共濟組合ヲ設置セラレ、其ノ他一般ニモ互助共濟ノ施設續々トシテ講ゼラレツアル傾向ニ鑑ミマシテ、來年度ヨリ雇傭人ノ共濟組合ヲ設置シ、之ニ對シ市ハ助成金ヲ交付スルコトト致シタノデアリマス。助成金ハ事務費ニ當テテ組合員一人當年額四拾錢、事業費ニ當テテ組合員給料百分ノ二ニ相當スル額ノ交付ヲ爲スコトト通則ト致スモノデアリマシテ、十六年度ニ於テハ壹萬五千圓ヲ計上致シマシタ。共濟施設ノ種別等ハ關聯議案トシテ提出致シマシタ共濟組合條例案ニ掲ゲマシタ通りデ、養老年金ノ制度モアリ本施設實現ノ際ハ千二百餘人ノ雇傭人ハ相互扶助ノ實ヲ擧ゲ、一層職域奉公ヲ期シ得ルニ至ルモノト存ジ、茲ニ之ヲ提案スルニ當リマシテ、夙ニ本件ニ對シテ深キ同情ヲ寄セラレタルコトヲ感謝スル次第デアリマス。

**窓口改善ノ施設** 第九ハ役所窓口改善ノ施設デアリマス。市役所ノ窓口ハ、市民ト直接接觸スル場所デアリ

マシテ、市民ノ役所トシテ「應接ハ懇切ニ、處務ハ迅速ニ」トイフコトヲ信條トスベキコトハ、今更申ス迄モナイノデアリマス。私ハ就任以來此ノ點ニ付キマシテハ聊カ注意シ來ツタノデアリマシガ、十六年度ニ於テハ、事ハ輕微ナガラ新ニ役所内ニ女子案内人二人ヲ設置シテ、應接改善ノ一助トシ、又戸籍簿本類交付ノ迅速ヲ期スル爲メ、當該職員等ノ時間外勤務ニ依ル贈本調製ニ對シ特別手當ヲ交付スルコトトシタノデアリマス。之等ノ施設ハ、有ルハ無キニ優ルトイフ程度ノモノデアリマスガ、私ハ今後更ニ一層ノ努力ニ倚頼シ、漸次窓口改善ノ實ヲ擧ゲンコトヲ期スル次第デアリマス。

法令ノ結果ニ依ル増減

次ニ法令又ハ既定計畫ニ依ル、増減費ノ主ナルモノニ付說明申上ゲマス。第一、法令ノ結果ニ依ル増減費ト致シマシテハ、先ヅ國民學校令實施ニ伴フ經費デアリマス。教育制度ノ刷新改善ニ付テハ、豫テヨリ政府ニ於テ考究サレテ居マシタガ、今回義務教育制度ニ改革ガ行ハレ、國民學校制ガ實施セラレルコトトナリマシタ。

國民學校制 國民學校ハ、皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ、國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トスルモノデアリマシテ、其ノ改正要項ヲ學部トシ、國民學校ヲ國民學校ト改稱スルコトト國民學校ノ修學年限ヲ八年トシ之ヲ義務教育トスルコトト國民學校ノ課程ヲ初等科及ビ高等科ニ分チ、其ノ修學年限ヲ初等科六年

高等科二年トスルコト、但シ土地ノ事情ニ依リ初等科又ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得ルコトト國民學校ニ特修科ヲ置クコトヲ得ルコトトシテ、其ノ修學年限ヲ一年トスルコトトイフノデアリマス。而シテ新制度ハ三月一日官報ヲ公布セラレ四月一日ヨリ實施セラレマスノデ、之ニ伴ヒ必要ナル教授用圖書費及ビ教員講習費地教授指導費等六千貳百貳圓ヲ計上致シマシタガ、十六年度豫算ニ於ケル費目ハ、現行規定ニ依リマシテ小學校費トシテ計上シテアリマスガラ御了承願ヒマス。尙國民體力法施行ニ伴フ經費參千六百五拾四圓ヲ計上致シマシタガ、之ハ前年度ニ於テハ中途デ追加豫算トシテ御承認ヲ經ダモノデアリマス。

法令ノ結果ニ依ル減費

第二、法令ノ結果ニ依ル減費ト致シマシテハ、前年度當初豫算ニ計上サレテ居リマシタ小學校教員俸給等八拾參萬壹千七百八拾壹圓ガ縣移管ニ依リ減ジ、又國勢調査費貳萬貳千四百圓ガ調査完了ニ依リ減ズルノデアリマス。

既定計畫ニ依ル増減 第三、主トシテ既定計畫ニ依ル増減ト致シマシテハ、役所費ニ於テ、前年度追加豫算ヲ御承認ヲ得マシタ徵稅事務ニ要スル主事一人、書記三十人、雇十二人等増員ニ要スル經費參萬九千九百四拾九圓、教育關係ニ於テハ第一工業學校第三學年ノ學級増加ニ伴フ經費等壹萬七千六百七圓、職町小學校々々増改築繼續費年度割額拾四萬六千貳百貳拾圓、市民健康管理所費ニ

於テ右新設ニ伴フ經常費(三ヶ月分)參千六百貳拾四圓、畑野病院ニ於テ病床増設ニ伴フ増費等壹萬四千七百五拾四圓、負擔金ニ於テ少年審判所敷地買收義務負擔九千五拾六圓、公債費ニ於テ償還計畫ニ基ク増費拾五萬八百參拾五圓等ガアリマス。

既定計畫ニ依ル減費

第四、既定計畫ノ結果ニ基ク減費ト致シマシテハ、第一工業學校建設費ニ於キマシテ年度割額減七萬四百五拾壹圓、木造建物防火改修事業費繼續費ニ於キマシテ國庫補助ノ關係ニ依リ、年度割更正ノ爲メ四萬參千八百參拾九圓太田川改修費寄附金ニ於キマシテ年度割額減六萬五千圓ヲ各減ズルノ外前年度豫算ニ計上ノ、畑野病院擴張費、市民健康管理所新設費、河岸整理工事費、國道改良費寄附金及綜合運動場寄附金等ガ々々減ズルノデアリマス。

事業繰延ニ依ル減費 次ニ事業繰延ニ基ク減費ヲ申上ゲマス。豫算編成ノ方針トシテ既定經費ニ付整理節約ヲ期スベキコトトハ、政府ヨリ示達サレタトコロデ、充分其ノ趣旨ニ從ヒ豫算編成ニ當ツテ居リマシガ、市ノ現狀並ニ物價勞銀ノ關係ニ於テハ、整理節約ノ餘地ガ殆んど無イノデアリマス。唯都市計畫事業路線鐵管布設繼續費並火葬場建設費繼續費ニ於キマシテハ、資材ノ關係上事業ヲ後年ニ繰延スルノ外ナク、依テ一應繼續費ヲ更正シ、來年度ハ存目ト致シマシタ。可成早キ機會ニ於テ資材ヲ入手シ、既定計畫ヲ遂行ニ努ムル積

リデアリマス。一般増費次ニ一般ノ増費ノ内容ヲ申上ゲマス。政府ノ方針モアルコト...

果デアリマス。吏員・教員・傭人等ノ夏季賞與ハ、前年度ハ追加豫算...

九圓ニ比較致シマスト四拾壹萬貳千百參拾七圓ヲ增加致シマスト...

Table with columns for names and positions, including '衛生正副組長' and various ward representatives.

テ猶低廉デアリマス。市債ハ百九萬八千參百圓...

特別會計豫算

都市計畫事業 之ヨリ特別會計ノ豫算ニ付御説明申上ゲマス。第一ハ都市計畫事業費デアリマス。

墓園ノ新設ハ、市内ノ墓地狹隘ニシテ遺骨ヲ埋葬シ得ザルモノ...

萬四千貳百參拾八圓デアリマシテ、内起債額ハ百拾萬圓デアリマス。

Table with columns for names and positions, including '衛生正副組長' and various ward representatives.

工業港建設等ヲ考慮シマシテ、今回街路事業費八百五拾萬八千五百圓...

廣島工業港修築 第二ハ廣島工業港修築デアリマス。廣島工業港ノ修築ハ、各位ノ熱烈ナル御協力ノ下ニ...

以上ガ今同提案致シマシテ豫算及ビ關聯議案ノ主ナルモノノ大體ノ内容デアリマス。

Table with columns for names and positions, including '衛生正副組長' and various ward representatives.



退職料退職給與金遺族扶助料及死亡給與金條例改正ノ外、目下準備中デアリマシテ、近ク提出致シマスル廣島市有給吏員退職料退職給與金遺族扶助料及死亡給與金條例改正條例ニ關シ、豫メ其ノ内容ヲ申上ゲテ置キタイト存ジマス。同改正條例ノ骨子トスルトコロハ、(一)遺族扶助料支給ノ途ヲ開クコト、(二)四十五歳以下ノ退職料受給者ニ對シ退職料ノ支給ヲ停止又ハ減額スルコト、(三)退職給與金ノ支給ハ現在勤続一年以上ナリシヲ三年以上ニ改メ、其ノ額在職一年ニ付俸給半ヶ月分ナリシヲ一ヶ月分トスルコト、(四)死亡給與金ノ支給ハ現在勤続一年以上十二年未滿ノ者ニ對シテハ俸給三ヶ月分十二年以上ノ者ニ對シテハ俸給六ヶ月分ナリシヲ退職給與金ト同率トシ遺族扶助料ノ支給ヲ受ケザル場合之ヲ支給スルコトニ改メタルコト、(五)新ニ市吏員ヨリ俸給百分ノ二ノ市納付金ヲ徵スルコト、但シ昭和十六年度ニ限り百分ノ一ヲ徵スルコト等デアリマス。現行條例ニハ、吏員死亡ノ際遺族扶助料支給ノ規定ガナイノデアリマスガ、之ヲ支給スルコトトナスベキ旨ハ、豫テ本市會ヨリ御意見モアリ、各市ノ狀況等ヲモ調査致シマシタ結果、今回遺族扶助料支給ノ途ヲ開クコトト致シ、條例改正案ヲ提出セントスル次第デアリマス。

コロニ依リテ見マシテモ、國際情勢ハ須臾ノ間モ變轉シテ端倪ヲ許サナイノデアリマスガ、我が國ガ獨、伊ト共ニ世界新秩序建設ノ大使命ヲ擔當シ、就中大東亞ノ盟主トシテハ現ニ泰、佛印間ノ紛争ヲ調停スル等強大ナル指導力ヲ示シテ居ルコトハ、我が國ノ實力ノ然ラシムルコトトハ謂ヒナガラ、洵ニ欣快ニ堪ヘヌ次第デアリマス。併シナガラ、事變處理ノ完遂、大東亞共榮圈ノ確立ニハ、今後幾多ノ難關障礙ヲ突破スベキ要ガアルノデアリマシテ、全國民ノ發奮興起ヲ要スルコト今日ノ如ク緊切ナル秋ハナイト存ゼラレマス。

私ハ、軍都廣島ガ有スル使命ノ如何ニ重大デアアルカラ察シ、四十萬市民打ツテ一丸トナリ、偕和協調、職

### 廣島市公債償還公告

二月二十七日日本市公債償還抽籤執行セシ處左記番號當籤ニ付來ル三月三十一日該當證券引換ニ支拂可致候也

- 廣島市舊債償還替公債 (ち 號)
- 壹萬圓券 五〇、五參、八〇、八壹、壹參參
  - 壹千圓券 四、八參、八九
  - 壹萬圓券 廣島市第三期水道擴張費舊債償還替公債(り號)
  - 壹四、壹五、四八、五八、六四、七七
- 右支拂場所 廣島市役所 株式會社日本勸業銀行廣島支店
- 昭和十六年二月二十七日 廣島市長 藤田若水

### 叙任及辭令

技師兼市醫 近藤良吉  
住吉橋療院兼務ヲ命ス(二月十五日附)  
市醫 成相象二郎  
依願免職(二月二十八日附)

北組	山下 悦一 高橋 忠男
南組	山口 壽二 櫻井 恒一
左官町	北村健次郎 河野 清吉
鍛冶屋町	田中 久吉 熊澤 實一
油屋町東部	山澤 健吉 山崎 政式
同 西部	田部 福吉 貝塚喜次郎
塚本町	森田親一郎 楠原 常吉
猫屋町東部	石井安太郎 高橋 諫
同 西部	中村喜一郎 立川 環
榎町	楠原政之助 尾恭 兵吉
西大工町	坪井初太郎 吉村 直吉
堀	
一、三丁目	伊藤 醇造 溝口 節夫
三丁目	新述 修一 堀内 一三
四丁目	白井 貞之 阿部米次郎
小網町東組	金川 政美 綿枝 幾松
同 西組	谷口嘉一郎 三津井雅人
同 新明組	玉本 祐康 金本源四郎
同 南部	平田保太郎 角田 佑織
小舟區	新納 賢吉 洞木 覺
西新町上組	土屋 央 藤岡 勝
同 南組	藤田 武次 金子 勝
西地方町	太田 與藏 鹽本伊勢松
河原町	
東上組	八木 常吉 小西 彦一

## 三月末日現在で「市民調査」を実施

市政運営の基本資料とす

市産業部商工課では来る三月三十一日現在で「市民調査」を行ひます。これは常に本市に住んでゐる人の數を調べて

一、生活必需品その他物資の配給が公正にすらくと行かやうにする

二、水道料金やその他世帯の人數によつて徴収する使用料や公課が不公平にならぬやうにする

三、青年調査その他教育事業施設の計畫を立てる基とする

四、勞務動員計畫等による勞力再編成に關する参考とする

をほはじめ町内會設置により市役所、町内會並に隣組にそれ々關係分を備へ付けることとなつた。「町籍簿」を作る基礎とする目的で行ふものでありますから、市民が自分のために調査を受けることとなるのであり、最近の緊迫した時局から考へますと、かような調査はまことに重大な意味がありまして、これが完全に行かざらば、直ちに四十萬市民の市政の運営に協力し延いては大政を翼賛するの熱意の程を現はすことにも

なるのでありますから一般の十分な御盡力が願はしいと考へます。

### 調査の内容

さて「市民調査」の内容は本市に常住する全世帯に付調査を行ひ之に依り各町丁目毎に常住人口總數・其の男女別・職業別・年齢階級別を明にし併せて世帯別燃料設備等を調査するもので(但し應召・入營・入院・旅行・留置・受刑中の者は常住者とす)次の者は調査より除外する。

住所不定の者△本市に住居なき者△陸海軍の部隊に關するもの

### 調査の對象

なほ調査は本調査と附帶調査の二つに分れてゐて

一、本調査は普通世帯にある常住人口を調べるものでありまして、普通世帯とは同じ家に住み家計が同じであるものを謂ひ家計は同じであつても外の家に住んでゐたり、また同じ家に住んでゐても家計が別の者はたとへてひとり暮らしでもこれを一世帯とみなすのであります。この點戸籍上の家族關係とは大變違つて居ります。なほ下宿人は同居人と見て普通世帯に入るのですがその場合は下宿人であることを摘要にはつきり書かねばなりません。

二、附帶調査 準世帯及無世帯の調査準世帯とは旅館・寄宿舎又は之に準ずるものに在る宿泊人(定員數)及び合宿人等を謂ふのであります。故に旅館營業主及び寄宿舎管理人は普通世帯用調査票(本人家族)及び準世帯用調査票(宿泊人又は合宿人)無世帯用調査票(宿泊人又は合宿人)

### 名譽の戦死者

- 陸軍少尉 佐伯 隆志殿 江波町
- 陸軍中佐 柳 武正殿 國泰寺町
- 陸軍大尉 高品 英九殿 舟入川口町
- 陸軍少尉 吉田 豊殿 紙屋町
- 陸軍少尉 井上 正夫殿 東觀音町二丁目
- 陸軍一等兵 正岡 元吉殿 牛田町
- 陸軍一等兵 濱村 勝殿 旭町

- 陸軍一等兵 杉本 太一殿 西觀音町一丁目
- 陸軍上等兵 日野 一男殿 小網町
- 陸軍上等兵 松本 静雄殿 草津濱町
- 陸軍上等兵 入江 敏雄殿 鐵砲屋町
- 陸軍一等兵 高橋 康朗殿 牛田町南區
- 陸軍少尉 重信 義之殿 南竹屋町
- 陸軍少尉 藤岡 壽殿 三條本町一丁目
- 陸軍少尉 藤岡 義三殿 荒神町
- 陸軍兵長 人見 剛藏殿 雜魚場町
- 陸軍中尉 山下 弘夫殿 宇品町
- 軍 屬 梅津 寅市殿 南竹屋町

◎既に掲載の衛生正副組長異動

東下組	土田助三郎 井上 積三
北組	佐方 貞吉 坂谷新次郎
西組	崎原 新藏 折重 將一
舟入幸町	
東組	甫出常太郎 道田 政雄
中組	林 新太郎 山田權三郎
西組	中井八十吉 奥 謙二
舟入町	木坂伊太郎 中村 久藏
舟入本町	
東組	假本 正光 佐方 義夫
西組	保本八百一 竹内 勘一

組名 新組長 新副組長

- 牛田神田區 石川瀧三郎 小田 一榮
- 八丁堀中組 土井 重登 弘法 寛一
- 新天地 佐藤 繁司 鎌田 孝吉
- 上柳町 佐藤 繁司 鎌田 孝吉
- 廣島驛官舎 金澤 節 尾崎 英二
- 金屋町下組 松本 定光 弘人
- 竹屋町 松下菊太郎 竹本 孝吉
- 中町 櫻井 貞七
- 國泰寺町 留次
- 南組 蓬田 留次
- 眞菰組 岩森 隆
- 大手町 留次
- 二丁目 田中百太郎
- 五丁目 吉岡 師顯 西原徳次郎

各一通を作り申告するのであり、無世帯とは官公衛・會社・銀行・工場事務所・學校・圖書館等世帯のないものを謂ふのであります。

### 調査の事項

- 1、本調査
  - (一) 各世帯に付世帯主及世帯員の氏名
  - (二) 男女の別
  - (三) 世帯主との続柄
  - (四) 出生年月日
  - (五) 本籍地(世帯主に限り調査するものとす)
  - (六) 職業
  - (七) 世帯の所在地
  - (八) 所屬町内會及隣組名(町内會役員に於て記入)
  - (九) 應召・入營・長期旅行(例へば留學)受刑又は長期に亙り臥床の虞ある病氣・不具等の事實(摘要欄)
- 2、各世帯に付
  - (一) 風呂の有無
  - (二) 瓦斯設備の有無
  - (三) 起居・應接等に使用せる部室の(廣さ畳數)
  - (四) 世帯の主たる職業
  - (五) 附帶調査
  - (六) 準世帯及無世帯に付
    - (一) 名稱
    - (二) 種類
    - (三) 代表者又は管理人員名
    - (四) 所在地
    - (五) 男女別構成員數(旅館の場合は定員數又は月平均數)

(準世帯に限り調査するものとす)  
(六) 所屬町内會及隣組名(町内會役員に於て記入)

### 調査の方法

この調査の調査者は市長であります。これが實施は町内會にお願ひいたし町内會長は場合によつては組長を調査補助員とされて町内會役員が各町内各世帯に『市民調査票』を配り各世帯主又は之に準ずる申告者に必要事項の記入申告を求め各隣組毎に來る四月十日迄にこれを宛めて各町内會で間違ひがないかを調べ各町内會並に各隣組で保管する町籍簿をそれぞれ調製し調査票は整理の上市に提出されることとなつて居ります。

## 所有地の扱ひが餘りに粗略です

### 土地所有の方に御注意

土地を持つてゐる方で甲町から乙町へ住所を變へられた場合は住所の變更登記をするか或は、所轄稅務署長に住所の異動を申告されることになつて居りますが、この手續をされませぬと税金の納付告知が御手許に届かず自然納稅の時期が遅れること

になります。又、同一人で再三住所を變へて假令水主町、土手町、舟入町と轉じその都度土地を買受けて當時の住所で土地の登記をしてその儘にして居られると納稅告知書は土地登記の際の住所に依る名寄帳に基づいて出しますために同一人に三枚の

### 秘密の嚴守

市民調査を基として町籍簿が作られますがこれは官公署から要求があつた場合以外に濫りに閱覽させられぬこととなつて居ります。

告知書が要ることとなり市役所として無駄な経費と手数を費すは勿論御本人としても至極煩雜で御困りのことと思はれます。更に又、戸主死亡の節戸籍上の相續手續はされるが土地の方は先代或は先々代の名義の儘に放つて置かれる例が随分あります。ところが近來信用調査が重く見られて參りましたため信用、縁談等の調査の場合土地臺帳の閱覽が非常に多くなりまして斯る場合は現在の住所をたよりに調査が行はれますので折角財産を持つて居られてもそれが先代又は先々代の名義となつて居たり、前に記しましたやうに前住所、前々住所に分れてゐるとこれらはすべて調査洩れとなり信用を失墜される虞れが多分にあります右様の次第です。土地をお持ちの方はこの際夫れ／＼相續の登記とか、住所變更登記とかをされまして現在の所有者並にその現住所と市役所の關係簿とがピッタリ符合するやうにして置かれますことが總ゆる場合に好都合と考へられます。

訂正 先月號五〇六頁電話案内  
中左の通り訂正す

廳内交換	選	係	係	調	査	係
接續箇所	選	係	係	調	査	係
自宅橋本	中	呼	出	中	呼	出
選舉課長宅	中	呼	出	中	呼	出

## 上水も血の一滴

### 出来る限り節水を望む

本市水道は明治三十年創設以來數次擴張を行ひましたが近年市勢の發展と文化の向上とにより上水の利用が頓に増大して夏期には一部給水制限の止むなき有様となつて居ります。これがため當事者は一昨年から應急設備を施してこの急激な増量に對應する一方目下水道設備の大擴張を計畫し萬難を排してこれが完遂を急ぐこととなつて居ります。然し、物資統制時代の今日のことですからこれが完成までには相當の時日を要するものとせねばなりません。然るに本市が軍都として負うてゐる特殊の任務は極めて重大である一方都市防衛上並に生産擴充の上から見まして水道の重要性は一段と加はつて參りました。此の間に處して萬全を期しますにはどうしても節水の外はありません。勿論今日迄に於ても決して濫費はされて居りませんがせうが夏期に平均一人一日當り約二九〇立(一石六斗)といふ物凄い使用量となりますことを見まして、一般に一度使つた水も二度三度と利用するやうに注意していただきますと一家庭で一日にバケツに二、三杯の節水は

何んでもないことと思はれます。これが實行されず上水使用量が本市水道現有能力以上となつた場合、不幸にも異變が起りますと僅かバケツ二三杯の節水の怠りから慘憺たる災厄を見ねばならなくなる恐れがあります。何卒一般に『上水の節約も時局に即應する巨道の實踐』と考へられまして今日唯今から節水に御留意下さるやう切望いたします。

## 小農耕地

### 地租免除申請

本人と同一家族とが本市及隣接町村に持つてゐる耕作地の田畑賃賃價格を合算して二百圓未満の方は申請すれば其の年分の地租が免除されます。

- 一、申請期間 毎年三月中旬
- 一、用紙 各農區長及市役所稅務課にありませ
- 一、注意 申請書は各農區長を経由して市役所稅務課へ提出せらるること

## 勞務動態調査

### 來る三月三十一日に實施

第三回勞務動態調査が來る三月三十一日現在で行はれます。これは昨年六月規則が改正されて從來六月と十二月に行はれてゐたものが三月と九月とに變更されたためでありまして、而してこの調査の報告義務者は従前通り  
雇傭主即ち過去六ヶ月に於て一人以上の勞務者を三ヶ月に亙つて雇傭した者、又雇傭主が自ら勞務者を使用してゐない時は事實上勞務

者を管理する者が報告義務者となる。而して調査員には本月下旬市長より調査票用紙を交付し調査員は調査期日前日迄に之を各雇傭主に配付して必要事項の記入を求め四月十日の報告期限迄にこれを取纏めて市統計課に提出することとなつてゐる。なほ前回は調査前に事務研究會を開いてゐたが今回は時節柄事務繁忙のためこれを開催されぬから調査員各位

### 各種稅納期

は勞務動態調査提要(昨年九月改訂版)により十分研究の上雇傭主に調査の趣旨及記入方法を懇示して調査の完璧を期せられたく、一方報告義務者は本調査が時局下緊要な政府の諸勞務對策上の基礎資料を備へたものであると共に青少年雇傭人制限令とも關聯あることに留意して一人洩れなく報告されなくてはなりません。

國稅	地租(田租)	第二期
縣稅	臨時利得稅(個人)	第二期
市稅	酒稅(造石稅清酒ノミ)	同
三月	地稅附加稅	第一期
三月	地稅附加稅	第一期
四月	地稅附加稅	第一期
四月	地稅附加稅	第一期
三月	地稅附加稅	第一期
三月	地稅附加稅	第一期
四月	地稅附加稅	第一期
四月	地稅附加稅	第一期

御斷り 連載中の『廣島市の道路に就て』並に『日用品公定價格』はいづれも都合に依り本號に限り休みます

# 防火改修材料の

## 長所短所の比較

（六）廣島市の防火改修に就て

課繕營

### 六、防火改修の具體的方法

我が國の都市防火の基本方針として各種改修方法を採用する事が良策であるといふ事は前項までのことである。本項に於ては其具體的方法に就て説明する事に致しませう。一言にして改修原則を述べますと建物の外周部分即ち外壁、窓、出入口、屋根、軒、破風等一切の外周部分を不燃材料を以て萬遍なく被覆するのであります。然しながら建物周囲の状況によつて多少手法を緩和する事も出来る様になつて居ります。

**改修の範圍** 都市の木造家屋は廣範圍に亘つて行へば行ふほど其効果は大であります。而し従来の火災實驗の結果から推して少くとも次の範圍内は改修を要するものと考へられるのであります。先づ一家屋が火災を生じた場合に對面の家屋は二階の方が一階よりも焔を多く受けるといふ事實から次の如く區分して考へられます。

一階の部分 隣地境界線及道路の中心線より水平距離三米以内の部

分は總て之を改修しそれ以上の廣い場所に面するものは消火の比較的容易なことを考へて改修を省略してもよいことになつて居ります。

二階又はそれ以上の部分 隣地境界線及道路の中心線より水平距離五米以内の部分に總て之を改修しそれ以上の廣い場所に面するものは平家同様消防の比較的容易なことを考へて改修を省略してもよい事になつて居ります。

上記の各範圍内に相當する場合でも隣地が公園、廣場、河等の場合や對隣壁が鐵筋コンクリートの窓なし壁等の場合には改修を省略してもよく又消火上有効な袖壁の類を設けた場合には其の後方の建物の部分は未改修でよいのであります。尙一敷地内に於て隣接する木造建物にあつては原則として互に相面する外壁間の中心線を以て隣地境界線と看做し上記の規定に依るのであります。

**材、料** 鐵網、モルタル、「モルタル」とは「セメント」と砂とを適當なる比率に依つて調合し之を水で煉り合せたもので鐵網モルタル塗とは木造

の下地の上を防濕の爲めアスファルト、フェルトや建築紙といふものを以て一面に被覆し其の上に鐵網を張りつけ前記モルタルで塗り上げたものであります。其の厚みは〇、二種以上なら防火材として最も効果的なものとなるのでありまして之は準耐火構造として、既に市街地建築法に於ても認められて居ります。次に其の長所短所を擧げて見ます。

**（長所）** 熱の傳導率小で直接火を受けても其の裏面の木部を容易に發火點に至らしめません。鐵網及其の力骨の取付方が適當であれば其の建物の内部から出火して裏面の板や貫や間柱等が悉く焼け落ちても柱梁等の軸部が立つて居る間はモルタル壁は自立して居る間まで内部の焔が外部へ噴出せぬ様

に一種の防火スクリーンの役目を果たします。これは實驗の際に明瞭に見受けられる現象であります。即ち焔の噴出を防止して對向壁へ焔の及ぶのを遮る役目を致します。此際鐵網及力骨を柱及梁等の軸部に十分釘を以て打ち付けて置くことが肝要であります。△風雨に曝らされても風化崩壊し難く普通の衝撃等に對しても比較的耐久力が大であります。

まで仕上げられる事もあります。△動もすると厚さが不正確になり易く薄い所は危険であります。△裏面の注意が必要であります。△裏面の木部の防腐處理を怠ると木部の腐蝕を生じ易くなります。△クレオソートの如き防腐劑を以て適當に處理して置く事が肝要であります。

**（長所）** 熱の傳導率がモルタル壁同様であります。△比較的安價で重要物資を要しないので時局柄適切な材料ではないかと思はれます。△工法が全國的に古くから普及して居る關係上比較的缺點が少く仕上げ得らるゝのではないかと思ひます。

**（短所）** 屋内面及外部でも雨雪を受けぬ箇所は差支ありませんが雨雪を受ける箇所では耐久性が乏しく之に耐久性を付けるには色々の方法があります。工費が高くなり、ますので比較的安價にして耐久力を附する施行法を考案研究すればこれを越した材料はありません。△火熱に會ひ其の内部にある竹貫等の木材が炭化する。鐵網とは異り壁として自立する力を失ひ崩壊し易くなります。これが爲めに土の厚さを十分厚くして火熱に對し其の内部の木部が炭化しない様にす

# 廣島市報

號時臨  
刊印日九廿月三年六十和昭  
行發日十三月三年六十和昭  
線五金部一價定  
所設市島廣所行發  
市島廣人行發  
所設話第兒田增字市島廣  
地番一丁七町字大増市島廣  
地番一丁七町字大増市島廣

廣島市告示甲第二六號  
廣島市町内會等設置規程ニ依リ左ノ通り廣島市町内會ヲ設置ス  
其ノ會長並副會長下記ノ通り就任シタリ  
昭和十六年三月二十四日

廣島市長 藤田 若水

- |            |          |        |
|------------|----------|--------|
| 町内會名       | 會長       | 副會長    |
| 牛田町        | 新町區 牛尾 孟 | 酒井 春一  |
| 丹土區 川村 繁男  | 河野 初男    | 小田 初男  |
| 神田區 石井瀧三郎  | 品川 春之    | 品川 春之  |
| 本町區 田羅 賢市  | 丸森 壽平    | 丸森 壽平  |
| 旭町區 藤田 金一  | 桑原 定之助   | 桑原 定之助 |
| 早稻田區 池田喜代登 | 中石新 次郎   | 中石新 次郎 |
| 南町區 森田 勇   | 西本 正男    | 西本 正男  |
| 大須賀町 與本 鐵漢 | 久西 知二    | 久西 知二  |
| 松原町 岡本米次郎  | 佐伯 寅藏    | 佐伯 寅藏  |
| 猿橋町 可部 寅藏  | 原田 政美    | 原田 政美  |
| 荒神町 東組 藤人  | 赤毛 才次郎   | 赤毛 才次郎 |
| 同 西組 榎田 作藏 | 吉西 倉次郎   | 吉西 倉次郎 |

- |              |           |            |              |              |             |            |              |            |              |            |               |            |            |            |            |
|--------------|-----------|------------|--------------|--------------|-------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|---------------|------------|------------|------------|------------|
| 若草町 大橋 馨     | 愛宕町 大原 良宅 | 西組 宮本 勝二   | 東組 河野 接吉     | 東蟹屋町 河野 接吉   | 荒神通 金谷 數男   | 岩鼻組 佐久間淳一  | 尾長組 濱田一太郎    | 片河組 村上源次郎  | 山根組 有野前三郎    | 三本松 上田 兼一  | 尾長町 三本松 上田 兼一 | 中 通 山田 萬吉  | 上 通 增原 香松  | 本 通 末好 保之  | 西蟹屋町 末好 保之 |
| 南蟹屋町 龜田 多吉   | 大洲町 井上 主衛 | 土手町 野尻松太郎  | 同 末廣町 中井 萬藏  | 同 東浦上組 石本庄次郎 | 段原大畑町 久保 萬助 | 桐木町 皆崎 誠一  | 段原下組 小椋德一郎   | 同 下組 小椋德一郎 | 同 下組 小椋德一郎   | 同 下組 小椋德一郎 | 同 下組 小椋德一郎    | 同 下組 小椋德一郎 | 同 下組 小椋德一郎 | 同 下組 小椋德一郎 | 同 下組 小椋德一郎 |
| 仁保町 本浦 津村 數一 | 翠町 代福原廣吉  | 同 西部 高橋浦太郎 | 三丁目 東部 畑石 兼吉 | 同 西組 吉永三代人   | 二丁目 東組 德右衛門 | 一丁目 目 福原 一 | 東雲町 上組 藤本 鶴二 | 同 南組 森本兵之助 | 比治山 本町 杉原 泉馬 | 皆實町 皆實 町   | 皆實町 皆實 町      | 皆實町 皆實 町   | 皆實町 皆實 町   | 皆實町 皆實 町   | 皆實町 皆實 町   |

富士見町	上組 重信 珠雄 岡田 吉郎	本組 門田幾次郎 草尾 勝三	下組 砂入 常吉 大野本之助	雜魚場町 田村 勇 横山 寛太郎	國泰寺町 土井田仁平 増谷宗太郎	北組 田中近太郎 森島 律雄	眞菰組 村上 清二 津田野 岩太郎	南組 村上 清二 津田野 岩太郎	大手町 倉本 周誓 永井 和一	六丁目裏通 松本 寅吉 淺尾源五郎	七丁目裏通 松本 寅吉 淺尾源五郎	同 表通 林 乙次郎 阿會沼忠夫	八丁目東 藤田 哲二 山上 章夫	同 北花岡 大市 道川 林次	同 南三原彦三郎 藤田 昇一	九丁目 岡本好兵衛	平野町 戸田喜四郎 高橋 芳郎	南竹屋町 角森 好藏 筒井仙次郎	南竹屋町 角森 好藏 筒井仙次郎	東千田町 矢野 榮 小浪 義美	千田町 德丸 辨藏 尾山美徳	一丁目 德丸 辨藏 尾山美徳	二丁目 米倉慶太郎 澤新右衛門	三丁目 北組 宮本 福松 貫一	同 西組 反田 慶一 藤田 理平	同 南組 上迫 猛 藤田 正作	南千田町 中川 龜三 宮本 敷男
中島本町 香浦 巧	材木町 山登徳太郎 坂村 彦藏	天神町北組 中村 泰 天城 慶一	同 南組 津田 享平 石田 宇一	木挽町 光本 天造 日下 幹一	允柳町 市川與吉 上田 留吉	中島新町 田村 源一 立野芳太郎	上水主町 佐藤 五三 長谷 彦一	中水主町 朝田 良一 永井 眞三郎	下水主町 伊藤 順一 黒川 勝一	吉島羽衣町 大下 惣吉 渡部久次郎	吉島本町 一丁目 川口 覺一 栗栖 隆明	一丁目 竹内 武一 土井 信次	二丁目 岡本 倉男 大賀 信次	寺町 上組 井内助次郎 山下谷次郎	同 下組 高下 清一 戸島 眞諦	西引御堂町 中本 壽右衛門 中川 安造	東組 田村吉太郎 米田 榮次郎	西組 小字羅織一 吉田 庄次郎	錦九軒町 吉川 常吉 仁井 龜次	廣瀬北町 小字羅織一 吉田 庄次郎	一丁目 炭村 秀吉 脇中 保一	二丁目 新宅 博雄 渡部 初健一	三丁目 由井善次郎 島津 春季	廣瀬元町 市川 虎三 莊崎 徳元	廣瀬町東組 平田 倉吉 龜田 竹松		
上流川町 大西 善六 津田 眞先	中組 種田龜太郎 新井長次郎	下組 土岡喜代一 山崎 高登	東組 高野 又一 山脇 靜太郎	斜屋町 久保田 豊造 佐々木 學	鐵砲町 今田 壽盛 若山 次郎	中甲組 山下 哲三 泉尾 正一	中乙組 中尾 健吉 加藤 琢郎	中組 河瀬 健吉 工藤 勝二	下組 島村 讓一 湯川 啓一	八丁堀上組 砂原 格 森 繁雄	堀川町 丸岡 才吉 高橋 保兵衛	平田屋町 今井 狀太郎 齋藤 榮吉	東魚屋町 今井 狀太郎 齋藤 榮吉	新川場町 讚岐 章一 佐久間 榮太郎	鐵砲屋町 佐伯光太郎 大西 徳太郎	中組 廣藤 文造 山中 忠	下組 井上 博 神田 彦一	立中町 熊谷孝兵衛 古林 都一	播磨屋町 佐久間 勇 中山 琢磨	研屋町 吉田 幸一 小川 良一	紙屋町 木村 勝吉 長崎 清	革屋町 米山 忠吉 吉岡 信一	西魚屋町 光保 次郎 猪原 武夫	袋屋町 藤重 彦一 外波 良助	小柳町 秋山 賢吉 六十部 彌藏	鹽屋町 柳慶次郎 森野 貞一	尾道町 久野 慶太郎 木原 八十吉
大手町 田頭 喜一 山根 幸吉	一丁目 藤井徳兵衛 尾前 友助	二丁目 石原 肇 山田 幸之信	三丁目 渡部數太郎 杉原 彦太郎	四丁目 吉岡 師顯 西原 徳太郎	五丁目 吉岡 誠一 三上 正雄	細工町 齋藤 眞一 島本 秀吉	橫屋町 中村 靜彦 泉邊 次郎	北平塚町 吉本芳太郎 松岡 朝吉	平塚元町 木村 潤一 長岡 義三郎	東平塚町 香川 菊三 佐藤 義三郎	西平塚町 三木 忠 川合 忠雄	鶴見町 今中小三郎 長谷川 英一	同 南組 石原 滿 増田 邦藏	同 東區 立川 達雄 今井 孝夫	同 西區 大田忠次郎 荒木 種吉	昭和田東部 立座 宥慈 脇本 彌市	同 西組 西龜 正夫 龍野 福太郎	同 南部 横山 喜一 石倉 爲右衛門	同 藥研 堀補原徳太郎 黒田 哲之	東新天地 池田 軍次兵衛 加藤 恒三郎	新天地 小林 敏雄 中島 寛吾	下流川町 清水 爲吉 宮下 文造	田中町 岡田 陸藏 三浦 友吉	田中町 岡田 陸藏 三浦 友吉	三川町 三宅 万次郎 吉野 政造	竹屋町 平岡 卯三郎 倉本 元次郎	

淵崎板村 信一 大村 米市	同 柞木 藤川 政吉 三保 嘉一郎	同 霞町 内藤 章 松本 秀松	出汐町 木谷有次郎 石井 太一	大河高木 治作 加藤 國太郎	旭町 杉村政太郎 奥本 徳一	仁保町丹那 大田爲四郎 清水 清登	同 日字那 平野 哲夫 沖本 善美	元字品町 松田 泰行 坂本 道行	字品町 井山保太郎 小林 雅雄	海岸東部 江口徳太郎 山田 政一	同 御幸組 安井 藤造 國廣 康雄	同 港組 新見 藤吉 伊藤 繁一	東部下組 島山 庄一 大成 榮吉	字品町御幸通 柴崎 笹一 久保 久兵衛	四丁目 佐々木 利一 西本 友吉	五丁目 山崎好太郎 村橋 菊衛	六丁目 飯田與津吉 大北 金次郎	七丁目 山新 繁人 中福 重太郎	八丁目 柴崎 末次 村上 數登	九丁目 福本 博文 石川 七之助	十丁目 池田次郎 平賀 清市	十三丁目 梶村 嘉平 西川 清市	十四丁目 梶村 嘉平 西川 清市				
十五丁目 西岡兼次郎 近貞 達市	同 西通四五 光宗 笹一 三浦 英三	字品町神田通 八九丁目 渡部 賢吉 柳原 良雄	十丁一目 萬谷交次郎 寺澤 篤雄	十一丁目 池永 清眞 高村 利一	十二丁目 坂本金四郎 岡本 龍作	十三丁目 高村 數已 窪谷 守人	錦華園區 平井善次郎 鈴木 千代次	本通十三 福原 一三 井手口 若登	似島町 濱本友吉郎 向井 房市	二葉ノ里 川手 武一 久保田 幸重	東白島町 大横田 義雄 岩本 佐一	白島九軒町 横山 重雄 高野 權太郎	同 東中町 庄田 藤治 佐久 與一	同 中町 木村松太郎 尾川 伴六	同 西中町 天野 進作 鈴木 仲藏	同 北町 金谷 富介 岡村次郎吉	西白島町 佐々木 重九郎 富田 梅太郎	上柳町 佐藤 繁司 鎌田 孝吉	下柳町 八幡 香 西東 庫三	橋本町 穂井田 小市 藏田 新兵衛	石見屋町 榎垣 新兵衛 上野 雅吉	山口町 山室 正市 大濱 巳三郎	彌生町 増田 卓一 高橋 孝昇	職町 上組 田中品太郎 中野 文次郎	同 下組 内海 了二 佐々木 康博	同 桑原 謙吉 新崎 貞人	
上流川町 大西 善六 津田 眞先	中組 種田龜太郎 新井長次郎	下組 土岡喜代一 山崎 高登	東組 高野 又一 山脇 靜太郎	斜屋町 久保田 豊造 佐々木 學	鐵砲町 今田 壽盛 若山 次郎	中甲組 山下 哲三 泉尾 正一	中乙組 中尾 健吉 加藤 琢郎	中組 河瀬 健吉 工藤 勝二	下組 島村 讓一 湯川 啓一	八丁堀上組 砂原 格 森 繁雄	堀川町 丸岡 才吉 高橋 保兵衛	平田屋町 今井 狀太郎 齋藤 榮吉	東魚屋町 今井 狀太郎 齋藤 榮吉	新川場町 讚岐 章一 佐久間 榮太郎	鐵砲屋町 佐伯光太郎 大西 徳太郎	中組 廣藤 文造 山中 忠	下組 井上 博 神田 彦一	立中町 熊谷孝兵衛 古林 都一	播磨屋町 佐久間 勇 中山 琢磨	研屋町 吉田 幸一 小川 良一	紙屋町 木村 勝吉 長崎 清	革屋町 米山 忠吉 吉岡 信一	西魚屋町 光保 次郎 猪原 武夫	袋屋町 藤重 彦一 外波 良助	小柳町 秋山 賢吉 六十部 彌藏	鹽屋町 柳慶次郎 森野 貞一	尾道町 久野 慶太郎 木原 八十吉
大手町 田頭 喜一 山根 幸吉	一丁目 藤井徳兵衛 尾前 友助	二丁目 石原 肇 山田 幸之信	三丁目 渡部數太郎 杉原 彦太郎	四丁目 吉岡 師顯 西原 徳太郎	五丁目 吉岡 誠一 三上 正雄	細工町 齋藤 眞一 島本 秀吉	橫屋町 中村 靜彦 泉邊 次郎	北平塚町 吉本芳太郎 松岡 朝吉	平塚元町 木村 潤一 長岡 義三郎	東平塚町 香川 菊三 佐藤 義三郎	西平塚町 三木 忠 川合 忠雄	鶴見町 今中小三郎 長谷川 英一	同 南組 石原 滿 増田 邦藏	同 東區 立川 達雄 今井 孝夫	同 西區 大田忠次郎 荒木 種吉	昭和田東部 立座 宥慈 脇本 彌市	同 西組 西龜 正夫 龍野 福太郎	同 南部 横山 喜一 石倉 爲右衛門	同 藥研 堀補原徳太郎 黒田 哲之	東新天地 池田 軍次兵衛 加藤 恒三郎	新天地 小林 敏雄 中島 寛吾	下流川町 清水 爲吉 宮下 文造	田中町 岡田 陸藏 三浦 友吉	田中町 岡田 陸藏 三浦 友吉	三川町 三宅 万次郎 吉野 政造	竹屋町 平岡 卯三郎 倉本 元次郎	

天満町南組 武内半之助 内藤 徳松	同 南組 小山 惣一 北村 健美	同 四丁目 加土 廣次 若山 信雄	横川町 山本 豊松 藤井 圓助
東觀音町 一丁目 山本勇三郎 北山雄三郎	同 西部 宮本 一吉 織田 省三	大芝町 三村 次三 香川 末三	一丁目 山本 豊松 藤井 圓助
二丁目東區 荒木 福藏 丸町 潤一	同 南觀音町 一丁目北部長尾 京一 玉木 泰	三條本町 二丁目東組 倉本 貢 桑原 虎一	二丁目 秋本 藏三 岡村 清造
同 北區 見田 七良右衛門 島原 隣	同 南部 加藤 吉郎 宮原 鹿藏	同 西組 谷川龜太郎 森田 魏一	三丁目 橋高 甚助 中村 源市
同 中區 伊玉 雲人 橋本 正孝	二丁目北組 山本 鐵治 室谷 公惠	同 三丁目南組 土井 午吉 古川 節三	打越町 川野保五郎 奥田 貞次郎
同 西區 津島市太郎 林 吾助	同 南組 川村 租吉 新家 米一	同 廣本町 飯村 資郎 伊藤 常一	中廣本町 山小谷 義男 佐久間 正作

### 四月の實踐強調事項

- 一、入學、卒業就職の御子達に就て
- 1、兄さん、姉さんの使った本や道具ですむものは買はないやうにさせませう
  - 2、入學、就職の記念貯金を始めませう
  - 3、適齡者は一人も残らず青年學校へ入れさせませう
  - 4、中等學校の卒業者も上級學校に進まぬ人は全部男女青年團に入らせませう
- 二、勤勞報國と増産に就て
- 1、勤勞報國の趣旨を體して「非常力」を出して御奉公を致しませう
  - 2、空地を利用して野菜を作りませう
  - 3、四月頃種を播く野菜にはしゆんぎくがあり苗を植ゑるなら、トマト、なす、きゅうりなどがあります
  - 4、木灰は道路などにすてないで畑に入れて肥料にさせませう
  - 5、節米や物資の節約は増産と心得て大いに實行させませう
- 三、戸外運動に就て
- 1、お花見は遊山気分を改めて、にぎりめしと代用食で健實明朗な體育的なものに致しませう
  - 2、ハイキングは大いによい事ですが目立つ服装や態度は慎みませう
  - 3、急がぬ時はなるべく歩ませませう

同 南區 田中保太郎 大塚 良一	同 三丁目 城 廣四 米澤次良造	同 北區 佐々木 亮 山口 信一	高 須 中川朝三郎 中村 豊太郎
同 觀音本町 前濱百太郎 辰井 逸造	同 福島町北組 大川 武夫 岩井 常吉	同 四丁目 田村 卯一 飯田 健三	同 古田町古江 田中 綾吉 田川 静男
同 西觀音町 一丁目 岩崎 泰雄 原山 磯平	同 同 本町 松本 秀一 西本 一	同 三 瀧 町 金口麻次郎 野村 幸三	同 同 田方組 力田 周一 小川 静男
同 二丁目北組 松原 澤一 岡田 國吉	同 同 中町 河崎 寅吉 高橋 直行	同 同 庄 町 吉本 壽一 末田 幸二	同 同 草津東町 蘭 福藏 柳 正一
	同 同 南町 菊崎 正行 高岡 静雄	同 同 木 町 登 貫一 狩野 松太郎	同 同 同 本町 川本 豊人 播磨 啓次郎
	同 同 楠木二丁目 高田 鐵吉 水田 豊之助	同 同 一丁目 登 貫一 狩野 松太郎	同 同 同 濱町 橋本 唯七 中 戴 啓次郎
	同 同 三丁目 登 顯 石本 盛雄	同 同 三條本町 一丁目 中田傳次郎 西川 倉次郎	同 同 同 南町 萬谷 孫八 小 賀 善次郎

## 大廣島の町内會 愈よ結成を了る

去る二月十一日に擧式

萬民翼實の本旨に則り地方共同の任務を遂行す可く、去る二月八日編成工作に乗り出した大廣島市の町内會は其の後順調に進み去る三月十一日午前十一時十五分新町内會長三百三十餘名市公會堂に參集盛大な結成式を擧行した。市關係者として藤田市長以下山谷指導課長、三宅秘書課長其他各課長參列、來賓相川知事代理大石振興課長、篠原部隊長代理富士井少將、河野縣社寺兵事課長、山本中國新聞社長及勝盛市會議長、牛尾同副議長以下各市會議員並に東西字品警察署長等約三十名參會、先づ宮城遙拜、皇軍の武運を祈る默禱の後藤田市長紀元節に賜りたる詔書を奉讀、引續き左の挨拶をなした。

### 藤田市長挨拶

皇運翼實の國民下部組織たる町内會は關係各位の御配慮に依り其の結成を了し茲に新に委嘱しました町内會長各位の御參集を煩はして之が結成の式を擧げ力強き活動の第一歩を踏出します事は洵に

位の任務の極めて重大なることを痛感せざるを得ないのであります。町内會長が其の任務を遂行する爲に最も大切なる基礎條件は全町内を純然たる一家とし會長は其の家長たり親の子に於けるが如き慈し

### 大政翼賛の歌

一、兩手を高くさしあげて我等一億心から叫ぶ皇國の大理想  
今ぞ大政翼賛に燃え立つ力協せよう  
二、新體制に盛り上る國の骨組がっちり固く結んだ隣組  
職場職場に奉公のあふれる誠捧げよう  
三、足並そろへ日章旗たてて臣道まつしぐら  
御稜威の光さすところ  
興る東亞の國々を明日の榮に導びかう  
い心を以て住民に對し、吉凶禍福共に喜び共に悲しむといふ心構へであると思ひます。

### 縣知事告辭

茲に本日を下し廣島市町内會結成式を擧行せらるゝに方りまして所懐の一端を申述べますことは寔に欣幸とする所であります。惟ふに君民一體の道義國家として萬國に冠絶せる我が帝國は今や肇國の大精神に則り大東亞の秩序を新にし更に進んで世界恒久の平和に貢献せんことを期し一億一心以て之が完遂に邁進しつゝあるののであります然るに帝國を繞る國際情勢は極めて微妙でありまして時局の前途誠に容易ならざるものあり眞に未曾有の國難に直面して居るのであります。而して之を打開し世界の一大變轉期に對處するの途

は國家の總力を遺憾なく發揮して 高度國防國家體制を確立するに在ると存するのであります。

神武天皇肇國創業の時御駐蹕あらせられ天業恢弘の一要地をなし近くは日清の役明治天皇親しく大轟を進めさせ給ひ東亞新建設の政戦を御統裁遊ばされたる地

動するものにして其の使命を達成するや否やは常會の運営如何に俟つ所大なるを以て概ね左記に依り之が運営と指導に格別の努力あらんことを望む

町内會整備に伴ひ爾後の會計は既に年度餘日なきを以て名稱を異にするも此際決算せずして繼續經理せられ尤も分割したる町内會に於ては此際決算の上年度内餘日は明年度に加算經理する等便宜の方法に依られたし

は聯合町内會長を以て常任分會長に、聯合町内副會長を以て副常任分會長に充つるを妥當と考へ近く會則改正を起案する豫定なり。

公益質屋

本市は市民の皆様にご小資金融通のために市内稲荷町、同天満町の東西二ヶ所に公益質屋を經營してありますから御利用下さい。

町内會各係分掌事項

- 一、庶務係
二、町内會相互の連絡協調に関する事項
三、常會の開催に関する事項
四、豫算に關する事項
五、町内會費分擔金の賦課に關する事項

- 六、表彰に關する事項
七、公葬慰靈祭に關する事項
八、納税に關する事項
九、他の係に屬せざる諸調査其の他事項
一〇、會計係
一、現金及び物品の出納保管に關する事項
二、決算に關する事項
三、町内會費分擔金の徴収に關する事項
四、其の他會計に關する事項
五、教化係
一、敬神崇祖祭祀に關する事項
二、常會の指導並に振興に關する事項
三、國民生活の刷新に關する事項
四、國民貯蓄の勵行に關する事項
五、公民自治の訓練に關する事項
六、國民學校、青年學校の後援に關する事項
七、其の他教育教化實踐に關する事項
八、軍事援護係
一、應召、入營、歸還、退營等の歡送迎に關する事項
二、軍隊宿營斡旋に關する事項
三、其の他軍事援護並に協力に關する事項
四、銃後奉公會との連絡に關する事項

隣組に關する新刊圖書

- 一、防空防護に關する事項
二、非常災害の防護に關する事項
三、非常災害の防護に關する事項
四、其の他防衛に關する事項
五、保健係
一、體位向上に關する事項
二、衛生思想の普及に關する事項
三、疾病の豫防救治に關する事項
四、救護事業に關する事項
五、厚生運動に關する事項
六、其の他保健衛生に關する事項
七、統制經濟係
一、物資の配給に關する事項
二、消費規正に關する事項
三、物資關係諸調査に關する事項
四、其の他産業經濟に關する事項

東公益質屋
西公益質屋
天満町一九二ノ二電話西八〇二

# 増産と勤勞の日

廣島市長 藤田若水

昭和十六年三月一日於廣島中央放送局放送

近代戦が單なる武力戦ではなく國家總力戦であり高度國防國家建設と言ふことも結局は此の總力戦に對處し得る様國內體制を整備することであることは今更申上げる迄もありません。而して又食糧の確保と言ふことが國防國家建設のための最も重大なる基礎的條件であることも亦改めて申上げるまでもないと思ひます。

私は茲に「勤勞と増産」の日と定められました。此の三月一日の興亞奉公日に當りまして食糧の確保就中食糧の中でも最も重要な地位を占めてをるところの農産物の増産に關し帝國が現に直面致してをりますところの問題について卑見を申し述べたいと存じます。

畏くも我が皇室は農を以て國の本となし給ひ數多き祭祀の中でも特に農事に關する祭祀を尊重し給ふ御事又農業の獎勵農民の生活に常に深き大御心を注がせ給ふ御事等は我々の恐懼感激致してをる處であります。國民はこの皇室の恩澤に副ひ奉るべく悠久三千年肇國の古より農村の繁榮農事の振興に専心努力し文字通り瑞穂の國の眞面目を發揮し來りましたことは御承知の通りであります。

ます。然るに今次未曾有の事變に遭遇し前申しましたが如く食糧確保の要益々緊急なる折柄昨年及び一昨年に於ける農産物の作柄は必ずしも樂觀を許さざるものがありまして農業に對する國民の覺悟と態度に再檢討を要求すべく大きな警鐘を打ち鳴らすに至つたのであります。畏いことではありますけれども

聖上陛下に於かせられましてはいたくこの事を御執念あらせられまして昨年夏以來兩度に互り農林大臣に對し種々御下問あらせられたるやに拜承致しまする只々恐懼の外御座いませぬと同時に國民たるものは一層其の重責を感じて食糧確保に必死の努力を傾倒致し以て聖慮を安んじ奉らんことを期し奉るべきだと信じます

御承知の通り衆議院に於きましては本年議會再會の勞頭に當り「戰時體制強化に關する決議」を致し續いて二月六日「重要物資及び食糧増産確保決議案」を決議しました。即ち食糧増産の確保は高度國防國家の礎石であつて現下の喫緊要務であるから政府は外米依存の現状を打破する爲食糧増産計畫を即時實行に移し一切の手段を盡して自給自足し得る様

國民食糧を確保せよ、之が爲には衆議院は進んで政府に協力し政府を援助すべしと其の決意の程を示したのであります。政府の樹立したる食糧増産十ヶ年計畫に依りますと今から十ヶ年の後には内地のみにて米八千四百萬石、大麥・裸麥二千六百萬石、小麥千三百萬石の收穫を確保するといふのであります。即ち其の爲には向ふ十ヶ年間に五十萬町歩を新に開墾し一面に於て桑畑は全國の約一割を廢して之に主要食糧作物を植付け而して反當一割三分の増收を目標として進むと言ふ計畫であります。

差當り本年は米七千二百六十萬石、大麥一千四百萬石、小麥千三百萬石を確保しようと言ふのであります。米は昨年の實收に比べて約一千萬石を増收せねばならぬことになりま

す。此の大計畫の目的を達成する爲には獨り農民の力のみならず他の職業に携る者の協力を必要とすること

は申す迄もありません。都市に於ける食糧問題は農村と全く其の趣を異にして居りまして自給自足の計畫は到底立ちません。例を廣島市にとり

ますれば市内で收穫する一ヶ年分の米は之を廣島市民は四日半で食ひ盡してしまひます。後の三百六十日分の米は他よりの供給に俟たねばならぬと言ふ現狀であります。代用食をなるべく多くとるか或はよく咀嚼して食べるとか米を粗末にせぬとか等の節米運動を第一義と致さなければならぬことは申上げる迄もありません。

いことでありまして座して農村よりの供給を待つのみでは此の超非常時の都市生活者として餘りに無責任なりと言はねばなりません。たとへ三尺の地と雖も之を耕し之に作物を植付けて一粒でも多くの増産を計り食糧確保の大目的を達成することに力を致すことは今日の都會人に與へられた新しき且重大なる務めであると存じます。市役所に於て調査した處に依りますと現在廣島市内にある休閑地・荒廢地・宅空地等は實に六十町歩の多きに達してをるのであります。之に皆さんの庭先等迄計算して行くならば恐らく數百町歩に達するものと信じます。之を開墾し耕作する

るとき如何に多くの食糧が得られるか想像を願ひたいと存じます。一面に於きまして都市には農村に比べてまだ多くの過剰な勞力、遊んで居る力があります。即ち官廳・會社等に勤務する方々の土曜・日曜へかけての餘裕又學生諸君の餘暇等を利用して實に莫大の勞働力に達すること勿論であります。之を總動員するならば此の休閑地の開拓耕作もさしたる難事ではないことを確信致します。

國家の總力を擧げて大東亞共榮圈確立と言ふ大事業遂行の途上に在る帝國として一人の遊惰の民あると言ふことは斷じて許されませぬ。今日只今より起ち上つて増産の聖業に従はうではありませぬか。今日私が特に都市生活者諸君に御願ひ致します

ことは先づ御家庭の方々は屋敷内の空地を利用して戴きたい。又隣組の方々は御近所の空地を耕して下さい。そして官廳・學校・會社等では適當な休閑地を耕して下さいと言ふこと

であります。休閑地活用の集團勤勞作業は之に携はる多數の人々が階級の別なく老幼男女の差なく職業の如何を問はず一個の勞働者として相共に同じ勤勞に従事し勤勞を通じて人格的接觸を深めつゝ規律・協同・從順等の團體的精神を養ひ身體を鍛錬し以て如何なる困苦艱難にも耐へ得る不撓不屈の意志と旺盛なる活動力を鍊磨し得るのであります。特に悠久三千年肇國の昔より彌榮に繼承し來つた神聖なる國土を最も有意義に活用するは國民としてこれ程の誇り

と喜びはないと存するものであります。そこには自然的に盡忠報國の精神が湧き聖業完遂の氣宇が漲り同時に増産の目的達成の一助となるので

あります。私は本日の興亞奉公日に當り皆さんに勤勞に依る増産に向つて一路邁進せられんことを切望して此の講演を終ります。

には現住所でなく必ず本籍の町名地番と戸主の氏名をはつきり書いて下さい。

三、戸籍の抄本は用途に依つていろいろ作り方が違ひます。例へば廣島縣立中等學校入學用のものは在籍者全部（戸籍上抹消のものを除く）の抄本、普通の場合は戸主と本人丈け記載してあればよい等でありまして戸籍抄本を御請求の際には戸主の氏名の外に必要な家族の名を列記し且つ其の用途を書いて下さい。係の方ではそれに依つて無駄を省き早く作成すること

ができますから双方が便利で

四、實印届や改印届の際は必ず其の印判を以つて來て下さい。

五、實印届や改印届があつたときは市役所から本人に通知を出し其の受領書が市役所へ戻つてから後でなければ印鑑證明は交付せぬことと決つて居りますから其の通知の便宜の爲めにも本籍に現住せぬ方は先づ寄留届をするか又は現住所に轉籍届をしてから實印届や改印届をして下さい。

六、若し是非共届出と同時に證明の必要なときは市吏員若しくは市會議員が其の本人の印鑑届出であることとを保證（必ず實印で）される場合は便宜、届出と同時に印鑑證明を交付します。

七、他市町村から寄留届をして間もなく（約一ヶ月内）に印鑑の届出や證明を願われる場合は新しい戸籍の抄本を持つて來て下さい。

八、印鑑證明用紙は用紙不足で一人に二枚以上は交付し兼ねますから成るべく自分で作成して下さい。

## 戸籍謄本請求手續

### 規則の改正で簡畧化する

従来戸籍謄本や同抄本の交付を受けて二、三ヶ月たちますと、一般にどうしても新しいものを更めて請求せねばならぬやうになつて居りましたが、戸籍謄本や同抄本の交付を受けてから戸籍上に變りのない限り何時でも現在と相違ないといふ證明を受けて新しい謄本や抄本と同様の

効果のあるものとするものが出來ます。この場合は謄本や抄本の枚数がいかに多くても一件金十五錢の手續料で済みますから家族の多い向は大變に便利で又以前は戸籍謄本請求の場合は戸籍の原本に載つてゐる者を全部書くことになつて居りました。此の程規則が改正されて死亡、分家、婚姻その他の事情で戸籍面に抹消されたものを書かない戸籍謄本を請求することが出来るやうになりました。これまた御利用下さい。最後に従前は戸籍に記載してある事は謄本や抄本の交付を受ける以外に證明を受けることが出来ませんでした。が、今後は手数料金十五錢出せば戸籍に記載してある事項の證明を受けることが出来るやうになりました。

なほこの機會に戸籍課として一般に左の事項を御注意下さるやう御願ひ致します。

一、戸籍謄本や抄本は御請求あり次第なるべく早く交付するやう努めて居りますが、何分多數のことですから一般に謄本や抄本のいることとが判りませんでした。ぎりぎりまで放つておかず早速と御請求下さい。

二、戸籍の謄抄本は必ず本籍地でないければ出來ないのでから請求書

には現住所でなく必ず本籍の町名地番と戸主の氏名をはつきり書いて下さい。

三、戸籍の抄本は用途に依つていろいろ作り方が違ひます。例へば廣島縣立中等學校入學用のものは在籍者全部（戸籍上抹消のものを除く）の抄本、普通の場合は戸主と本人丈け記載してあればよい等でありまして戸籍抄本を御請求の際には戸主の氏名の外に必要な家族の名を列記し且つ其の用途を書いて下さい。係の方ではそれに依つて無駄を省き早く作成すること

ができますから双方が便利で

四、實印届や改印届の際は必ず其の印判を以つて來て下さい。

五、實印届や改印届があつたときは市役所から本人に通知を出し其の受領書が市役所へ戻つてから後でなければ印鑑證明は交付せぬことと決つて居りますから其の通知の便宜の爲めにも本籍に現住せぬ方は先づ寄留届をするか又は現住所に轉籍届をしてから實印届や改印届をして下さい。

六、若し是非共届出と同時に證明の必要なときは市吏員若しくは市會議員が其の本人の印鑑届出であることとを保證（必ず實印で）される場合は便宜、届出と同時に印鑑證明を交付します。

七、他市町村から寄留届をして間もなく（約一ヶ月内）に印鑑の届出や證明を願われる場合は新しい戸籍の抄本を持つて來て下さい。

八、印鑑證明用紙は用紙不足で一人に二枚以上は交付し兼ねますから成るべく自分で作成して下さい。

## 實費診療

本市では左の通り市内四ヶ所に診療所を設け小額所得生活者の診療を行つて居ります。

△診療時間 毎日午前十時より午後六時迄但七月二十一日より八月三十一日迄は午前七時より正午迄とす。尙廣瀨診療所は毎週火、木、土曜日の午後一時より午後四時迄。

△休日 市役所の例に依る但し十二月二十九日、三十日の兩日は休診せず、年末年始を除き休日續きの場合第二日は休

診せず。

△診療科目 内科、小兒科（保養院に限り産科あり）及び簡易なる各科。

△入院 保養院には病室設備あり。

東 診療所 荒神町二二六 電話中二二二

西 診療所 西観音町一丁目 電話西二七七〇

廣島市保養院 宇品町十丁目 電話中一九六〇

瀨 診療所 西引御堂町一八

効果のあるものとするものが出來ます。この場合は謄本や抄本の枚数がいかに多くても一件金十五錢の手續料で済みますから家族の多い向は大變に便利で又以前は戸籍謄本請求の場合は戸籍の原本に載つてゐる者を全部書くことになつて居りました。此の程規則が改正されて死亡、分家、婚姻その他の事情で戸籍面に抹消されたものを書かない戸籍謄本を請求することが出来るやうになりました。

なほこの機會に戸籍課として一般に左の事項を御注意下さるやう御願ひ致します。

一、戸籍謄本や抄本は御請求あり次第なるべく早く交付するやう努めて居りますが、何分多數のことですから一般に謄本や抄本のいることとが判りませんでした。ぎりぎりまで放つておかず早速と御請求下さい。

二、戸籍の謄抄本は必ず本籍地でないければ出來ないのでから請求書



# 廣島市町内會等設置規程

第一章 總則

第一條 本市ハ萬民翼賛ノ實ヲ擧グル爲メ町内會、聯合町内會及市常會ヲ設置ス

第二章 町内會

第二條 町内會ハ町、丁目等ノ地域ヲ區域トス。但シ町、丁目等ノ地域内ノ戸數三百ヲ超エ又ハ百ニ達セザルトキ其ノ他市長必要アリト認ムルトキハ別段ノ區域ヲ指定スルコトアルベシ

第三條 町内會ノ名稱ハ其ノ區域町丁目等ノ名ヲ冠ス。但シ市長ニ於テ別段ノ名稱ヲ指定スルコトアルベシ

第四條 町内會ハ其ノ區域内ノ全世界ヲ以テ之ヲ組織ス。但シ其ノ區域内ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ準ズベキモノハ之ヲ世帯ト看做ス

第五條 町内會ニ於テ實踐スベキ事項左ノ如シ

- 一、敬神崇祖及祭祀ニ關スルコト
- 二、國民精神作興ニ關スルコト
- 三、國策及市行政ヘノ協力ニ關スルコト
- 四、銃後援護ノ強化ニ關スルコト
- 五、隣保親睦及相互扶助ニ關スルコト

第六條 町内會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人

市常會ニ於テ必要ト認メタルトキハ二人

幹事 若干人

第七條 會長ハ町内會ヲ代表シ會務ヲ統理シ市常會及聯合町内會ト緊密ナル連絡ヲ圖ルモノトス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第八條 町内會ニ隣組ヲ置ク

隣組ハ隣接スル十戸内外ヲ以テ組織シ其ノ區域ハ町内會長之ヲ指定ス。隣組ノ名稱ハ一連番號ヲ附シ何々町内會第何組ト稱ス

第九條 隣組ニ組長ヲ置ク

組長ハ其ノ組内協議ニヨリ推薦シタル者ニ就キ會長之ヲ委囑ス

組長ノ任期ハ一年トス。但シ重任ヲ妨ゲズ

第十條 町内會ハ毎月一回以上其ノ區域内ノ全戸又ハ組長ヲ集メ常會ヲ開催シ周知事項ノ徹底ヲ圖リ必要ナル事項ヲ協議ス

第十一條 組長ハ其ノ組内ノ全戸ヲ集メ毎月一回以上隣組常會ヲ開催ス。隣組常會ハ組内ノ親睦ヲ圖リ周知事項ノ徹底ヲ期シ且實行スベキ各般ノ事項ヲ協議懇談ス

第十二條 隣組ハ前條ニ定ムル隣組常會ノ外必要ニ依リ隣接スル隣組ト合同常會ヲ開催スルコトヲ得

第十三條 町内會ノ經費ハ町内會費ヲ附加シ其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 町内會費ハ其ノ區域内ノ世帯主又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ負擔ス

第十五條 町内會規約ノ設定、變更町内會費ノ賦課徵收方法、豫算決算等ハ組長常會ニ附議決定スベシ

第三章 聯合町内會

第十六條 町内會ニ關スル諸般ノ連絡調整ヲ圖リ共同ノ事業ヲ遂行スル爲メ小學校通學區域内ニアル町内會ヲ以テ聯合町内會ヲ組織ス。前項ノ區域ニ據リ難キモノニ付テハ市長之ヲ定ム

第十七條 聯合町内會ノ名稱ハ其ノ所在ノ小學校名ヲ冠シ何々聯合町内會ト稱ス

第十八條 聯合町内會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人

市常會ハ區域内町内會長ノ意見ヲ聞キ市長之ヲ委囑ス

副會長ハ會長ノ推薦シタルモノニ就キ市長之ヲ委囑ス

理事ハ區域内町内會長中ヨリ會長之ヲ委囑ス

第十九條 聯合町内會ハ其ノ區域内ノ全戸ヲ以テ之ヲ組織ス。但シ其ノ區域内ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ準ズベキモノハ之ヲ世帯ト看做ス

第二十條 聯合町内會ニ於テ實踐スベキ事項左ノ如シ

- 一、敬神崇祖及祭祀ニ關スルコト
- 二、國民精神作興ニ關スルコト
- 三、國策及市行政ヘノ協力ニ關スルコト
- 四、銃後援護ノ強化ニ關スルコト
- 五、隣保親睦及相互扶助ニ關スルコト

第二十一條 聯合町内會ノ經費ハ其ノ區域内ノ町内會分擔金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二條 聯合町内會規約ノ設定、變更、聯合町内會費ノ賦課徵收方法、豫算、決算等ハ聯合常會ニ附議決定スベシ

第四章 市常會

第二十三條 市常會議員ハ市長之ヲ委囑ス

市常會議員ノ任期ハ二年トス。但シ公職又ハ團體代表者タルノ資格ニヨリ委囑セラレタル者其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退任トス

第二十四條 市常會ハ毎月一回以上之ヲ開催ス

市常會ノ座長ハ市長之ニ當リ其ノ協議ハ懇談ノ上座長之ヲ決ス

第二十五條 市常會ニ於テ協議スベキ事項左ノ如シ

- 一、市各種行政ノ改善刷新及綜合的運營ニ關スルコト
- 二、市ト町内會及聯合町内會トノ連絡調査ニ關スルコト
- 三、市及市内各種團體相互ノ協力ニ關スルコト

第五章 雜則

第二十六條 町内會及聯合町内會ノ規約ハ別ニ定ムル規約ニ據リ之ヲ設ケ市長ノ承認ヲ受クベシ。規約ヲ變更スル場合又同ジ

第二十七條 左ノ事項ハ市長之ヲ告示ス

- 一、市常會議員ノ就任及退任
- 二、町内會及聯合町内會ノ設立及區域並ニ其ノ變更
- 三、町内會並ニ聯合町内會ノ會長及副會長ノ就任及退任

第二十八條 本規程ニ依リ委囑セラレタル者ハ總テ無給トス

第二十九條 町内會及聯合町内會ノ會計年度ハ市ノ會計年度ニ依ル

第三十條 町内會及聯合町内會ニハ左ノ簿冊ヲ備フベシ其ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

- 一、規約
- 二、町籍簿 (町内會ニ限ル)
- 三、役員名簿
- 四、常會記錄
- 五、財產臺帳
- 六、歳入出豫算書及決算書
- 七、會費徵收簿
- 八、金錢出納簿
- 九、其ノ他必要ナル帳簿

第三十一條 市長ニ於テ町内會及聯合町内會ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ指示ニ從ヒ會務ヲ分掌ス

第八條 町内會ニ隣組ヲ置ク

隣組ハ隣接スル十戸内外ヲ以テ組織シ其ノ區域ハ町内會長之ヲ指定ス。隣組ノ名稱ハ一連番號ヲ附シ何々町内會第何組ト稱ス

第九條 隣組ニ組長ヲ置ク

組長ハ其ノ組内協議ニヨリ推薦シタル者ニ就キ會長之ヲ委囑ス

組長ノ任期ハ一年トス。但シ重任ヲ妨ゲズ

第十條 町内會ハ毎月一回以上其ノ區域内ノ全戸又ハ組長ヲ集メ常會ヲ開催シ周知事項ノ徹底ヲ圖リ必要ナル事項ヲ協議ス

第十一條 組長ハ其ノ組内ノ全戸ヲ集メ毎月一回以上隣組常會ヲ開催ス。隣組常會ハ組内ノ親睦ヲ圖リ周知事項ノ徹底ヲ期シ且實行スベキ各般ノ事項ヲ協議懇談ス

第十二條 隣組ハ前條ニ定ムル隣組常會ノ外必要ニ依リ隣接スル隣組ト合同常會ヲ開催スルコトヲ得

第十三條 町内會ノ經費ハ町内會費ヲ附加シ其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 町内會費ハ其ノ區域内ノ世帯主又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ負擔ス

第十五條 町内會規約ノ設定、變更町内會費ノ賦課徵收方法、豫算決算等ハ組長常會ニ附議決定スベシ

第三章 聯合町内會

第十六條 町内會ニ關スル諸般ノ連絡調整ヲ圖リ共同ノ事業ヲ遂行スル爲メ小學校通學區域内ニアル町内會ヲ以テ聯合町内會ヲ組織ス。前項ノ區域ニ據リ難キモノニ付テハ市長之ヲ定ム

第十七條 聯合町内會ノ名稱ハ其ノ所在ノ小學校名ヲ冠シ何々聯合町内會ト稱ス

第十八條 聯合町内會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人

市常會ハ區域内町内會長ノ意見ヲ聞キ市長之ヲ委囑ス

副會長ハ會長ノ推薦シタルモノニ就キ市長之ヲ委囑ス

理事ハ區域内町内會長中ヨリ會長之ヲ委囑ス

第十九條 聯合町内會ハ其ノ區域内ノ全戸ヲ以テ之ヲ組織ス。但シ其ノ區域内ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ準ズベキモノハ之ヲ世帯ト看做ス

第二十條 聯合町内會ニ於テ實踐スベキ事項左ノ如シ

- 一、敬神崇祖及祭祀ニ關スルコト
- 二、國民精神作興ニ關スルコト
- 三、國策及市行政ヘノ協力ニ關スルコト
- 四、銃後援護ノ強化ニ關スルコト
- 五、隣保親睦及相互扶助ニ關スルコト

第二十一條 聯合町内會ノ經費ハ其ノ區域内ノ町内會分擔金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二條 聯合町内會規約ノ設定、變更、聯合町内會費ノ賦課徵收方法、豫算、決算等ハ聯合常會ニ附議決定スベシ

第四章 市常會

第二十三條 市常會議員ハ市長之ヲ委囑ス

市常會議員ノ任期ハ二年トス。但シ公職又ハ團體代表者タルノ資格ニヨリ委囑セラレタル者其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退任トス

第二十四條 市常會ハ毎月一回以上之ヲ開催ス

市常會ノ座長ハ市長之ニ當リ其ノ協議ハ懇談ノ上座長之ヲ決ス

第二十五條 市常會ニ於テ協議スベキ事項左ノ如シ

- 一、市各種行政ノ改善刷新及綜合的運營ニ關スルコト
- 二、市ト町内會及聯合町内會トノ連絡調査ニ關スルコト
- 三、市及市内各種團體相互ノ協力ニ關スルコト

第五章 雜則

第二十六條 町内會及聯合町内會ノ規約ハ別ニ定ムル規約ニ據リ之ヲ設ケ市長ノ承認ヲ受クベシ。規約ヲ變更スル場合又同ジ

第二十七條 左ノ事項ハ市長之ヲ告示ス

- 一、市常會議員ノ就任及退任
- 二、町内會及聯合町内會ノ設立及區域並ニ其ノ變更
- 三、町内會並ニ聯合町内會ノ會長及副會長ノ就任及退任

第二十八條 本規程ニ依リ委囑セラレタル者ハ總テ無給トス

第二十九條 町内會及聯合町内會ノ會計年度ハ市ノ會計年度ニ依ル

第三十條 町内會及聯合町内會ニハ左ノ簿冊ヲ備フベシ其ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

- 一、規約
- 二、町籍簿 (町内會ニ限ル)
- 三、役員名簿
- 四、常會記錄
- 五、財產臺帳
- 六、歳入出豫算書及決算書
- 七、會費徵收簿
- 八、金錢出納簿
- 九、其ノ他必要ナル帳簿

第三十一條 市長ニ於テ町内會及聯合町内會ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ指示ニ從ヒ會務ヲ分掌ス

理事ハ會長ノ指示ニ從ヒ會務ヲ分掌ス

第十九條 聯合町内會ニ參事ヲ置クコトヲ得

參事ハ同區域内各種團體代表者中ヨリ會長之ヲ委囑シ其ノ任期ハ二年トス。但シ團體代表者タル資格ヲ失ヒタルトキハ退任トス

參事ハ聯合町内會ノ協議ニ參與ス

第二十條 聯合町内會長ハ毎月一回以上區域内ノ町内會長、副會長及參事ヲ集メ聯合常會ヲ開催シ必要ナル事項ヲ協議ス。聯合常會ノ座長ハ會長之ニ當リ其ノ協議ハ懇談ノ上座長之ヲ決ス

第二十一條 聯合町内會ノ經費ハ其ノ區域内ノ町内會分擔金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二條 聯合町内會規約ノ設定、變更、聯合町内會費ノ賦課徵收方法、豫算、決算等ハ聯合常會ニ附議決定スベシ

第四章 市常會

第二十三條 市常會議員ハ市長之ヲ委囑ス

市常會議員ノ任期ハ二年トス。但シ公職又ハ團體代表者タルノ資格ニヨリ委囑セラレタル者其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退任トス

第二十四條 市常會ハ毎月一回以上之ヲ開催ス

市常會ノ座長ハ市長之ニ當リ其ノ協議ハ懇談ノ上座長之ヲ決ス

第二十五條 市常會ニ於テ協議スベキ事項左ノ如シ

- 一、市各種行政ノ改善刷新及綜合的運營ニ關スルコト
- 二、市ト町内會及聯合町内會トノ連絡調査ニ關スルコト
- 三、市及市内各種團體相互ノ協力ニ關スルコト

第五章 雜則

第二十六條 町内會及聯合町内會ノ規約ハ別ニ定ムル規約ニ據リ之ヲ設ケ市長ノ承認ヲ受クベシ。規約ヲ變更スル場合又同ジ

第二十七條 左ノ事項ハ市長之ヲ告示ス

- 一、市常會議員ノ就任及退任
- 二、町内會及聯合町内會ノ設立及區域並ニ其ノ變更
- 三、町内會並ニ聯合町内會ノ會長及副會長ノ就任及退任

第二十八條 本規程ニ依リ委囑セラレタル者ハ總テ無給トス

第二十九條 町内會及聯合町内會ノ會計年度ハ市ノ會計年度ニ依ル

第三十條 町内會及聯合町内會ニハ左ノ簿冊ヲ備フベシ其ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

- 一、規約
- 二、町籍簿 (町内會ニ限ル)
- 三、役員名簿
- 四、常會記錄
- 五、財產臺帳
- 六、歳入出豫算書及決算書
- 七、會費徵收簿
- 八、金錢出納簿
- 九、其ノ他必要ナル帳簿

第三十一條 市長ニ於テ町内會及聯合町内會ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ指示ニ從ヒ會務ヲ分掌ス

合町内會ノ會長又ハ副會長ヲ更迭セシムル必要アリト認ムルトキハ之ヲ解囑スルコトアルベシ

第三十二條 市長ハ町内會及聯合町内會ノ事務又ハ出納ヲ監査シ若ハ諸般ノ報告ヲ求ムルコトアルベシ。報告ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第三十三條 町内會長又ハ聯合町内會長更迭ノ場合ハ遲滞ナク事務ノ引繼ヲ行ヒ其ノ旨市長ニ報告スベシ

第三十四條 町内會及聯合町内會ノ役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

附則

第三十五條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 本規程施行ノ際ノ現任

御願ひ

市報の配布について

從來市報は町總代各位を煩して適宜御配布を願つておりましたが、今は町内會長宛御送り致しますから宜敷御願ひ申上げます。

町内會役員を始め隣組長にまで行きたる様致し度いと思ひますから、所要部數を市役所秘書課迄御知らせ願ひます。

戸籍寄留届期日一覽表

出生届……出生の日から十四日以内

死亡届……死亡の事實を知つた日から七日以内

家督相續届……戸主となつた者が相續の事實を知つた日から一箇月以内

後見開始届……後見人就職の日より十日以内

後見人更迭届……後任後見人就職の日から十日以内

後見終了届……後見終了の日から十日以内

國籍喪失届……喪失の事實を知つた日から一箇月以内

國籍回復届……許可の日から十日以内

戶籍訂正申請……許可の決定又は裁判確定の日から一箇月以内

寄留届……本籍外に住所又は居所を定めた日から十四日以内

寄留地變更届……他の市町村寄留地から轉寄留の日から十四日以内

寄留届出事項變更届……變更した日から十日以内

復歸届……出寄留地から本籍に歸つた日から十日以内

「注意」 戸籍の届出を怠つた者は十圓以下、寄留の届出を怠つた者は五圓以下の科料に處せられます。

市役所各課事務分掌

秘書課 (正面二階)

秘書係 御眞影ニ關スル事項△勅語、詔書、令旨ニ關スル事項△式典ニ關スル事項△公印ニ關スル事項△市交際ニ關スル事項△機密ニ關スル事項△式辭、祝辭等ニ關スル事項△廳内取締ニ關スル事項△廳内令達ニ關スル事項△事務引繼ニ關スル事項△市長會議及都市問題會議等ニ關スル事項

庶務係

庶務係 法規、例規ニ關スル事項△公告ニ關スル事項△文書ノ收受、配付、發送ニ關スル事項△簿冊ノ整理、保管ニ關スル事項△褒賞、表彰等ニ關スル事項△功勞者調査委員會ニ關スル事項△自衛團ニ關スル事項△出張所ニ關スル事項△市史ニ關スル事項△市勢要覽ニ關スル事項△訴訟、和解、異議申立ニ關スル事項△他ノ部、課、係ニ屬セザル事項△課内庶務ニ關スル事項

人事係

人事係 職員ノ進退、賞罰、服務、給與、其ノ他身分ニ關スル事項△退隱料、退職給與金、死亡給與金等ニ關スル事項△名譽職員ノ身分ニ關スル事項△吏員試驗ニ關スル事項△職員ノ修養、訓練ニ關スル事項△職員ノ福利施設ニ關スル事項△職員ノ出張ニ關スル事項

會計課 (南側地階)

會計係 國民登錄ニ關スル事項 監査係 市役所事務監査ニ關スル事項△市立學校及各部ノ會計並ニ物品出納保管監査ニ關スル事項△月並ニ臨時出納檢査ニ關スル事項△補助事業團體ノ會計檢査ニ關スル事項△報償契約締結者ノ計算調査ニ關スル事項

出納係

出納係 收入、支出及決算ニ關スル事項△有價證券其ノ他出納保管ニ關スル事項△市公債證券其ノ他市債證券ニ關スル事項△市債ノ償還及利子支拂ニ關スル事項△市金庫ニ關スル事項△郵便振替貯金ニ關スル事項△恩給、退隱料、扶助料其ノ他交付囑託金ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

用度係

用度係 物品購入、賣却及棄却ニ關スル事項△物品出納、保管ニ關スル事項△物品修理ニ關スル事項△電話ニ關スル事項△收入證紙ノ調製ニ關スル事項

企畫部企畫課 (正面二階)

庶務係 企畫審議ニ關スル事項△市營事業臨時調査委員會ニ關スル事項△新規事業、企畫ノ連絡、統制ニ關スル事項△企畫上ノ調査ニ關スル事項

財務係 歲入出豫算編成ニ關スル事項△市債及一時借入金ニ關スル事項△各種借入金ニ關スル事項△市會及市參事會ノ議案並ニ決議ニ關スル事項△財政調査委員會ニ關スル事項△市廳會及公會堂ニ關スル事項△臨時公會堂改築調査委員會ニ關スル事項△事務報告及財産報告ニ關スル事項△部内庶務ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

同稅務課 (南側地階)

庶務係 各稅及稅外諸收入金ノ集計簿整理及送納ニ關スル事項△各稅及稅外諸收入金ノ缺損並ニ繰越整理ニ關スル事項△減額整理並ニ過誤納金還付ニ關スル事項△分與稅ニ關スル事項△國稅調查委員選舉ニ關スル事項△納稅組合並ニ納稅施設ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

賦課係

賦課係 各稅及稅外諸收入金(水道部關係ヲ除ク)ノ賦課、徵收並ニ減免及納稅延期ニ關スル事項△土地臺帳及地租名寄帳ニ關スル事項△課稅願届ニ關スル事項△國稅滯納者報告及縣市稅並ニ稅外諸收入金督促狀發付ニ關スル事項△諸鑑札ニ關スル事項

檢稅係

檢稅係 課稅物件ノ檢査並ニ課稅標準調查ニ關スル事項△家屋稅臺帳ニ關スル事項△其ノ他檢稅ニ關スル事項

同徵收課 (正面南角四階)

庶務係 不動産ノ差押ニ關スル事項△差押財産公賣處分ニ關スル事項△滯納處分囑託及受託ニ關スル事項△所在及財産調査ニ關スル事項△國庫貸付金債務者ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

徵收係

徵收係 各稅及稅外諸收入金滯納處分ニ關スル事項△納稅督勵ニ關スル事項

教育部指導課 (正面三階)

庶務係 町内會ニ關スル事項△舊御便殿ニ關スル事項△山陽文德殿ニ關スル事項△神社、寺院及祭祀、宗教ニ關スル事項△史蹟、名勝、天然記念物等ニ關スル事項△部内庶務ニ關スル事項

教化係

教化係 常會ニ關スル事項△青少年團、婦人團體其ノ他教化團體ニ關スル事項△講演其ノ他市民教化ニ關スル事項△精神總動員運動ニ關スル事項△社會教育委員會ニ關スル事項

警防係

警防係 警防團體ニ關スル事項△防空委員會ニ關スル事項△防空計畫並ニ實施ニ關スル事項△防空設備及資材ノ整備ニ關スル事項

同學務課 (南側三階)

庶務係 市立學校ノ校地、校舍ニ關スル事項△公立學校、幼稚園ニ關スル事項△學務委員會ニ關スル事項

他市民援護ニ關スル事項

產業部商工課 (南側三階東角) 商工係 商業ノ助長獎勵ニ關スル事項△貿易並ニ販路擴張ニ關スル事項△輸出入統制ニ關スル事項△發明ニ關スル事項△商工團體並ニ貿易團體ニ關スル事項△貿易事務所ニ關スル事項△機械工訓育所ニ關スル事項△金銀及ビ資金調整ニ關スル事項△爲替管理ニ關スル事項△鑛業ニ關スル事項△觀光ニ關スル事項△度量衡ニ關スル事項△臨時產業調査委員會ニ關スル事項△其ノ他商工業ニ關スル事項△部内庶務ニ關スル事項

統制經濟係

統制經濟係 物資ノ需給調整ニ關スル事項△生活必需品配給切符ニ關スル事項△價格統制ニ關スル事項△物資需給狀態調査ニ關スル事項△其ノ他經濟統制ニ關スル事項

同殖産課 (右同)

農産係 農畜產業助長獎勵ニ關スル事項△林業ニ關スル事項△病蟲害防除ニ關スル事項△副業ニ關スル事項△農畜產物加工並ニ出荷ニ關スル事項△農畜產物關係團體ニ關スル事項△獸醫師、蹄鐵工、牛馬及ビ豚商ニ關スル事項△耕地整理ニ關スル事項△開墾助成ニ關スル事項△農畜產關係資材配給統制ニ關スル事項△政府米拂下及ビ米穀搗精ニ關スル事項△軍用保護馬ニ關スル事項△農地委員會ニ關スル事項

市役所各課事務分掌

秘書課 (正面二階)

秘書係 御眞影ニ關スル事項△勅語、詔書、令旨ニ關スル事項△式典ニ關スル事項△公印ニ關スル事項△市交際ニ關スル事項△機密ニ關スル事項△式辭、祝辭等ニ關スル事項△廳内取締ニ關スル事項△廳内令達ニ關スル事項△事務引繼ニ關スル事項△市長會議及都市問題會議等ニ關スル事項

庶務係

庶務係 法規、例規ニ關スル事項△公告ニ關スル事項△文書ノ收受、配付、發送ニ關スル事項△簿冊ノ整理、保管ニ關スル事項△褒賞、表彰等ニ關スル事項△功勞者調査委員會ニ關スル事項△自衛團ニ關スル事項△出張所ニ關スル事項△市史ニ關スル事項△市勢要覽ニ關スル事項△訴訟、和解、異議申立ニ關スル事項△他ノ部、課、係ニ屬セザル事項△課内庶務ニ關スル事項

人事係

人事係 職員ノ進退、賞罰、服務、給與、其ノ他身分ニ關スル事項△退隱料、退職給與金、死亡給與金等ニ關スル事項△名譽職員ノ身分ニ關スル事項△吏員試驗ニ關スル事項△職員ノ修養、訓練ニ關スル事項△職員ノ福利施設ニ關スル事項△職員ノ出張ニ關スル事項

會計課 (南側地階)

會計係 國民登錄ニ關スル事項 監査係 市役所事務監査ニ關スル事項△市立學校及各部ノ會計並ニ物品出納保管監査ニ關スル事項△月並ニ臨時出納檢査ニ關スル事項△補助事業團體ノ會計檢査ニ關スル事項△報償契約締結者ノ計算調査ニ關スル事項

出納係

出納係 收入、支出及決算ニ關スル事項△有價證券其ノ他出納保管ニ關スル事項△市公債證券其ノ他市債證券ニ關スル事項△市債ノ償還及利子支拂ニ關スル事項△市金庫ニ關スル事項△郵便振替貯金ニ關スル事項△恩給、退隱料、扶助料其ノ他交付囑託金ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

用度係

用度係 物品購入、賣却及棄却ニ關スル事項△物品出納、保管ニ關スル事項△物品修理ニ關スル事項△電話ニ關スル事項△收入證紙ノ調製ニ關スル事項

企畫部企畫課 (正面二階)

庶務係 企畫審議ニ關スル事項△市營事業臨時調査委員會ニ關スル事項△新規事業、企畫ノ連絡、統制ニ關スル事項△企畫上ノ調査ニ關スル事項

選舉係

選舉係 各種議員選舉資格者調査並ニ選舉人名簿調製ニ關スル事項△陪審員資格者調査並ニ同資格者名簿調製ニ關スル事項△各種議員選舉執行ニ關スル事項

厚生部體力課 (南側三階)

庶務係 國民體力法ニ關スル事項△母性及ビ乳幼児ノ健康指導ニ關スル事項△兒童、生徒、教職員ノ身體檢査、健康相談並ニ養護ニ關スル事項△兒童、生徒ノ榮養補給其ノ他健康増進ニ關スル事項△體育ノ調査研究ニ關スル事項△體力向上並ニ健康管理施設ニ關スル事項△厚生運動並ニ厚生團體ニ關スル事項△人口問題並ニ優生問題ニ關スル事項△部内庶務ニ關スル事項

體育係

體育係 體育ノ獎勵、指導ニ關スル事項△武道獎勵ニ關スル事項△競技運動ニ關スル事項△體力檢定ニ關スル事項△體育團體ニ關スル事項

同保健課 (南側二階)

庶務係 病院、療養所、花柳病診療所、衛生試驗所其ノ他衛生施設ニ關スル事項△醫師、藥劑師ニ關スル事項△衛生關係團體ニ關スル事項△墓地、火葬場及ビ埋火葬ニ關スル事項△臨時保健事業調査委員會ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

豫防係

豫防係 各種傳染病其ノ他傳染性疾病ノ豫防、救治ニ關スル事項△清潔方法施行ニ關スル事項△消毒ニ關スル事項

市役所各課事務分掌

同戶籍課 (正面地階)

戶籍係 戶籍ニ關スル事項△改氏名族稱變更及ビ相續猶豫ニ關スル事項△破産、家資分散及ビ犯罪者名簿ニ關スル事項△寄留ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

同選舉課 (正面二階北角)

庶務係 名譽職員資格ニ關スル事項△陪審員候補者名簿調製ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

同兵事課 (正面地階)

庶務係 軍隊、入營兵ノ宿營ニ關スル事項△徵兵旅費線替支辨ニ關スル事項△軍人、軍屬及ビ其ノ家族遺族ニ關スル事項△兵事團體ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

徵兵係

徵兵係 徵兵、徵集ニ關スル事項△現役軍人ニ關スル事項△陸海軍諸生徒召募ニ關スル事項△海軍志願兵徵募ニ關スル事項

召集係

召集係 召集ニ關スル事項△在郷軍人ニ關スル事項△馬籍ニ關スル事項

同戶籍課 (正面地階)

戶籍係 戶籍ニ關スル事項△改氏名族稱變更及ビ相續猶豫ニ關スル事項△破産、家資分散及ビ犯罪者名簿ニ關スル事項△寄留ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

同選舉課 (正面二階北角)

庶務係 名譽職員資格ニ關スル事項△陪審員候補者名簿調製ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

同兵事課 (正面地階)

庶務係 軍隊、入營兵ノ宿營ニ關スル事項△徵兵旅費線替支辨ニ關スル事項△軍人、軍屬及ビ其ノ家族遺族ニ關スル事項△兵事團體ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

徵兵係

徵兵係 徵兵、徵集ニ關スル事項△現役軍人ニ關スル事項△陸海軍諸生徒召募ニ關スル事項△海軍志願兵徵募ニ關スル事項

項△經濟更生委員會ニ關スル事項  
 △課内庶務ニ關スル事項  
 庶務係 水産業助長獎勵ニ關スル事項  
 項△水産物加工並ニ出荷ニ關スル  
 事項△漁業權ニ關スル事項△遊漁  
 場ニ關スル事項△水産關係團體ニ關  
 スル事項△水産關係資料ノ配給統  
 制ニ關スル事項△工業港修築ニ伴  
 フ水産業者ノ轉業ニ關スル事項△  
 其ノ他水産業ニ關スル事項  
 市場係 公設市場ニ關スル事項△食  
 料品市場ニ關スル事項△家畜市場  
 市場ニ關スル事項△屠場ニ關スル事項  
 同統計課 (正面四階北角)  
 庶務係 各種統計ノ整理並ニ統計書  
 編纂ニ關スル事項△課内庶務ニ關  
 スル事項  
 調査係 各種統計ノ調査ニ關スル事  
 項△各種經濟調査ニ關スル事項  
 土木部土木課 (正面四階北角)  
 庶務係 土木事業諸手續ニ關スル事  
 項△道路、橋梁、河川、堤塘、公  
 園等ノ管理並ニ占用、使用ニ關ス  
 ル事項△鐵道、軌道、渡船、飛行  
 場、航路(貿易航路ヲ除ク)等ニ  
 關スル事項△宇品棧橋、共同荷揚  
 場及ビ其ノ附屬設備ニ關スル事項  
 △港灣並ニ港灣施設ニ關スル事項  
 △公有水面埋立並ニ占用、使用ニ  
 關スル事項△河川、堤塘等ノ生産  
 物拂下ニ關スル事項△水防ニ關ス  
 ル事項△部内庶務ニ關スル事項△  
 課内庶務ニ關スル事項  
 工事係 道路、橋梁、河川、堤塘、  
 港灣、公園等ノ維持修繕ニ關スル

事項△土木工事ノ計畫、調査、測  
 量、設計ニ關スル事項△土木工事  
 (都市計畫事業ヲ含ム)施行ニ關ス  
 ル事項△道路臺帳ニ關スル事項△  
 其ノ他土木技術ニ關スル事項  
 同營繕課 (正面二階)  
 庶務係 建築事業ノ諸手續ニ關スル  
 事項△建物ノ評價並ニ地上物件ノ  
 補償調査ニ關スル事項△防火改修  
 事務ニ關スル事項△課内庶務ニ關  
 スル事項  
 工事係 建築工事ノ計畫、調査、設  
 計ニ關スル事項△建築工事ノ施行  
 ニ關スル事項△防火改修工事ニ關  
 スル事項△市廳舎内電氣、機關ニ  
 關スル事項△其ノ他建築技術ニ關  
 スル事項  
 同都市計畫課 (正面二階)  
 庶務係 都市計畫ノ諸手續ニ關スル  
 事項△都市計畫事業費精算ニ關ス  
 ル事項△課内庶務ニ關スル事項  
 計畫係 都市計畫ノ企畫ニ關スル事  
 項△都市計畫事業ノ計畫、調査、  
 測量、設計ニ關スル事項△建築線  
 技術ニ關スル事項  
 同區劃整理課 (正面四階南角)  
 庶務係 土地區劃整理ノ諸手續ニ關  
 スル事項△土地區劃整理ノ助成ニ  
 關スル事項△課内庶務ニ關スル事  
 項  
 工事係 土地區劃整理ノ計畫、調査、  
 測量、設計ニ關スル事項△土地區  
 劃整理ノ施行ニ關スル事項

同用地課 (正面地階)  
 庶務係 地籍、地圖及ビ土地境界ニ  
 關スル事項△登記ニ關スル事項△  
 不動産ノ拂下及ビ貸借ニ關スル事  
 項△町名、字名ノ新設、變更ニ關  
 スル事項△受益者負擔金ノ測定ニ  
 關スル事項△部落有財產ニ關スル  
 事項△他部課ノ管理ニ屬セザル市  
 有財產ニ關スル事項△課内庶務ニ  
 關スル事項  
 用地係 不動産ノ買収、收用ニ關ス  
 ル事項△土地ノ評價ニ關スル事項  
 △地上物件ノ各種補償ニ關スル事  
 項  
 同下水道課 (正面三階北側)  
 庶務係 下水道事業ノ諸手續ニ關スル  
 事項△下水道、溝渠、用悪水路、  
 溜溜池、抽水所、灌漑所等ノ管理  
 並ニ占用、使用ニ關スル事項△溝  
 渠、溜溜池等ノ生産物拂下ニ關ス  
 ル事項△課内庶務ニ關スル事項  
 工事係 下水道、溝渠、用悪水路、  
 溜溜池、抽水所、灌漑所等ノ維持、  
 修繕ニ關スル事項△下水工事(灌  
 漑所並ニ浚渫ヲ含ム)ノ計畫、調  
 査、測量、設計並ニ施行ニ關スル  
 事項△其ノ他下水技術ニ關スル事  
 項  
 水道部經理課 (南側地階東角)  
 庶務係 水道委員會ニ關スル事項△  
 部内ノ當直ニ關スル事項△水道用

地及ビ建物ニ關スル事項△水道使  
 用料條例違反處分ニ關スル事項△  
 工事材料ノ出納保管ニ關スル事項  
 △部内庶務ニ關スル事項△課内庶  
 務ニ關スル事項  
 料金係 給水及ビ停水ニ關スル事項  
 △給水ノ方法及ビ種別決定ニ關ス  
 ル事項△水道使用料、手数料、工  
 事費其ノ他徴收及ビ還付ニ關スル  
 事項△水道使用料減免ニ關スル事  
 項△水道使用ノ取締ニ關スル事項  
 △量水器點檢ニ關スル事項△水道  
 使用料其ノ他滞納處分ニ關スル事  
 項  
 同工務課 (南側二階東角)  
 庶務係 水道工事ノ諸手續並ニ工事  
 費精算ニ關スル事項△給水ノ制限  
 及ビ斷水ノ告知ニ關スル事項△課  
 内庶務ニ關スル事項  
 工事係 水道工事ノ計畫、設計及ビ  
 實施ニ關スル事項△水管ノ維持修  
 繕ニ關スル事項△給水裝置ニ關ス  
 ル事項△量水器(點檢ヲ除ク)ニ  
 關スル事項△假出倉庫ニ關スル事  
 項△材料ノ檢査ニ關スル事項△工  
 事用品ノ製作及ビ修繕ニ關スル事  
 項△分室構内ノ取締ニ關スル事項  
 淨水係 水源池、淨水場、調整場ノ  
 維持、操作及ビ取締ニ關スル事項  
 △水質ニ關スル事項△唧筒其ノ他  
 機械ニ關スル事項△電氣ニ關スル  
 事項

# 廣 島 市 報

號 時 臨  
印刷日 三月三十一日  
發行日 三月三十一日  
社 廣 島 市 報 社  
所 廣 島 市 本 町 一 丁目 七 番 地  
所 廣 島 市 本 町 一 丁目 七 番 地  
所 廣 島 市 本 町 一 丁目 七 番 地  
所 廣 島 市 本 町 一 丁目 七 番 地

●廣島市告示第二八號  
廣島市天津貿易事務所  
廢止ニ關スル件  
廣島市天津貿易事務所ハ昭和十六年  
三月三十一日限り之ヲ廢止ス  
昭和十六年三月二十七日  
廣島市長 藤 田 若 水

●廣島市告示第四〇號  
廣島市寺町地内市道路線ヲ左ノ通り  
一部認定ヲ廢止シ不用ニ歸シタル部  
分ノ供用ヲ廢止ス  
昭和十六年三月二十七日  
廣島市長 藤 田 若 水

## 【告 示】

### 廣島市告示甲第二九號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫  
算ノ要領左ノ如シ、詳細ハ市役所ニ就キ閱覽アルヘシ  
但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十六年三月二十七日  
廣島市長 藤 田 若 水

### 昭和十六年度廣島市歳入出豫算

#### 歳 入

- 第一款 國稅附加稅 金百六拾貳萬九千九百七拾八圓
- 第一項 地租附加稅 金參拾貳萬七千拾五圓
- 第二項 營業稅附加稅 金百貳拾九萬四千九百六拾參圓
- 第二款 縣稅附加稅 金七拾壹萬六千貳百九拾九圓
- 第一項 段別稅附加稅 金貳千七百圓
- 第二項 船舶稅附加稅 金貳百貳拾八圓
- 第三項 自動車稅附加稅 金參萬九千七百七拾五圓
- 第四項 電柱稅附加稅 金壹萬參千參百九拾六圓
- 第五項 不動產取得稅附加稅 金拾九萬參千五百五拾七圓
- 第六項 漁業權稅附加稅 金千五百九拾九圓
- 第七項 狩獵者稅附加稅 金四百四拾壹圓
- 第八項 藝妓稅附加稅 金貳萬七千五百九拾參圓
- 第九項 家屋稅附加稅 金四拾參萬七千拾圓
- 第三款 獨 立 稅 金五拾九萬七千八百八拾五圓
- 第一項 市 民 稅 金四拾參萬九千九百拾壹圓

- 第二項 舟 車 稅 金六百參拾六圓
- 第三項 自 轉 車 稅 金八萬七千九拾九圓
- 第四項 荷 車 稅 金六千五拾九圓
- 第五項 金 庫 稅 金九千四百七拾參圓
- 第六項 扇 風 機 稅 金壹萬四千九百九拾四圓
- 第七項 屠 畜 稅 金參萬五百七拾貳圓
- 第八項 犬 稅 金參千參百八拾六圓
- 第九項 傭 人 稅 金五千七百五拾五圓
- 第四款 舊法ニ依ル稅收入 金貳拾壹萬五千五百七拾四圓
- 第一項 舊法ニ依ル稅收入 金貳拾壹萬五千五百七拾四圓

『註』 以上を地方稅制改正後の前年度稅收入豫算貳  
百七拾參萬五千五百九拾九圓に比較すると四拾壹萬  
貳千參拾七圓の増加となつてゐる之は地租、營業  
稅、反別稅、家屋稅の附加稅に於て條例の規定に依  
る増徴額七萬五千九拾九圓がある外は自然増收で  
ある。

#### 第五款 財産ヨリ生ズル收入 金九萬八千六百六拾七圓

- 第一項 基本財産收入 金千六百貳拾參圓
- 第二項 罹災救助基本收入 金貳千九百九拾四圓
- 第三項 蓄積金收入 金貳千貳百貳拾壹圓
- 第四項 貸 地 料 金壹萬四千四百四拾壹圓
- 第五項 貸 家 料 金七萬八千四百八拾八圓
- 第六款 使用料及手數料 金百參拾五萬五千五百八拾九圓
- 第一項 使 用 料 金百貳拾四萬八百四拾參圓
- 第二項 手 數 料 金拾壹萬四千七百四拾六圓

## 【達】

### 達甲第三號

臨時家族手当支給規程左ノ通り定ム  
昭和十六年三月二十二日  
廣島市長 藤 田 若 水

#### 臨時家族手当支給規程

- 第一條 本市有給吏員、囑託員、雇  
員、傭人又ハ之レニ準ズル者及ビ  
市立學校教職員並ニ市費ヲ以テ給  
料ヲ支辨スル市會事務局、圖書館  
職員及常備消防部員(以下職員ト  
稱ス)ニシテ扶養家族ヲ有スル者  
ニハ本規程ニ依リ臨時家族手当ヲ  
支給ス但シ左ニ掲グル者ヲ除ク  
一、實收月額百五十圓(内地以外  
ニ在リテハ二百圓)ヲ超ユル者  
二、常時勤務ニ服スルヲ本旨トセ  
ザル者又ハ毎月一定ノ給料若ハ  
手当ヲ支給ヲ受ケザル者但シ第  
六條ノ規程ニ該當スル者ヲ除ク  
三、休職中ノ者  
四、期間ヲ定メテ囑託又ハ雇傭シ

額五拾圓を徴収することゝなつた又第二商業及工業の兩校は新年度より夫々甲種に昇格するので其の授業料も第二商業は年額貳拾圓、工業は參拾圓を徴収することゝなつたが之を他の公私立夜間甲種實業學校に比較して猶低廉である。

第七款 給水工事費收入 金拾壹萬參千九百四拾壹圓  
 第八款 給水工事費收入 金拾壹萬參千九百四拾壹圓  
 第九款 交 付 金 金拾四萬四千七百七圓  
 第十款 報 償 金 金參萬千六百五拾壹圓  
 第十一款 國庫補助金 金拾六萬九千四百參拾六圓  
 第十二款 國庫補助金 金拾六萬九千四百參拾六圓  
 第十三款 縣補助金 金七萬四千五百貳拾八圓  
 第十四款 縣補助金 金七萬四千五百貳拾八圓  
 第十五款 寄 附 金 金四萬六千六百六拾五圓  
 第十六款 寄 附 金 金貳圓  
 第十七款 財產賣拂代 金貳圓  
 第十八款 財產賣拂代 金貳圓  
 第十九款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十一款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十二款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十三款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十四款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十五款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十六款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十七款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十八款 財產賣拂代 金貳圓  
 第二十九款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十一款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十二款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十三款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十四款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十五款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十六款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十七款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十八款 財產賣拂代 金貳圓  
 第三十九款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十一款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十二款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十三款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十四款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十五款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十六款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十七款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十八款 財產賣拂代 金貳圓  
 第四十九款 財產賣拂代 金貳圓  
 第五十款 財產賣拂代 金貳圓

第二款 舊御便股保存費 金九百五拾參圓  
 第一款 雜 給 金百貳拾八圓  
 第二款 需用費及修繕費 金八百貳拾五圓  
 第一款 記念建造物保存費 金貳百貳拾八圓  
 第二款 雜 給 金九拾八圓  
 第三款 需用費及修繕費 金百參拾圓  
 第四款 市 會 費 金貳萬四千四百參拾參圓  
 第一款 費用辨償 金壹萬參千九百八拾圓  
 第二款 給料及雜給 金八千六百參拾參圓  
 第三款 需用費 金千八百貳拾圓  
 第四款 市參事會費 金四千五百八拾七圓  
 第五款 費用辨償 金四千五百圓  
 第六款 諸 手 當 金七拾貳圓  
 第七款 需用費 金拾五圓  
 第八款 役 所 費 金八拾六萬七千五百八拾圓  
 第九款 給 料 金四拾六萬四千七百五拾七圓  
 第十款 雜 給 金參拾壹萬四千五百五拾五圓  
 第十一款 需用費 金八萬四千五百參圓  
 第十二款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第十三款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第十四款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第十五款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第十六款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第十七款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第十八款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第十九款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十一款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十二款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十三款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十四款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十五款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十六款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十七款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十八款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第二十九款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十一款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十二款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十三款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十四款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十五款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十六款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十七款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十八款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第三十九款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十一款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十二款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十三款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十四款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十五款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十六款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十七款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十八款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第四十九款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓  
 第五十款 修 繕 費 金參千七百六拾五圓

タル臨時ノ囑託員、雇員又ハ傭人  
 五、中等學校及青年學校教職員又ハ圖書館職員ニシテ高等官ノ待遇ヲ受クル者  
 第二條 本規程ニ於テ扶養家族ト稱スルハ左ニ掲グル者ニシテ職員ト同一戸籍内ニ在リ主トシテ職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ  
 一、配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在リト認ムル者ヲ含ム）  
 二、滿六十歳以上ノ父母  
 三、滿十八歳未滿ノ子  
 四、不具癱疾者  
 第三條 臨時家族手當ノ月額二圓ニ扶養家族ノ員數ヲ乗ジテ得タル金額トシテ年額十圓ヲ超ユル場合ハ之ヲ十圓ニ止ム  
 第四條 臨時家族手當ノ支給ヲ受クル者ノ實收月額百五十圓ヲ超ユルニ至リタル場合ニ於テ其ノ實收月額方從前ノ實收月額ト從前ノ臨時家族手當トノ合算額ヨリ少キトキハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ限度トシテ臨時家族手當ヲ支給ス  
 第五條 本規程ニ於テ實收月額ト稱スルハ給料又ハ手當月額ト左ニ掲グル給與ノ月額トノ合算額ヲ謂フ但シ圓位未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス  
 一、普通恩給又ハ退職料  
 二、年功加俸  
 三、前各號ノ外毎月又ハ定期ニ定額若ハ定率ヲ以テ受クル給與但

二圓、第三項學事諸費で教員講習及實地指導教授費二〇〇圓をそれ〴〵増額計上された、何れも國民學校制實施に伴ふものである。

第九款 夜學校費 金參千貳拾圓  
 第一款 給料及雜給 金貳千八百八圓  
 第二款 需用費 金貳百拾貳圓  
 第十款 商業學校費 金六萬八千貳百八圓  
 第一款 給料及雜給 金六萬八千貳百八圓  
 第二款 需用費 金四十七百八圓  
 第三款 修 繕 費 金九百五拾四圓  
 第十一款 第二商業學校費 金參萬千六百參圓  
 第一款 給料及雜給 金貳萬八千七百貳拾九圓  
 第二款 需用費 金貳千八百七拾四圓  
 『註』 第二商業學校は新年度から甲種程度に昇格修業年限三ヶ年を四ヶ年とする。  
 第十二款 第一工業學校費 金四萬五千五百四拾圓  
 第一款 給料及雜給 金參萬七千貳百參拾四圓  
 第二款 需用費 金八千貳百六圓  
 第三款 修 繕 費 金百圓  
 『註』 第三學年の學級増加のため前年度當初豫算より一七、六〇七圓増額。  
 第十三款 工業學校費 金四萬七千六百五拾壹圓  
 第一款 給料及雜給 金參萬九千九百七拾九圓  
 第二款 需用費 金六千六百七拾圓  
 第三款 修 繕 費 金千貳圓  
 『註』 工業學校は新年度より甲種程度に昇格修業年限三箇年を四箇年に延長工作機械科を増設される  
 第十四款 高等女學校費 金六萬貳百九拾圓  
 第一款 給料及雜給 金五萬六千四百四拾五圓  
 第二款 需用費 金參千參百貳拾九圓  
 第三款 修 繕 費 金五百拾六圓  
 第十五款 青年學校費 金九萬七千七百八拾九圓  
 第一款 青年學校費 金九萬七千七百八拾九圓  
 第二款 女子青年學校費 金五千六百圓  
 『註』 青年學校の軍事教練を一層強化するため囑託指導員を廢し新任指導員一人宛を設置の經費三

一、八二五圓を増加計上されてゐる、なほ従來は夜間教授であつたが新年度から大體晝間教授とする方針である。

第十六款 圖書館費 金壹萬七千七百拾壹圓  
 第一款 給料及雜給 金壹萬千八百拾五圓  
 第二款 需用費 金五千八百貳拾六圓  
 第三款 修 繕 費 金貳百圓  
 第十七款 指導費 金參千貳百貳拾參圓  
 第一款 社會教化費 金貳千九百八拾圓  
 第二款 山陽文德殿管理費 金貳百四拾參圓  
 第三款 町内會諸費 金參萬五千圓  
 第十八款 町内會諸費 金參萬五千圓  
 第一款 町内會諸費 金參萬五千圓  
 『註』 町内會の公共的任務の増大に鑑み之が事務助成會長招集並に常會開催等に充つるため前年度より一八、四五六圓増額計上された  
 第十九款 體力費 金壹萬九千五百八拾六圓  
 第一款 體育指導費 金五千六拾參圓  
 第二款 體力管理諸費 金參千六百五拾四圓  
 第三款 乳幼児母性體育諸費 金貳千九百四拾壹圓  
 第四款 健康指導費 金七千九百貳拾八圓  
 『註』 右の中體育指導費は二、〇六三圓を増額、體力管理費三、六五四圓、乳幼児母性體育諸費二、九四一圓及健康指導費七、九二八圓（結核豫防費二、〇三五圓、榮養指導費一、七四三圓、兒童健康指導費四、一五〇圓）は何れも新規計上である  
 第二十款 市民健康管理所費 金參千六百貳拾四圓  
 第一款 給料及雜給 金千九百八拾參圓  
 第二款 需用費 金千五百九拾壹圓  
 第三款 修 繕 費 金五拾圓  
 第二十一款 水道費 金參拾七萬五千八百五拾貳圓  
 第一款 雜 費 金八萬六千九拾壹圓  
 第二款 需用費 金壹萬四拾壹圓  
 第三款 作業費 金貳拾七萬六千九百壹圓  
 第四款 維持管理費 金八千貳百拾九圓  
 第五款 傳染病豫防費 金壹萬貳千貳百拾四圓  
 第六款 雜 給 金九千百參拾五圓

シ實費辨償ノ性質ヲ有スル給與ヲ除ク  
 前項ノ給料又ハ手當月額ノ計算ハ日給ニ在リテハ其ノ三十倍ヲ以テ月額ト看做ス但シ馬其ノ他道具持ノ者ニ在リテハ其ノ日給ノ六割額ヲ以テ算定ノ基準タル日給額トス  
 第六條 陸海軍ニ召集セラレ又ハ私事ノ故障若ハ病氣缺勤等ニ依リ給料又ハ手當ノ支給ヲ停止セラレ若ハ減額支給ヲ受クル者ノ實收月額ハ其ノ停止若ハ減額セザル給料又ハ手當ヲ基準トシテ計算ス  
 第七條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別記様式ニ依リ扶養家族届ヲ所屬課長又ハ廳長ヲ經由シテ市長ニ提出スベシ扶養家族ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ  
 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケベキ者ニ對シテハ前項ノ届出ノ外其ノ支給ニ關シ必要ナル事項ノ届出ヲ命ズルコトアルベシ  
 第八條 新ニ臨時家族手當ノ支給ヲ受ケベキ要件ヲ具備スルニ至リタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ支給ヲ開始シ之ヲ缺グニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給ヲ廢止ス  
 扶養家族數増加シタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ扶養家族數減ジタル場合及第一條ニ依リ臨時家族手當ヲ受クル者第四條ニ該當スルニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給額ヲ改定ス  
 第九條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケベキ者ノ身分ガ二以上ノ官公署、學校、團體又ハ經濟ニ亙ル場合ニ

第二項 需用費	金參千七百參拾四圓
第三項 修繕費	金九千七百參拾圓
第四項 家畜市場費	金八千四百拾八圓
第一項 需用費	金九千七百參拾圓
第二項 需用費	金五拾四圓
第三項 需用費	金五百拾四圓
第四項 需用費	金壹圓
第一項 需用費	金千參百參拾參圓
第二項 需用費	金百八拾圓
第三項 需用費	金百六拾圓
第四項 需用費	金百六拾圓
第一項 需用費	金參萬八千八百八拾貳圓
第二項 需用費	金貳萬參千五百九拾五圓
第三項 需用費	金壹萬四千五百八拾七圓
第四項 需用費	金七百圓
第一項 需用費	金參萬四千七百拾參圓
第二項 需用費	金貳萬四千參百四圓
第三項 需用費	金九千四百參拾九圓
第四項 需用費	金九百七拾圓
第一項 需用費	金九千四百七拾參圓
第二項 需用費	金九千四百七拾參圓
第三項 需用費	金五萬八千七百七拾五圓
第四項 需用費	金貳千拾圓
第一項 需用費	金六千六百四拾六圓
第二項 需用費	金七千八百六拾六圓
第三項 需用費	金參萬九千九拾五圓
第四項 需用費	金貳千九拾五圓
第一項 需用費	金參百拾圓
第二項 需用費	金千八百五拾參圓
第三項 需用費	金貳拾四圓
第四項 需用費	金八百八拾四圓

第一項 管理費	金百五拾參圓
第二項 下水道費	金四萬八千八圓
第三項 需用費	金壹萬五千貳拾參圓
第四項 需用費	金五千七百七拾八圓
第五項 需用費	金七千六百五拾七圓
第六項 需用費	金壹圓
第七項 需用費	金千八百九拾八圓
第八項 需用費	金四千四百參拾壹圓
第九項 需用費	金貳千貳百四拾七圓
第十項 需用費	金千七百八拾貳圓
第十一項 需用費	金四百貳圓
第十二項 需用費	金拾四萬五千五百八拾九圓
第十三項 需用費	金九萬四千七百四拾六圓
第十四項 需用費	金參萬六千九百九拾四圓
第十五項 需用費	金六百四拾九圓
第十六項 需用費	金壹萬參千貳百圓
第十七項 需用費	金四萬參千參百拾貳圓
第十八項 需用費	金壹萬貳千九百五拾五圓
第十九項 需用費	金壹萬貳千貳百貳拾參圓
第二十項 需用費	金四萬九拾圓
第二十一項 需用費	金八百拾九圓
第二十二項 需用費	金千參拾四圓
第二十三項 需用費	金九百參拾圓
第二十四項 需用費	金九百參拾圓
第二十五項 需用費	金七千參百六拾貳圓
第二十六項 需用費	金五千貳拾九圓
第二十七項 需用費	金千四百參拾圓
第二十八項 需用費	金九百參拾圓
第二十九項 需用費	金九百參拾圓
第三十項 需用費	金壹萬五千六百八拾九圓
第三十一項 需用費	金貳萬五千貳拾貳圓
第三十二項 需用費	金千五百八拾八圓
第三十三項 需用費	金七千六百拾四圓
第三十四項 需用費	金千五百拾八圓
第三十五項 需用費	金六拾圓
第三十六項 需用費	金貳千八拾貳圓
第三十七項 需用費	金貳千八拾貳圓
第三十八項 需用費	金千貳百八拾圓
第三十九項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十一項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十二項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十三項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十四項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十五項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十六項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十七項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十八項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十九項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十一項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十二項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十三項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十四項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十五項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十六項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十七項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十八項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十九項 需用費	金千貳百八拾圓
第六十項 需用費	金千貳百八拾圓

第一項 役所費	金五萬九千九百貳拾貳圓
第二項 軍隊設置事務費	金八百九拾圓
第三項 各種調查委員會諸費	金貳圓
第四項 企畫調査費	金參萬五千貳百七拾圓
第五項 公用地占用調査費	金千七百拾九圓
第六項 家屋賃借價格調査費	金四千六百拾貳圓
第七項 統計諸費	金七千八百九拾壹圓

縣稅	同
市稅	同
地租附加稅	同
第一項 地租附加稅	全額
第二項 地租附加稅	全額
第三項 地租附加稅	全額
第四項 地租附加稅	全額
第五項 地租附加稅	全額
第六項 地租附加稅	全額
第七項 地租附加稅	全額
第八項 地租附加稅	全額
第九項 地租附加稅	全額
第十項 地租附加稅	全額
第十一項 地租附加稅	全額
第十二項 地租附加稅	全額
第十三項 地租附加稅	全額
第十四項 地租附加稅	全額
第十五項 地租附加稅	全額
第十六項 地租附加稅	全額
第十七項 地租附加稅	全額
第十八項 地租附加稅	全額
第十九項 地租附加稅	全額
第二十項 地租附加稅	全額
第二十一項 地租附加稅	全額
第二十二項 地租附加稅	全額
第二十三項 地租附加稅	全額
第二十四項 地租附加稅	全額
第二十五項 地租附加稅	全額
第二十六項 地租附加稅	全額
第二十七項 地租附加稅	全額
第二十八項 地租附加稅	全額
第二十九項 地租附加稅	全額
第三十項 地租附加稅	全額
第三十一項 地租附加稅	全額
第三十二項 地租附加稅	全額
第三十三項 地租附加稅	全額
第三十四項 地租附加稅	全額
第三十五項 地租附加稅	全額
第三十六項 地租附加稅	全額
第三十七項 地租附加稅	全額
第三十八項 地租附加稅	全額
第三十九項 地租附加稅	全額
第四十項 地租附加稅	全額
第四十一項 地租附加稅	全額
第四十二項 地租附加稅	全額
第四十三項 地租附加稅	全額
第四十四項 地租附加稅	全額
第四十五項 地租附加稅	全額
第四十六項 地租附加稅	全額
第四十七項 地租附加稅	全額
第四十八項 地租附加稅	全額
第四十九項 地租附加稅	全額
第五十項 地租附加稅	全額
第五十一項 地租附加稅	全額
第五十二項 地租附加稅	全額
第五十三項 地租附加稅	全額
第五十四項 地租附加稅	全額
第五十五項 地租附加稅	全額
第五十六項 地租附加稅	全額
第五十七項 地租附加稅	全額
第五十八項 地租附加稅	全額
第五十九項 地租附加稅	全額
第六十項 地租附加稅	全額

第二項 需用費	金參千七百參拾四圓
第三項 修繕費	金九千七百參拾圓
第四項 家畜市場費	金八千四百拾八圓
第一項 需用費	金九千七百參拾圓
第二項 需用費	金五拾四圓
第三項 需用費	金五百拾四圓
第四項 需用費	金壹圓
第一項 需用費	金千參百參拾參圓
第二項 需用費	金百八拾圓
第三項 需用費	金百六拾圓
第四項 需用費	金百六拾圓
第一項 需用費	金參萬八千八百八拾貳圓
第二項 需用費	金貳萬參千五百九拾五圓
第三項 需用費	金壹萬四千五百八拾七圓
第四項 需用費	金七百圓
第一項 需用費	金參萬四千七百拾參圓
第二項 需用費	金貳萬四千參百四圓
第三項 需用費	金九千四百參拾九圓
第四項 需用費	金九百七拾圓
第一項 需用費	金九千四百七拾參圓
第二項 需用費	金九千四百七拾參圓
第三項 需用費	金五萬八千七百七拾五圓
第四項 需用費	金貳千拾圓
第一項 需用費	金六千六百四拾六圓
第二項 需用費	金七千八百六拾六圓
第三項 需用費	金參萬九千九拾五圓
第四項 需用費	金貳千九拾五圓
第一項 需用費	金參百拾圓
第二項 需用費	金千八百五拾參圓
第三項 需用費	金貳拾四圓
第四項 需用費	金八百八拾四圓

第一項 管理費	金百五拾參圓
第二項 下水道費	金四萬八千八圓
第三項 需用費	金壹萬五千貳拾參圓
第四項 需用費	金五千七百七拾八圓
第五項 需用費	金七千六百五拾七圓
第六項 需用費	金壹圓
第七項 需用費	金千八百九拾八圓
第八項 需用費	金四千四百參拾壹圓
第九項 需用費	金貳千貳百四拾七圓
第十項 需用費	金千七百八拾貳圓
第十一項 需用費	金四百貳圓
第十二項 需用費	金拾四萬五千五百八拾九圓
第十三項 需用費	金九萬四千七百四拾六圓
第十四項 需用費	金參萬六千九百九拾四圓
第十五項 需用費	金六百四拾九圓
第十六項 需用費	金壹萬參千貳百圓
第十七項 需用費	金四萬參千參百拾貳圓
第十八項 需用費	金壹萬貳千九百五拾五圓
第十九項 需用費	金壹萬貳千貳百貳拾參圓
第二十項 需用費	金四萬九拾圓
第二十一項 需用費	金八百拾九圓
第二十二項 需用費	金千參拾四圓
第二十三項 需用費	金九百參拾圓
第二十四項 需用費	金九百參拾圓
第二十五項 需用費	金七千參百六拾貳圓
第二十六項 需用費	金五千貳拾九圓
第二十七項 需用費	金千四百參拾圓
第二十八項 需用費	金九百參拾圓
第二十九項 需用費	金九百參拾圓
第三十項 需用費	金壹萬五千六百八拾九圓
第三十一項 需用費	金貳萬五千貳拾貳圓
第三十二項 需用費	金千五百八拾八圓
第三十三項 需用費	金七千六百拾四圓
第三十四項 需用費	金千五百拾八圓
第三十五項 需用費	金六拾圓
第三十六項 需用費	金貳千八拾貳圓
第三十七項 需用費	金貳千八拾貳圓
第三十八項 需用費	金千貳百八拾圓
第三十九項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十一項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十二項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十三項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十四項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十五項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十六項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十七項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十八項 需用費	金千貳百八拾圓
第四十九項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十一項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十二項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十三項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十四項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十五項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十六項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十七項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十八項 需用費	金千貳百八拾圓
第五十九項 需用費	金千貳百八拾圓
第六十項 需用費	金千貳百八拾圓

於テハ他ノ官公署、學校、團體又ハ經濟ヨリ臨時家族手當ノ支給ヲ受ケザル場合ニ限リ之ヲ支給ス但シ他ノ官公署、學校、團體等ヨリ受ケル給料又ハ手當ノ額ガ本市ヨリ受ケル給料又ハ手當ノ額ヨリ多キ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 同一家族ヲ扶養スル者二人以上アル場合ニ於テハ民法第九百五十五條ニ規定スル扶養義務者ノ順位ニ依リ受給者ヲ定ム但シ同順位内ニ在リテハ男ハ女ニ長ハ幼ニ先ツモノトス

第十一條 特別ノ事由ニ依リ前二條ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ市長ハ前二條ト異リタル取扱ヲ爲スコトヲ得

第十二條 臨時家族手當ハ毎月末日迄ニ其ノ月分ヲ支給ス

第十三條 虚偽ノ届出又ハ届出ノ遅延ニ依リ不當ニ臨時家族手當ヲ支給ヲ受ケタルトキハ既ニ支給ヲ受ケタル不當ノ手當ハ之ヲ返還セシメ發見ノ月以後ノ手當ハ之ヲ支給セズ

第十四條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケキ者之ヲ受ケズシテ死亡シタルトキハ廣島市吏員給與條例第六條ノ例ニ依リ之ヲ支給ス

第十五條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 本規程ニ依リ支給スベキ臨時家族手當ハ第八條ノ規程ニ拘

縣稅	同
市稅	同
地租附加稅	同
第一項 地租附加稅	全額
第二項 地租附加稅	全額
第三項 地租附加稅	全額
第四項 地租附加稅	全額
第五項 地租附加稅	全額
第六項 地租附加稅	全額
第七項 地租附加稅	全額
第八項 地租附加稅	全額
第九項 地租附加稅	全額
第十項 地租附加稅	全額
第十一項 地租附加稅	全額
第十二項 地租附加稅	全額
第十三項 地租附加稅	全額
第十四項 地租附加稅	全額
第十五項 地租附加稅	全額
第十六項 地租附加稅	全額
第十七項 地租附加稅	全額
第十八項 地租附加稅	全額
第十九項 地租附加稅	全額
第二十項 地租附加稅	全額
第二十一項 地租附加稅	全額
第二十二項 地租附加稅	全額
第二十三項 地租附加稅	全額
第二十四項 地租附加稅	全額
第二十五項 地租附加稅	全額
第二十六項 地租附加稅	全額
第二十七項 地租附加稅	全額
第二十八項 地租附加稅	全額
第二十九項 地租附加稅	全額
第三十項 地租附加稅	全額

- 第七項 家賃賃貸價格調査委員選舉費 金千五百參拾八圓
- 第八項 區劃整理調査及助成費 金六千四百拾圓
- 第九項 區劃整理調査及助成費 金六千四百拾圓
- 第十項 土木費 金拾參萬壹圓
- 第十一項 土木費 金拾參萬壹圓
- 第十二項 受託工事費 金五萬圓
- 第十三項 小學校費 金拾八萬五千五百九拾九圓
- 第十四項 青年學校費 金拾參萬五千七百拾八圓
- 第十五項 工業學校費 金參千貳拾六圓
- 第十六項 高等女學校費 金四萬七千七百拾圓
- 第十七項 教育費中小學校の營養費は大芝校々舎増改築及び雨天體操場増築費七四、八一五圓、大手町校々舎増築費四七、八五四圓その他似島、天満、古田、楠那校の物置及び便所營養費一一、七五九圓があり工業學校費は甲種昇格の設備費、高等女學校費は理科教室増築費である。
- 第十八項 水道費 金四萬七千五百九拾八圓
- 第十九項 作業者費 金參萬貳千貳百八拾五圓
- 第二十項 水道擴張準備費 金五萬八千八百拾四圓
- 第二十一項 給水臺帳調製費 金貳千九百拾五圓
- 第二十二項 營業費 金七千貳百九拾四圓
- 第二十三項 産業諸費 金七萬四千參百八拾八圓
- 第二十四項 商工諸費 金貳萬七千四百八拾四圓
- 第二十五項 殖産諸費 金壹萬貳千圓
- 第二十六項 經濟更生委員會費 金四萬四千四拾五圓
- 第二十七項 臨時統制經濟諸費 金貳萬七千四百圓
- 第二十八項 鮮食料品配給機構調査費 金四萬九千九百四拾參圓
- 第二十九項 漁業轉業對策諸費 金八千四百四拾貳圓
- 第三十項 負債整理委員會費 金參百七拾圓
- 第三十一項 右の中生鮮食料品配給機構調査費は市民生活と極めて重大な關係ある生鮮食料品の配給機構整備改善の調査であり、漁業轉業對策諸費は廣島工業港修築に伴ふ漁業轉業對策人件費三、六八三圓と關係漁民の海外出漁獎勵のため漁船建造助成金四、五〇〇圓を計上したものである。なほ産業費全體を通じ商工及び殖産の指導普及強化のため五、九八二圓を増額されてゐる。

- 第三十二項 指導宣傳費 金七百圓
- 第三十三項 防火改修事業助成費 金參萬五千參拾貳圓
- 第三十四項 都市計畫事業路線鐵管敷設費 金拾貳圓
- 第三十五項 都市計畫事業路線鐵管敷設費 金拾貳圓
- 第三十六項 都市計畫事業路線鐵管敷設費 金拾貳圓
- 第三十七項 事業線延のため減額 金壹圓
- 第三十八項 火葬場建設費本年度支出額 金壹圓
- 第三十九項 火葬場建設費、金壹圓
- 第四十項 事業線延で存目となる。
- 第四十一項 第四期水道擴張費本年度支出額 金七拾九萬四千五百圓
- 第四十二項 工事費 金四萬貳千七百八圓
- 第四十三項 臨時部計 金四萬四千四百四拾四圓
- 第四十四項 歳出合計 金七百六拾參萬六千九百九拾壹圓
- 第四十五項 歳入出差引殘金ナシ

**徵集延期の願**

本年度の徵兵検査受檢該當者は大正九年十二月二日より大正十年十二月一日迄の者ですが右のうち中學校以上の學校に在學中のものは徵集延期が出来ますから至急左の手續をなさし

一、初めて徵集延期を願ふものは願書と在學證明書を添へて四月十五日迄に市長に願出のこと

二、又引續き延期を願ふ者は四月十五日迄に在學證明書(新學期のもの)(願書不用)を市長に提出すること

三、在學徵集延期に就いては期日四月十五日迄に願書が出ないと期日後は許可されませぬから若し速かに學校長の證明書を提出し得ぬ場合は證明書は五月十五日迄に提出するも差支ないから取敢ず願書丈け四月十五日迄に必ず提出のこと

廣島市告示甲第五六號 元山修二

右昭和十六年三月三十一日廣島市助役二就職又

昭和十六年三月三十一日 廣島市長 藤田若水

**市役所執務時間變更**

四月一日ヨリ十月三十一日マデ市役所執務時間ハ午前八時ヨリ午後四時迄デアリマス

昭和十六年三月三十一日 廣島市長 藤田若水

- 第十九項 公債費 金百貳拾六萬八千四百參圓
- 第二十項 公債費 金百貳拾六萬八千四百參圓
- 第二十一項 償還計畫に基き約一六〇、〇〇〇圓増額
- 第二十二項 繰入金 金七千七百四拾七圓
- 第二十三項 繰入金 金七千七百四拾七圓
- 第二十四項 支那事變諸費 金拾九萬四千四百五拾六圓
- 第二十五項 支那事變諸費 金拾九萬四千四百五拾六圓
- 第二十六項 臨時給與 金貳拾九萬八拾八圓
- 第二十七項 臨時給與 金貳拾九萬八拾八圓
- 第二十八項 官吏、教員、傭人等の夏季賞與一八五、七〇〇圓が新に計上されてゐる。
- 第二十九項 雜支 金貳千六百六拾壹圓
- 第三十項 雜支 金貳千六百六拾壹圓
- 第三十一項 補助費 金拾萬八千五百六拾八圓
- 第三十二項 補助費 金拾萬八千五百六拾八圓
- 第三十三項 右の中に虚弱兒童營養食料補助費一〇、二九八圓市體育協會補助費五、〇〇〇圓が新に計上された。
- 第三十四項 寄附費 金拾七萬五千貳百七拾圓
- 第三十五項 寄附費 金拾七萬五千貳百七拾圓
- 第三十六項 太田川改修寄附金年割額六五、〇〇〇圓を初め寄附金二四一、四二五圓を減じた。
- 第三十七項 第一工業學校建設費本年度支出額 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第三十八項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第三十九項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十一項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十二項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十三項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十四項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十五項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十六項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十七項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十八項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第四十九項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓
- 第五十項 第一工業學校建設費 金拾九萬九千參百八拾貳圓

- 昭和三十六年度廣島市特別會計 都市計畫事業費歳入出豫算
- 第一款 目的 稅 金七拾參萬五千五百五拾六圓
- 第二款 舊法ニ依ル稅收入 金七拾參萬五千五百五拾六圓
- 第三款 舊法ニ依ル稅收入 金四萬參千九百貳拾八圓
- 第四款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第五款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第六款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第七款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第八款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第九款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十一款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十二款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十三款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十四款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十五款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十六款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十七款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十八款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第十九款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十一款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十二款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十三款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十四款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十五款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十六款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十七款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十八款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第二十九款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十一款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十二款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十三款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十四款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十五款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十六款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十七款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十八款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第三十九款 國庫補助金 金六萬七千圓
- 第四十款 國庫補助金 金六萬七千圓

**衛生組合正副組長(完)**

(昭和十六年三月二十六日現在)

組合名	組長	副組長
舟入川口町	高橋 續川口	茂平
東組	中島利三郎	天羽 眞吾
南組	高橋 薰一	濱井末治郎
西組	高橋 隆彦	久保田次郎
舟入仲町	志路 正二	滿田 眞一
東組	三宅 熊吉	山本 義一
西組	野間 源一	丸本 京一
江波町	野間 源一	丸本 京一
天満町北組	玉垣 作一	山根文之助
同 西組	若山 作次	山口 徳一
同 南組	新谷和三郎	田中 市助
同 觀音本町	小島 元俊	中原 次郎
同 東觀音町	福井 孝道	山崎伊三郎
二丁目東區	遠藤 壽一	福永玉次郎
同 西區	佐川角次郎	大門 三三
同 南區	田頭 熊吉	祐盛 三三
同 北區	田原 良一	島山 忠夫
同 中區	金澤 仁	島崎 高次
同 西觀音町	見門良兵衛	加藤政之輔

Table with financial data for the city of Hiroshima, including items like '第一項 縣補助金' and '第二項 都市計畫公園綠地事業'.

必要なる路線及輸送基地として整備を要すべき路線... 昭和十六年度廣島市特別會計都市計畫事業費

Table listing names and addresses, such as '二丁目 米倉慶太郎' and '三丁目 上迫 猛一'.

Table with financial data for the city of Hiroshima, including items like '第四款 豫備費' and '第一項 區劃整理施行費收入'.

昭和十六年度廣島市特別會計都市計畫事業費... 昭和十六年三月二十七日 廣島市長 藤田若水

Table listing names and addresses, such as '二丁目 米倉慶太郎' and '三丁目 上迫 猛一'.



廣島市告示第三十四號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市特別會計  
廣島工業港修築費歳入出豫算ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十六年三月二十七日  
廣島市長 藤田若水

昭和十六年度廣島市特別會計  
廣島工業港修築費歳入出豫算

歳入  
第一款 市債 金百拾萬圓  
第二款 一般會計繰入金 金四千貳百參拾八圓  
第一款 一般會計繰入金 金四千貳百參拾八圓  
歳入合計 金百拾萬四千貳百參拾八圓

歳出

第一款 廣島工業港修築諸費 金百拾萬參百八拾八圓  
第一款 廣島工業港修築諸費 金百拾萬參百八拾八圓  
「註」右は漁業權補償分擔金である  
第二款 公債費 金參千八百五拾圓  
第一款 公債費 金參千八百五拾圓  
歳出合計 金百拾萬四千貳百參拾八圓  
歳入出差引殘金ナシ  
廣島市告示第三十五號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市特別會計  
公益質屋費歳入出豫算ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十六年三月二十七日  
廣島市長 藤田若水

昭和十六年度廣島市特別會計公益質屋費  
歳入出豫算

第一款 財產ヨリ生ズル收入 金四百四拾圓  
第二款 財產ヨリ生ズル收入 金四百四拾圓

第一項 預金利息 金四百四拾圓  
第二款 貸付金ヨリ生ズル收入 金五千九百七拾圓  
第一項 貸付金ヨリ生ズル收入 金五千九百七拾圓  
第三款 流質物賣却處分殘餘金 金百四拾圓  
第一項 流質物賣却處分殘餘金 金百四拾圓  
第四款 雜收入 金百貳拾參圓  
第一項 雜收入 金百貳拾參圓  
第五款 貸付金戻入 金拾萬七千圓  
第一項 貸付金戻入 金八萬五千六百圓  
第六款 過年度貸付金戻入 金貳萬四千四百圓  
第二項 過年度貸付金戻入 金貳萬四千四百圓  
第七款 繰入金 金參千五百九圓  
第一項 繰入金 金參千五百九圓  
第八款 繰入金 金壹圓  
第一項 繰入金 金壹圓  
第九款 前年度繰越金 金壹圓  
歳入合計 金拾壹萬七千八百八拾參圓  
經常部  
第一款 事務費 金四千七百九拾圓  
第一項 給料及雜給 金四千參拾壹圓  
第二項 需用費 金六百五拾九圓  
第三款 修繕費 金百圓  
第二款 貸付金 金拾萬七千圓  
第一項 貸付金 金拾萬七千圓  
第三款 流質物賣却處分殘餘金 金百四拾圓  
第一項 流質物賣却處分殘餘金 金百四拾圓  
第四款 雜支出 金參拾圓  
第一項 雜支出 金參拾圓  
第五款 豫備費 金貳拾圓  
第一項 豫備費 金貳拾圓  
經常部計 金拾壹萬九千九百八拾圓  
臨時部  
第一款 公債費 金五千貳百參圓  
第一項 公債費 金五千貳百參圓  
臨時部計 金五千貳百參圓

- 同 中組 崎岡 實福本 壽夫
- 同 下組 福傳佐藤治 大成 高橋勝太郎
- 西通五丁目 藤澤 茂平 木下 數一
- 南部 東組 西丸 理一 近江 清光
- 同 港組 新見 藤吉 宇和村 桂市
- 同 御幸組 米本 五平 伊藤喜代八 菊間芳五郎
- 同 西組 横田莊三郎 奥迫初太郎
- 錦華園 辻川 英一 桑原 亮造
- 元字品町 岩田 哲爾 梅田彦次郎
- 似島 町 富士谷丈吉 山根淺次郎
- ◎既に掲載せる衛生  
正副組長異動  
組名 新組長 新副組長  
臺屋 町 下岡 仁六 中谷 元吉  
猿橋橋町 馬屋原三郎 小坂 清人  
段原東浦上 石本庄次郎 中井文次郎 沖永喜次郎  
同下組(新設) 田中 孟原 吾六  
東雲町上組 結城 壽輔 中野 末治  
同南組(新設) 濱本徳太郎 奥本吾三郎  
職町下組 佐々木 肇  
寺町上組 栗坪 護照 禿樹 靜夫  
同下組(新設) 長屋廉三郎 梶川 關藏  
中廣本町(同) 桑原 寛富田 丞  
同北町(同) 河野 年男 神武 青吾

廣島市告示第三十六號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市特別會計  
公會堂改築費歳入出豫算ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十六年三月二十七日  
廣島市長 藤田若水

昭和十六年度廣島市特別會計  
公會堂改築費歳入出豫算

歳入  
第一款 寄附金 金五千圓  
第二款 資金收入 金貳千六百六拾六圓  
第一款 資金收入 金貳千六百六拾六圓  
歳入合計 金七千六百六拾六圓

歳出

第一款 資 金 金七千六百六拾六圓  
第二款 資 金 金七千六百六拾六圓  
歳出合計 金七千六百六拾六圓  
歳入出差引殘金ナシ  
廣島市告示第三十七號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市特別會計  
字品町小公園敷地買収資金歳入出豫算ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十六年三月二十七日  
廣島市長 藤田若水

昭和十六年度廣島市特別會計字品町小公  
園敷地買収資金歳入出豫算

第一款 資金ヨリ生ズル收入 金七千圓  
第二款 資金ヨリ生ズル收入 金九百貳拾四圓

第一項 資金ヨリ生ズル收入 金九百貳拾四圓  
歳入合計 金七千九百貳拾四圓  
歳出  
第一款 小公園敷地買収費 金七千九百貳拾四圓  
第一項 小公園敷地買収費 金七千九百貳拾四圓  
歳出合計 金七千九百貳拾四圓  
歳入出差引殘金ナシ  
廣島市告示第三十八號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市特別會計  
獎學資金歳入出豫算ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十六年三月二十七日  
廣島市長 藤田若水

昭和十六年度廣島市特別會計獎學資金  
歳入出豫算  
歳入  
第一款 資金ヨリ生ズル收入 金千拾九圓  
第一項 香川獎學資金收入 金參百四拾圓  
第二項 坂本獎學資金收入 金百五拾壹圓  
第三項 小左古獎學資金收入 金參拾參圓  
第四項 永本獎學資金收入 金四百九拾五圓  
歳入合計 金千拾九圓  
歳入殘金アレバ各其ノ資金ニ組入ルルモノトス  
廣島市告示第三十九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市天滿町外  
部落有財產歳入出豫算ノ要領左ノ如シ  
第一款 獎學費 金千拾九圓  
第一項 香川獎學費 金參百四拾圓  
第二項 坂本獎學費 金百五拾壹圓  
第三項 小左古獎學費 金參拾參圓  
第四項 永本獎學費 金四百九拾五圓  
歳出合計 金千拾九圓  
歳入殘金アレバ各其ノ資金ニ組入ルルモノトス  
廣島市告示第三十九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市天滿町外  
部落有財產歳入出豫算ノ要領左ノ如シ

煙草吸殻で  
殺蟲劑製造

何でも無駄に  
せぬが新體制

廣島縣下で一ヶ月に消費される紙  
卷煙草は一億六千八百三十三萬四千本と  
なります。この四分の一が吸殻とし  
て棄てられるものとしますと、一ヶ  
月に約五千三百四十一貫、一ヶ年に  
ざつと六萬貫の紙屑と煙草の粉が塵  
芥となつてゐる譯であります。この  
うちの六分の一に當る一萬貫を回收  
しても紙屑と煙草の粉は大したもの  
です。この紙屑は紙に再製し、煙草  
の粉を煮ると立派な殺蟲劑が出来ま  
す。こゝに眼をつけた廣島縣では物  
資愛護と農業藥劑補給の見地から料  
理屋・カフェー・喫茶店・工場・官  
廳・會社・銀行等煙草の吸殻の最も  
多く出る方面の注意を喚起して夫れ  
々吸殻を蒐集しておきこれを買子  
（反古屋）が集めて廻り屑問屋で處理  
する計畫を立て各家庭の分は各小學  
校兒童が各學校に集めて處理するこ  
ととなり市役所女子常會では夙に吸  
殻蒐集を始めました。

但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十六年三月二十七日  
廣島市長 藤田若水

昭和十六年度廣島市天満町外部落有財産  
歳入出豫算

第一款 雑収入	金千貳百七圓
第一項 天満町外七箇町貸地料	金千五百五拾貳圓
第二項 元宇品町貸地料	金四拾圓
第三項 江波町貸地料	金拾參圓
第四項 古田町貸地料	金貳圓
歳入合計	金千貳百七圓
歳出	
第一款 財産管理諸費	金千貳百七圓
第一項 天満町外七箇町	金千五百五拾貳圓
第二項 元宇品町財産管理諸費	金四拾圓
第三項 江波町財産管理諸費	金拾參圓
第四項 古田町財産管理諸費	金貳圓
歳出合計	金千貳百七圓
歳入出差引殘金アレバ各積立金トス	

廣島市告示第二十四號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス  
昭和十六年三月二十二日  
廣島市長 藤田若水

昭和十五年度廣島市歳入出豫算追加

第三款 國庫補助金	金貳萬八千九拾六圓
第一項 國庫補助金	金貳萬八千九拾六圓
第七款 繰越金	金壹萬參千九拾七圓
第一項 前年度繰越金	金壹萬參千九拾七圓
第三款 地方分與稅	金壹萬四千九百九拾九圓
第一項 都市配付稅	金壹萬四千九百九拾九圓
歳入合計	金五萬六千九百九拾貳圓
臨時部	
第四款 臨時手當	金五萬六千九百九拾貳圓
第一項 臨時手當	金五萬六千九百九拾貳圓
臨時部計	金五萬六千九百九拾貳圓
歳出合計	金五萬六千九百九拾貳圓
歳入出差引殘金ナシ	

## 人口七十二萬を 目標とする計畫

### 第四期水道擴張事業概要

本市の上水道は明治三十年創設以來數次の擴張工事を行つたが近年水の使用は益々激増し此の状態では應急の施設によつて増した設備をも加へて極度に全能力を利用するも兩三年を保つには甚だ危懼を感じ且つ目下工事中の工業港完成の曉は益々給水量の増加を豫想されるので物資不

足の折柄ではあるが十五年先の昭和三十年の人口を七十三萬人と推定し水量も工業港の完成による工場の新設その他をも充分考慮に入れて諸般の計畫を樹立し水源は防空の關係上分散主義を採り新に現在原村取水場の上流の對岸に一ヶ所を設けて二ヶ所とし新水源の竣工通水迄には相當の時日を要するので此の間の給水量増加に對處する爲め現在原村取水場、牛田淨水場の一部擴張をも併せて行ふ第四期擴張工事を行ふ事となつた。

五四〇

一、現在設備の擴張 原村取水場は補助取水槽の改造により集水の増加を圖り、牛田淨水場には濾過池二面と送水唧筒三臺を増設可及的速に工事を終了通水を開始する計畫である。

二、新設水源施設 取水場以下の諸設備は防空上並に地勢の關係より太田川の右岸及其の以西に設くるを適當と認め既設原村取水場の上流對岸に取水場を選定し淨水場は之より西方約四〇〇〇米の地點に設くる。

一、淨水場 には沈澱池四面、急速濾過池一〇面、混濁池一個、集水池一池、送水唧筒所（唧筒四臺設置）、豫備發電所（重油機一臺發電機一臺設置）等を設置する。

二、配水池 淨水場の西方高地に設置したる外市内流末附近の高地三ヶ所に調整池を造り水壓降下を防ぎ併せて萬一に備へ、配水池の給水區域は大體市内に於て太田川本流以西とし之れに工業港建設地區一帯を包含せしめ更に在來配水池（牛田）より給水すべき東部地區との連絡に必要な配管を行ひ其の流量一日最大使用量の二五「パーセント」増に應ぜしめる。

以上の諸設備に要する事業費は九、八四〇、〇〇〇で昭和十六年度より昭和二十二年までに至る七ヶ年の繼續事業として施行の豫定。

## 全市民を擧げて

### 食糧増産の戦士

#### 食糧確保は大業完遂の基礎

『食糧の確保は國防國家建設の最も重大な基礎要件であります』されば聖戰五年、大東亞共榮圈顯現の大理想に一路邁進しつゝある我が國では節米と代用食を勵行する一方政府は外米輸入確保、米穀消費規正、米穀國家管理を實現し更に昭和十六年より向ふ十ヶ年を第一期計畫とした米約一千二百萬石、麥類約一千二百萬石、其他甘藷、馬鈴薯の大増産を期することゝなりましたことは去る三月一日藤田市長がラジオ講演（本誌三月三十日發行臨時號所載）の通りであります。

政府のこの大方針に則り文部省まづ農村の勞力不足補給のため學童の學業短縮をも行ふ方針を明かにし、軍部また軍の演習教練に支障のない限り軍用地を開放し又、農繁期の歸農をも考慮すると公表し更に、去る三月十二日の新聞では内務省が河川の敷地を學校、青年團等の勤勞奉仕に提供する意嚮であると報ぜられる等々今や正に開闢以來未曾有の食糧増産體制が着々と具現されつゝあり

ます。この際、この秋『座して農村よりの供給を待つのみでは此の超非常時の都市生活者として餘りに無責任なりと言はねばなりません、たとひ寸尺の地と雖も之を耕し之に作物を植付けて一粒でも多くの増産を圖り食糧確保の大目的を達成することに力を致すことは今日の都會人に與へられた新しき且重大なる務であると存じます』即ち都會人も亦各自が食糧増産の戦士である心構へとならねばなりません、殊に軍都として特殊の地位にあるのが廣島として、土地所有者はこの際進んで空地、休耕地を食糧生産のために無償貸與されるべく、市民は一人残らず猫額の地、一握の土も活用して一莖の菜、一塊の芋をも作る意氣込みとならねばなりません。市産業部殖産課では關係各方面の協力を得て市内官公衙・町内會・隣組・會社工場に呼びかけ又、土地所有者の理解ある協力により着々と空地、休耕地の利用運動並に青少年學徒の勤勞奉仕運動を進めて居りますが、この上更に各

## 大根の花の咲く 街の空地の哉

### 四季の空地の土地利用

家庭、各人に於て空地の利用、空箱空鉢による蔬菜栽培を行ひ楽しみながら食糧を増産し、健康を増進さるゝやう御奨め致します。

さて空地又は休耕地の活用であります。現在在取残されてある荒廢地は殆んど耕作不可能に近い處が多く従つて之が活用は容易な業ではない。先づ土地がきまれば排水不良の處は排水法を講じ、樹木がかけたる所は蔭を整理し、草の繁みは焼拂ふなど開墾に着手する譯であるが雑草の根莖や石礫は細大漏らさず掘起して搬出し、なるべく深く耕起し耕起した土に三―四割の馬糞又は塵芥塵土等を混入し、同時に酸性の中和と病虫害の防除、荒塵の腐敗を促すために肥料石灰（左官屋にもある）を一反歩當二〇〇〇位を撒布する。この場合火鉢の灰又は草木灰等があれば一反歩當り六斗位使用すれば一層結構である。次に道路をつけ整然と感ぜよよい區劃りを行ひ小面積の場合各は色々の圖案にするも妙味がある。以上の整形が終れば作物に依り適當な距離に作條を設けこの中に豫め腐熟させた塵芥堆肥や人糞尿等を注ぎ軽く覆土して種播き又は苗の植付にかゝるのである。種苗は本市では横川

の種物屋に行けば大概何でも間に會ふが手に入らぬものは當課に申込まれるがよい。

休耕地利用を共同で行ふ場合は成可く管理に手数がかゝらず盜難や病虫害の虞少いものを選ぶことがよい譯で、春は馬鈴薯、夏は里芋（濕地）甘藷等冬は蠶豆、豌豆、葱、玉葱等がよいと考へられます。そこで今直ぐからなれば馬鈴薯ですが、

何れにせよ種芋を得られた方は一箇十五匁以上の大芋は必ず縦に二ツ切り又は四ツ切りとして切口には草木灰（タキ落しの灰でもよい）を塗り一兩日陰所に置いてから植ゑるのです。植ゑる距離は畦巾二尺、株間一尺から一尺二寸位とし元肥の上に切口を下向けとして植ゑ、一寸位の覆土をする元肥は充分のことを申せば一反歩當り堆肥（塵芥落葉等）の腐敗したもの（等）三〇〇貫、草木灰三〇貫、大豆粕二六貫、過磷酸石灰一〇貫、下肥（糞尿）二五〇貫位が必要で、これを元肥に三分の二残りを追肥として二回位に施せばよいのです。それから新芽が三寸位に伸びたら直ちに二

芽を残して之を摘取り以後花蕾が見えたら同様摘取り、二―三回土寄せと云ふて畦の間の土を株元に盛り上げをする。

が本年は今迄以上に種蔓は廣範囲に成可く多く御分けすることが出来るやうに目下準備中であるから夫々の團體を通じて必要量を豫め申込まれたいものです。其他の蔬菜に依る休閑地の利用は必要蔬菜を中心として

Table with columns for seasons (冬, 秋, 夏, 春) and rows for various vegetable types (大, 小, 馬鈴薯, etc.), detailing sowing and harvesting periods.

お側下のものに 芽紫蘇は伸びる 庭家の蔬菜いろいろ

廣島市に適當と思はれるものにつき四季を通じて一覽表にすれば次の通りであります。詳細は殖産課に御照會下さい。成可く隣組や町内會で講演會、研究會を催して下さい。専門の技術者が都合のつく限り参ります。

ことは、どんなに意義深いことでも、仕事の合間のひと時でも、自然の光を満身に浴びながら、しつかりと大地を踏んで、額に汗ばむとき、自づと鼻も丈夫となり、すくすくと伸びる野菜をいとしみ育て、ゆく心持はどんなでせう。

イ、陰地(家屋の北、西側、木陰等) 里芋、薑、ウド、蔞、ニンニク、ミツバ、コンニャク、葱、分葱、ツルナ、パセリ、甲折類(大根、菜、芽葱)

食糧増産の歌

- 一、利鋏を握り大地に立ちて 旭日遙かに仰ぐ時 血潮はたぎり肉躍る 食糧増産吾等が使命 歴史は遠く三千年 流れは清し五十鈴川 保食の神の靈享けて 食糧増産吾等が使命 瑞穂の國の名に負ひて 努め盡さん非常力 一億國民の命なる 食糧増産吾等が使命 吾等の心奮ふ秋 五穀豊に穰るらん 食糧八洲に滿る秋 國の礎彌固し

豆、豇豆、豌豆、冬瓜、南瓜、糸瓜、隼人瓜 ニ、縁の下(床下) 甲折葉(つまみ菜、大根、菜、芽葱、芽デコ等) ホ、境界 アスパラカス、スギナ ト、コーン、梅、山椒 シ、道路縁の利用 小蕪、ツルナ、シ、莢豆、枝豆、ホーレン草、チン

ヤ、ミツバ、蠶豆、フキ、シユンギク ト、日覆 隼人瓜、南瓜、芍薬 (二) 空箱の利用 チンヤ、ツルナ、廿日大根、パセリ、苺、カブ、茄子、トマト 胡瓜、豆類、五寸人参、ピーツ

家のこむ所では 空箱利用も一興 屋根の空鉢にも春菊數莖

右のうち素人の方でも今頃から直ぐ實行出来る樂な野菜の作り方を二、三あらしお話ししてみたいと思ひます。昔から春の彼岸も秋の彼岸も、一年中で一番種まきに適當な時期といはれてゐますから只今では何の種播きをするにも、一番よいやうに考へられ易いのですが、實際は、日中はポカポカと暖かくても、まだ夜は相當冷たむのがこの頃の氣候の特徴です。野に直接種播きするのはまだ早過ぎて温度が不足のために折角芽が出ましても幼い苗が萎縮し勝ちでありますから、四月になつてから播いた方が安全で好結果が得られるのであります。

(三) 残滓、廢物の活用 發芽した玉葱は葉玉葱用に、葱、ミツバ、セロリ、シユンギク、チンヤ等は根株を繁殖用に、牛蒡長芋の芽首は種用に、馬鈴薯、里芋、甘藷等の古芋は種芋として夫々活用をお奨めしたいものです。

玉蜀黍等で種芋を植出すものではジャガ芋・里芋等でありませう。それで四月の上旬となりませうれば、莢豆・枝豆・夏葱なども播かれ、やま芋や薑等の植付も出来ませうし、五月上旬となりませうれば胡瓜・トマト・茄子さ、げ等の植付も適當な時期となる譯でありますから、今からそれ等の種ものを準備して置かねばなりません。種子はその作物の一代の成否の鍵を握つてゐるものですから、少しは高くても新しい充實した、よいものを選び出すことが必要なことでありませう。同じ苗物でもなるべく自宅で育てられた方が一入面白味も深く店先きの弱つた苗よりも生きもよく植出してからの成績がよいのも亦當然なことでありませう。ジャガ芋を植する場合には大きいものは上の芽をつけて三箇位に縦に切り切口中には灰を

つけて豫め堆肥や米糠・灰などの元肥を入れた所に二、三寸位の深さに植込むのであります。ジャガ芋は芽を出しましたらその時一株に一本づつ、丈夫な芽を残して餘分の芽は早くかき取つてやる必要があります。植込まうと豫定してゐる所は今直ぐよく打ち起して土を盛り上げて雨や日に當て、おきますと雑草の根は枯れ害虫の蛹や卵も死にます。土も風化されて軟かくなります。そして植る場所を決めましたならそこにこみ土や、落葉や葉の腐つたもの、それから油粕・米糠などを混ぜ込んでおき今度植る時には淡い水肥か油粕の腐つた汁だけを使つて苗を植込んでやりませうと直ぐ根づいて順調に伸びてくれるのであります。土地の少ない所で蔬菜作りの趣味に浸る方法としては空鉢や古いみかん箱等を利用することが一番近道であります。その一例として、かろうした廢物を利用してつみみ菜・甲折菜・甲折大根・春菊・芽葱芽紫蘇等を作ることあります。これらのものは鉢なり箱なりに八分目位肥えた土を入れて次から次へと種をまき下し僅かの手當をしますれば一年中間断なく作られ特にこれから夏にかけては一番作り易い時期であります。温度の高い時では一週間か十日でホヤの新しいスピード野菜がとれるのであります。つまみ菜や芽葱などは日當りのよいところでないといけません。甲折の類は臺

所の片隅でも縁の下にでも日陰で暖かい所さへあればよいのでありませぬ。これらの種は昨年の賣残りの白菜や體菜・大根・葱等の種を安く求めてから一坪に一合五勺位にこく種をばら播きこれに軽い肥土を種子が見えぬ程度に覆ひ、静かにたつぷり水をかけて芽の出る迄炭俵でも日覆をしておきます。芽が出ましたら覆をとって乾かない程度に水かけをして時々薄い油粕の腐つた汁か水一斗にアンモニヤ一握り位の淡いものをかけて乾かぬやうに注意してゆきませぬ。それでつまみ菜であれば一寸位の頃、甲折菜や甲折大根・芽紫蘇・春菊等でしたら甲折の開ききつた時、芽葱ですと二寸内外に伸びた時に何時でもとつて使ひまして直ぐ跡は掘り返して油粕の腐つた汁でもか

### 馬鈴薯に

### トマト實る

### 興味深い接木法

同じトマトを作るのにもジャガ芋の莖にトマトを接いで一株からトマトといもをとることなどは殊更面白いことでもあります。その方法はジャガ芋の芽が二―三寸に伸びた頃一寸五分位にスッパリ切りトマトの方も

けて前と同じ様なことを繰り返してゆきます。だが同じ作物を何作も續けますと土の力も弱り病氣も出易くなりすから適當に作がへをして五―六回もつた頃新しいゴミ土を半分位も混ぜてゆくやうにしますればいつとなく一流の八百屋さんでも得難い新らしくて獨特の香氣の高い甲折や芽物が得られ殊に不意にお客さんでもあつた場合など直ぐ間に合ひ挽物の實や、料理のつまものとしてまたは漬物として風變りな珍味を召上ることが出来ます。それから魚箱位の少し大きな箱ですと一度に採らんで次々と必要に応じてとれるものを作るやうにすることも結構なことでもあります。その場合家庭向のものとしましては穂紫蘇・パーセリー・春菊・ツルナ・廿日大根・小蕪等で心を一寸五分位に切り切り口の兩側を七―八分の長さに楔形としジャガ芋の莖の中央を一寸位縦に切りおろし手早くトマトの穂をさし込んで打葉か布切れで軽く結へばよいのですが其後は乾かさぬやうに一週間位も日蔭をつくつてやります。そして着いたなら日光にあて、強く立立てゆくのではありません。トマトの一番花が開く頃となると芋は適當な大あになつた頃ですから根を痛めないやうにさぐり掘りをしてやります。接いだトマトは特に元氣がよいから莖ばかりがどしどし伸び過ぎてみのが

### 休閒空地 耕作強制

### 場合によつて 第三者が耕作

近年工鑛業の發展に伴ひ工場敷地宅地等として土地投機の思惑、農業の薄利性等を直接間接の理由として農地を荒廢させ又現に農地ではない悪いことがありますが四、五尺位となつた頃に芯を摘んでやり、ジャガ芋もトマトもワキ芽を發生次第のみ取つて草出來が過ぎないやうに注意してやります。トマトの肥料は坪當り元肥にゴミ土二貫、過燐酸石灰一七匁、木灰二〇匁、米糠二〇匁位をやり、其後は油粕の薄い腐つた汁と時々過燐酸石灰を一斗の水に一つかみ位とかけてかけますと色も味もよいトマトが次々と喰べられ根からはよいお芋がとれて伸々面白いものであります。是非おためし下さい。

が農地として充分利用し得るに不拘之を空地のままに放任してをる處が多いそこで曩に公布の農地等管理令で斯様な休閒地又は空地がある場合は強権を發動して耕作を強制し得る途が拓かれてゐる

1 農地に對する耕作の強制 先づ地方長官は必要ありと認めるときは道府縣農地委員又は市町村農地委員會をして農地の権利者に對し其の農地を耕作させる様勸告すること出来るのである。若し之に背しない場合は第三者をして耕作させる爲貸貸其他の必要な措置を命ずることが出来る

2 空地に對する耕作の強制 耕作の目的に供する事を得る土地であつて而も一定の用途に供されずに放置されあるもの即ち空地の場合に付ても前同様に強制が出来る。

又、假りに農地が耕作されてゐても現下の逼迫した食糧問題の解決の爲國家の最も望んでをる方へ向ける様作付の調整を行ふことが必要となるそこで農地等管理令には次の様定めである

1 作付の制限又は廢止 一定の作付を絶対に禁止し一定の作付を指定今後作付面積を擴張又は減少することを制限する場合が豫想される

2 作付の命令 地方長官は必要と認めたるときは農作物の種類其他の事項を指定して之が作付を命ずることが出来る

## 用をなごぬ窓は 斷然塞ぎませう

### (七) 廣島市防火改修に就て

課 繕 營

ハ、亜鉛鐵板 トタン板は熱の傳導力大きく比熱は小で而も薄いために火熱を受けると短時間で赤熱されま

木材内部まで浸透させた木材で市場で販賣されて居るものには特許品の二三種類があります。

長所

- 一、熱の傳導率が小である事
- 二、外觀が普通木材と差異なく従つて舊來の和風の手法及び趣味を其のまま採用しても耐火的是なし得る事
- 三、輕量である事

短所

- 一、火熱に會ふても焰を上げて燃焼する事はありませんが炭化して強度を失ふ故火熱に曝らされる時間が稍々長くなりますと全厚、炭化して消防水瓦其の他の落下によつて崩解し火の粉や火熱を防ぐ事が出来ませぬので出來るだけ厚材を使用する必要があります
- 二、雨雪に曝らされる箇所は風化作用により漸次耐火効力を減じまするので風化防止の爲め塗料を施す必要があります
- 三、常に温氣を受ける箇所は腐朽し易い
- 四、火熱に會つて炭化し始める同時隙間に生じ易く火熱の侵入を防ぎ得ないので釘の打ち方重ね目等に

注意が必要であります。

- 一、節の耐火處理困難なる爲め節の部分及び板の割目には裏より當て板を要します
- 二、石綿板 石綿板は加熱時に割れる虞れがあり又落突物の爲めに損傷の危険がありますので廣い壁面を是れのみによつて防火的とする事は好ましくありません。而し他の材料の補強として用ゆるには便利なることが多くあります
- 三、其の他瓦、セメント板、壓縮板、耐火塗料等の材料がありますが、前項の材料と大同小異のもの或は將來相當研究の必要あるもの等でありま

外圍各部の改修方法

- 1、外壁、軒先、蟻羽、破風等 漆喰塗の大壁造りの壁面は塗厚が規定以上あるものに限り改修の必要はないのであります。板張り大壁造りの壁面は最も危険であります。之は鐵網モルタル塗りとするか又は耐火木材板張り改修するのであります。
- 2、軒裏、蟻羽等も之に準じた手法で改修するのであります。眞壁で柱が露出して居るのも不安でありますから柱の面を防火的に被ひ且つ壁との接觸部から火が這入らない工夫が必要であります。之等の各種材料及び用法は廣島市木造建物防火改修助成規程を参照して下さい。(昭和十五年五月二十五日發行市報掲載)
- 3、屋根の野地板 瓦葺或は石綿葺の場合 之等は一應防火的でありま

すが焰は屋根面に沿つて上り隙間から火のつく虞がありますから下方の壁面が改修範圍内にある場合には軒桁より一母屋上りまで野地をモルタル耐火木材等とする方が有効であります。

トタン葺の場合 此の場合には屋根面からトタンを通して火のつく虞がありますから前項の改修範圍にあるトタン屋根の部分の野地はモルタル耐火木材とし更らに一母屋分だけを同様改修すれば有効であります。

ハ、窓、出入口 鐵筋コンクリート造でも隣の木造家屋の火災に際し窓から火を惹いて内部が焼失した例は澤山あります。故に一般開口部の防火と同様に重要であります。其の手法としては簡易防火戸を取付ける事を以て原則といたします。此の戸は耐火木材製とするのが便利であります。洋風の建物で窓に戸のあるものや和風で雨戸のある家は戸に夫々耐火液を注入し必要に應じ間隙節穴等を補足し窓廻りの木部も耐火處理をして置かねばなりません。窓が硝子障子丈けで戸のない場合は耐火木材製の戸を新設せねばなりません。尙對隣壁が餘りに近い場合は上記の耐火木材製の雨戸をトタン板で被へば更に有効であります。尙窓の中には隣家の壁に非常に接近して居る事實上餘り窓の効力をなし居らないものについては思ひ切つて塞いでしまつた方がよいのであります。(ついで)

定期種痘施行ニ關スル件

廣島市告示第一七號

明治四十二年法律第三十五號種痘法ニ依リ本年定期種痘左ノ通り施行ス  
昭和十六年三月二十四日

廣島市長 藤田若水

- 一、種痘並ニ檢診期日及場所別表ノ通り
- 二、種痘ヲ受クベキ者左ノ如シ
  - 一、數ハ年、貳歳ノ者 (昭和十五年出生者) 第壹期
  - 二、數ハ年、拾歳ノ者 (昭和七年出生者) 第貳期
- 三、前年定期種痘ニ不善感並ニ猶豫中ノ者
- 四、從前ノ指定期日ニ種痘ヲ受ケズ其ノ他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者
- 三、病氣其ノ他事故ニ因リ指定期日迄ニ種痘ヲ受クルコト能ハザル場合ハ其ノ事由ヲ具シ猶豫ヲ申出ラレシ又檢診ヲ受クルコト能ハザル事由アルトキハ其ノ旨届出ラレシ
- 四、本市種痘所外ニ於テ種痘ヲ受ケタル場合ハ種痘證ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ届出ラレシ

種痘並ニ檢診期日及場所

(每日自午後一時至午後四時)昭和十六年

種痘月日	檢診月日	種痘ヲ受クベキ者ノ居住區域	期別	種痘並ニ檢診場所
四月七日	四月十四日	青崎尋常高等小學校通學區域	二期	青崎尋常高等小學校
四月八日	四月十五日	牛田	二期	牛田町安樂寺
四月九日	四月十六日	古田	二期	古田尋常高等小學校
四月十日	四月十七日	尾長	二期	尾長
四月十一日	四月十八日	福島	二期	福島
四月十二日	四月十九日	荒神	二期	荒神
四月十三日	四月二十日	荒神	二期	荒神
四月十四日	四月二十一日	荒神	二期	荒神
四月十五日	四月二十二日	荒神	二期	荒神
四月十六日	四月二十三日	荒神	二期	荒神
四月十七日	四月二十四日	荒神	二期	荒神
四月十八日	四月二十五日	荒神	二期	荒神
四月十九日	四月二十六日	荒神	二期	荒神
四月二十日	四月二十七日	荒神	二期	荒神
四月二十一日	四月二十八日	荒神	二期	荒神
四月二十二日	四月二十九日	荒神	二期	荒神
四月二十三日	四月三十日	荒神	二期	荒神
四月二十四日	五月一日	荒神	二期	荒神
四月二十五日	五月二日	荒神	二期	荒神
四月二十六日	五月三日	荒神	二期	荒神
四月二十七日	五月四日	荒神	二期	荒神
四月二十八日	五月五日	荒神	二期	荒神
四月二十九日	五月六日	荒神	二期	荒神
四月三十日	五月七日	荒神	二期	荒神
五月一日	五月八日	荒神	二期	荒神
五月二日	五月九日	荒神	二期	荒神
五月三日	五月十日	荒神	二期	荒神
五月四日	五月十一日	荒神	二期	荒神
五月五日	五月十二日	荒神	二期	荒神
五月六日	五月十三日	荒神	二期	荒神
五月七日	五月十四日	荒神	二期	荒神
五月八日	五月十五日	荒神	二期	荒神
五月九日	五月十六日	荒神	二期	荒神
五月十日	五月十七日	荒神	二期	荒神
五月十一日	五月十八日	荒神	二期	荒神
五月十二日	五月十九日	荒神	二期	荒神
五月十三日	五月二十日	荒神	二期	荒神
五月十四日	五月二十一日	荒神	二期	荒神
五月十五日	五月二十二日	荒神	二期	荒神
五月十六日	五月二十三日	荒神	二期	荒神
五月十七日	五月二十四日	荒神	二期	荒神
五月十八日	五月二十五日	荒神	二期	荒神
五月十九日	五月二十六日	荒神	二期	荒神
五月二十日	五月二十七日	荒神	二期	荒神
五月二十一日	五月二十八日	荒神	二期	荒神
五月二十二日	五月二十九日	荒神	二期	荒神
五月二十三日	五月三十日	荒神	二期	荒神
五月二十四日	五月三十一日	荒神	二期	荒神
五月二十五日	六月一日	荒神	二期	荒神
五月二十六日	六月二日	荒神	二期	荒神
五月二十七日	六月三日	荒神	二期	荒神
五月二十八日	六月四日	荒神	二期	荒神
五月二十九日	六月五日	荒神	二期	荒神
五月三十日	六月六日	荒神	二期	荒神
五月三十一日	六月七日	荒神	二期	荒神
六月一日	六月八日	荒神	二期	荒神
六月二日	六月九日	荒神	二期	荒神
六月三日	六月十日	荒神	二期	荒神

四月廿一日	四月廿七日	白島	一期	白島尋常小學校
四月廿二日	四月廿八日	大芝	二期	大芝尋常小學校
四月廿三日	四月三十日	矢賀	二期	矢賀尋常小學校
四月廿四日	五月一日	廣瀨	二期	廣瀨尋常小學校
四月廿五日	五月二日	廣瀨	二期	廣瀨尋常小學校
四月廿六日	五月三日	天滿	二期	天滿尋常小學校
四月廿七日	五月四日	天滿	二期	天滿尋常小學校
四月廿八日	五月五日	天滿	二期	天滿尋常小學校
四月廿九日	五月六日	天滿	二期	天滿尋常小學校
四月三十日	五月七日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月一日	五月八日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二日	五月九日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月三日	五月十日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月四日	五月十一日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月五日	五月十二日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月六日	五月十三日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月七日	五月十四日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月八日	五月十五日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月九日	五月十六日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十日	五月十七日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十一日	五月十八日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十二日	五月十九日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十三日	五月二十日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十四日	五月二十一日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十五日	五月二十二日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十六日	五月二十三日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十七日	五月二十四日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十八日	五月二十五日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月十九日	五月二十六日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十日	五月二十七日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十一日	五月二十八日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十二日	五月二十九日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十三日	五月三十日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十四日	五月三十一日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十五日	六月一日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十六日	六月二日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十七日	六月三日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十八日	六月四日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月二十九日	六月五日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月三十日	六月六日	天滿	二期	天滿尋常小學校
五月三十一日	六月七日	天滿	二期	天滿尋常小學校
六月一日	六月八日	天滿	二期	天滿尋常小學校
六月二日	六月九日	天滿	二期	天滿尋常小學校
六月三日	六月十日	天滿	二期	天滿尋常小學校